

鹿兒島県史料集  
(59)

通  
昭  
録  
(八)

鹿兒島県立図書館

## 刊行のことば

鹿児島県史料集第五十九集としてここに「通昭録（八）」を刊行いたします。

「通昭録」は、江戸時代後期 得能通昭（享保十四年生 寛政元年没）が郡奉行や勸農使として務める傍ら収集したものを江戸在勤中にまとめたものです。

内容は、薩摩藩主の編年記・薩摩藩及び公儀の法令・故実・室鳩巢などの漢学の説、番町皿屋敷の由来などの話、和歌・和文・随筆等を含みます。

今回は、八十余巻のうち巻之五十五から巻之六十までを刊行することといたしました。

本史料集は、鹿児島県立図書館所蔵本を底本とし、都城島津邸所蔵本、東京大学史料編纂所蔵本を参考に、元指宿高等学校長の中野翠氏（五十七・五十八巻）、西郷南洲顕彰館長の徳永和喜氏（五十六・六十巻）、鹿児島大学教授の日隈正守氏（五十五・五十九巻）によって、編集・校閲・校訂が進められ、刊行の運びとなりました。

長期間にわたる三方の御苦労に対し、心からお礼を申し上げます。

また、この史料集が本来の目的であります郷土資料の保存と地方史の研究や県民の文化向上に大いに役立てられるよう期待いたします。

令和二年三月

鹿児島県立図書館長

原 口 泉

目次

通昭錄卷之五十五	越氏隨筆	卷七	.....	1
通昭錄卷之五十六	越氏隨筆	卷八	.....	21
通昭錄卷之五十七	越氏隨筆	卷九	.....	37
通昭錄卷之五十八	越氏隨筆	卷十	.....	61
通昭錄卷之五十九	越氏隨筆	卷十一	.....	87
通昭錄卷之六十	越氏隨筆	卷十二	.....	107

解題

本巻「通昭録」巻之五十五の翻刻を収録する。底本は、鹿児島県立図書館本を底本とし、都城島津家本を校訂本とした。なお前述の様に『鹿児島県史料集』では、県図本を基本底本とすることが決められているため、都城本を校訂本とした。

内容的に本巻には、主に薩摩藩領である薩摩・大隅国内や日向国諸県郡内の由緒ある神社について記載されている。各神社の概要や祭神・宗派、創建の経緯等が記載されている。また薩摩藩領内の神社数、各神社領の広さ等が記載され、江戸後期における薩摩藩内の神社の状態について知ることが出来る。また門跡、諸宗由緒や僧官、南都や京の大仏、伊勢内宮や須磨寺、中国の寺数や京都・鎌倉の一部の寺院が記載されている。

目次項目と本文項目の順序が違ったために、本文項目順に目次を改めた。

通昭録 巻之五十五

越氏随筆巻七

- 一 加志久利神社
- 一 諏訪大明神
- 一 安養院
- 一 稻荷大明神
- 一 牧聞神社(秋カ)
- 一 鹿児島神社
- 一 大穴持神社
- 一 宮浦神社

一 韓国宇豆峯神社

- 一 益救神社
- 一 霧島神社
- 一 八幡新田宮
- 一 住吉大明神
- 一 山口大明神
- 一 栗野大明神
- 一 福島大明神
- 一 護摩所天神
- 一 江都湯島天神
- 一 荘内稻荷
- 一 頭殿居頭
- 一 麿府荒神
- 一 水神社
- 一 飯野諏訪大明神
- 一 御領内大社並社領
- 一 恵美須
- 一 野間
- 一 伊勢内宮
- 一 伊勢託宣
- 一 小城権現
- 一 三島明神
- 一 久富貴山大明神
- 一 神武天皇肥後阿蘇明神
- 一 日向一宮

- 一 東霧島権現
- 一 霧島神社
- 一 憶原憶大明神
- 一 宝持院
- 一 神明宮
- 一 抱真院
- 一 南泉院
- 一 福昌寺
- 一 浄光明寺
- 一 大龍寺
- 一 不断光院
- 一 寿国寺
- 一 南林寺
- 一 妙谷寺
- 一 興国寺
- 一 大慈寺
- 一 宝満寺
- 一 御領内寺數
- 一 御領内寺領
- 一 御領内無領寺數
- 一 御領内社數
- 一 御領内社領之事
- 一 御領内無領社之事
- 一 御領内堂數之事
- 一 寺社堂修覆

- 一 靈符堂
- 一 浄光明寺鐘
- 一 地神盲僧
- 一 寿長院（本文より補足）
- 一 伏見宝福寺
- 一 立野西之原薬師
- 一 坂本村片平毘沙門
- 一 花尾山鏡
- 一 御袖判御印判被下寺院
- 一 御領国御目見寺
- 一 寺社伝奏取次公家衆
- 一 親王門跡
- 一 撰家門跡
- 一 準門跡
- 一 本山山伏本寺
- 一 須磨寺縁記
- 一 須磨寺異宝
- 一 諸宗由緒（本文は「仏法緒宗」）
- 一 僧官位図
- 一 南都京大仏
- 一 心岳寺
- 一 心岳寺稲荷
- 一 薬王寺
- 一 笑岳寺
- 一 鎌倉西来院鏡

一一 向宗

一 鎌倉英勝寺

一 広智禪師

一 法然

一 日蓮

一 唐武宗毀寺還俗僧

一 狄梁公毀社

一 中華寺數

一 法華經字數

一 山州金藏寺隆豊

一 知覚禪師乗戒

一 三聖仏語

越氏隨筆卷七

一式内神社之事

一加紫久利神社

延喜式薩摩国出水郡小加志久利神社是なり、

応神天皇・神功皇后を合祭りて一座とす、外に住吉大明神是底筒男命・中筒男命・表筒男命三神を合祭り、日輪太神宮是天照太神也、姫明神是宇佐明神にて、則湍津姫命といふ、宇佐にて八田霧姫命・市杵島姫命を合祭る也、当社にても合祭ると見えたり、此數神を加志久利大明神と云、延喜式の神名帳にハ一座とあり、古来当国伝来、斯のことし、兩部習合にて本地毘沙門といふ、唯一神道にハ是を用ひす、山の名を加世久利といふ、五音相通して加志久利といふ、遷宮の時抱真院盛養開帳しけるに、中尊男体一体女体一体宝殿一ツに在す、末社姫宮左脇にて女体三体小宝殿一に在す、其外内陣に木像数体在とも朽損して分明ならず、

一 正一位諏訪大明神、上社ハ建御名方命、本社は信州諏訪郡南方刀美神社、下社ハ事代主命、本社ハ、摂津国長田神社なり、貞久公信州大田庄を兼領し給ひ、薩州に下国の時信州の本社を請し、薩州山門院の宗社に崇められる、氏久公鹿兒島に移り給ふ時神社を鹿兒嶋に移す、綱貴公御願に因て正一位をゆるさる華表の扁額ハ右大臣近衛家熙公の墨蹟なり、

(頭注)「按ニ長田大明神摂州矢田郡郡長田村ニ在、祭神一坐事代主尊、大己貴尊之子也、神功皇后新羅征伐ノ時、皇后船廻於海中不進、卜レ之ハ尊誨之云祠吾千御心長田国則令祭之長田大明神

ト云、

一 護国山大楽寺安養院ハ真言宗大乘院の末寺なり、氏久公諏訪神社を移し給ふの時此尊を建られ、今に諏訪の別当寺なり、

一 正一位稻荷大明神は、倉稻魂神・瓊々杵尊・伊弉册尊等の神を祭る、本社ハ山州紀伊郡三峯神社なり、忠久公御誕生の時冥助を以世々奉して氏の神と崇め給ふ、綱貴公御願に因て正一位を免さる、額ハ諏訪に同し、

一枚聞神社

延喜式薩摩国二座の内、穎娃郡小枚聞神社と云、是なり、天智天皇の後の廟也といひ伝ふ、枚聞を俗に開聞と書く、故に伝誤て開聞などといへり、筑前国員原好古か倭爾雅云、薩摩国一宮和多都美神社分注に在<sub>二</sub>穎娃郡<sub>一</sub>今在記云開聞峰是也、一宮記に塩土老翁とす、

一 鹿兒島神社

延喜式大隅国五座内桑原郡一座大鹿兒嶋神社とある、是也、国分宮内正八幡宮吉田兼右云、神功皇后なり、彦火々出見尊を祭れり、

一 大穴持

隅州国分郷にあり、延喜式大隅国噲啾郡三座并小とある、是なり、

一 宮浦神社

隅州福山郷にあり、延喜式所謂大隅国三座小の内なり、寛延中勅ありて正一位に叙す、

一 韓国宇豆峯神社

隅州国分郷にあり、延喜式所謂大隅国三座小の内なり、

一 益救神社

隅州屋久島に在り、延喜式に大隅国馭謨郡一座小といふ、是なり、古音屋久を益救と書けり、本朝文粹に出たり、

一 霧島神社

延喜式に日向国四座<sub>并</sub>内諸縣郡一座 霧島神社といふ、是なり、地神三代瓊々杵尊降臨の地なり、日本最初峯と云、速日<sub>ハヒ</sub>の峯尊・千夜ノ峯といふも皆此嶽なり、瓊々杵尊ハ 天照大神の孫也、続千載集法皇御製に、

頎<sub>ノ</sub>かぬはやひの峯に天降る天の御孫の国そ我国、

今社領五百四拾四石を寄付せらる、別当寺を霧島山錫杖院華林寺と云、隅州噲啾郡の内にあり、開山を慶胤上人といふ、欽明帝の御宇の人なり、初て此山を開て神殿を建立す、後神火發て焼失す、数年の後性空上人再興す、又退転し、二百六十年を経て文明十六年真言の徒兼慶法印忠昌公の命を奉し、此山に登り神殿を再興して今に至る、

一 式外神社之事

一 八幡新田宮

地神三代瓊々杵尊の靈廟也、神書に久々天津彦々火瓊々杵尊崩、因葬筑紫日向可愛の山陵といふ、是也、古薩隅日三州共ニ日向國ナリ尊千の臺を此所に築き、高く城を構へて天下を治め給ひしによつて、とに千臺高城などいふ名残れり、千臺字後に誤て川内・千代とす、当社古ハ 禁裏より殊に崇敬あるによりて毎年六月名越し大祭には遠く勅使を下し、神徳を恭敬し万民を役して祭祀を行はれりと也、旧記・文書等若干今に存す、後柏原院の御宇大永年中に筑前国大分宮、肥前国平栗宮、肥後国藤崎宮、薩摩国新田宮、大隅国正八幡宮遠國参詣にたよりあらずとて、山城国小山庄に移し給ふこと、神祇拾遺に見へたり、即今京都の北に在る五所八幡これなり、

一 住吉大明神 三所

日州諸県郡に在り、隅州に境故に隅州贈吟郡末吉に掛る櫛原に櫛大明神の社あり、上津瀬・中津瀬・下津瀬桜谷小戸の池橋の嶽の旧跡あり、(記カ)日本記(記カ)神社考(記カ)日本記に見へたり、上津・中津・下津の社あり、神功皇后是より撰州墨の江に遷宮なり、貝原好古か倭爾雅に橋小戸櫛原の二所(記カ)日本記及ひ袖中抄宗砌法師等の説に拠れハ、筑前国に在るを正とすといへとも、天和三年神祇長官三位吉田兼連朝臣縁起を作て上古の神跡まきれなき本社なる由、自筆に是を書けり、又神殿の扁額兼連の筆跡也、

一 山口大明神

日州諸県郡志布志郷に在り、天智天皇此地にて崩御し給ひしを崇めて山口大明神と号しけると云ふ、

一 栗野大明神 高岡宗廟なり、オナナミキ大己貴命・事代主命・建御名方命・下照姫命・味耜高彥根命・少彦名命・大歳神・高光照姫命シモウヒメ アチスキタカヒコネ スクナヒコナ オハトシ タカヒカルテルヒメ八座を勧請す、十月初午祭禮近他領の社人まで集り大祭にて参詣尤多し、

一 福島大明神 日州福島に在り、嵯峨大覚寺門跡義昭・僧正尊宥の靈を祭る、尊宥を誅戮の後福島院往々怪異あり、是尊宥の靈なりとて有司美作守藤原直久社を立て祭る、後に島津豊後守忠朝京師に告げ神祇長從二位吉田兼俱に因て神号を請ふ、兼俱 天聰に達し明應七年九月廿五日福島大明神の号を賜ふ、永正十二年忠治公尊宥菩提の為に大興寺を鹿兒島に建立し給ふ、

一 鹿兒島護摩所天神

弘治二年九月九日貴久公御建立、初ハ板に南無天満大自在天神とあり、永祿四年十一月十六日影像の天神貴久公御勧請にて同宝殿に安置し給ふ、文祿二年義久公重て御造立棟札に文祿二年義久公天満天神宮一字重て御造立御武運長久御子孫御繁栄城中無事御領国安泰の為云々、尊像安置の箱にも見へたり、継豊公御代修覆を加へらる、

一 江戸湯島天神

太田道灌建立、文明十年の秋道灌一室に宴座し睡につく、菅丞相に謁すと夢む、明朝人来て菅丞相親筆の画像を献す、道灌昨夜の夢を以て靈夢とし城外の北畔に菅相公の祠堂を建て、数十頃の田



寄せて梅花數百株を側に栽へ亭を立て扁号して香月と号す、是則湯島天神なり、

一 庄内稲荷

忠久公住吉にて御誕生の時狐火の瑞鳴焉たりければ、御入国の時嶋津の庄島戸都城郡元村に件の狐を稲荷大明神に崇め給ひ累世御氏神と定め命婦殿と号し今に存す、

一 鹿児島郡諏訪大明神御祭礼法様之事

陸奥守貴久忠国公御事御代頭殿居頭と云事始る也、此根元ハ日本国の祭心也、頭殿ハ 勅使居頭ハ上使也、七月一月之間頭屋之儀、或ハ 勅使会釈之儀也、号<sub>二</sub>頭殿<sub>一</sub>事 公郷藏人頭殿 勅使之心也、号<sub>二</sub>居頭<sub>一</sub>事ハ上使なれば諸衆の上に居心也、頭殿之寄頭也、然は祭之日天下之為祈禱頭殿御幣次ニ為、国之祈念居頭御幣次ニ參て国為祈念、貴久之御幣如此也、末代迄此旨ニ存知<sub>レ</sub>島津之扱者能々可致奔走者也、為子孫矣書付置所也、

永享十年戊午伍月七日

氏親在判

一 鹿児島嶋荒神社 後追

一 水神社 初ハ山崎へ御建立、遠方便あらさるか故に鹿児島嶋荒神社、同所に遷宮あるへき哉の旨、御物奉行言上にて諏訪太夫へ尋られ荒神社辺に移さる、明暦三年より四年に及ふ比なり、

一 飯尾諏訪大明神 家久公加久藤城中にて御誕生あり、加久藤城ハ飯野諏訪大明神敷地の故、御産神たるの旨聞召され、神領高五拾石二之宮と同しく寄付し給ふ、

一 御領内大社并社領

加志久利 薩州出水郷 神領高六拾石  
枚聞 同州穎娃郷 神領高貳百石  
八幡新田宮 同州水引郷 神領高八百六拾七石  
正八幡 隅州国分郷 神領高七百六拾貳石  
霧島 同州曾於野郷 神領高五百四拾四石  
外十三社 神領高九百三拾五石

一 惠美須ハ大己貴命の子、事代主神なり、釣<sub>レ</sub>魚<sub>ヲ</sub>の像を祭るハ出雲国三輪ヶ崎にて釣垂れたるかたちなり、

一 野間山ハ薩州加世田郷に在り、長崎夜話草云、福建の南海に甫田と云ふ所あり、漁家林氏の娘生れて靈異あり、十餘歳にして我ハ則海神の化身なり、海洋に入て、往來の船を守護すへしとて忽ち海水に没死す、則甫田に廟社を建て船神と崇め祭りて今にあり、大明の天子より天妣老媽の諡号を賜り、觀音の化身として唐土の諸船尊敬す、其海中に没せし、尊骸ハ流て薩摩の海浜に寄り來れるを取上て山上に葬りぬ、其後種々の靈異の事有て、往來の船諸願を叶へり、長崎入津の唐船も洋中にて初て此上山カを見るとき、錢紙を焼き金鼓を唱して拝祭せり、是より此山を野間山権現と号せり、野間の和訓ハ則老媽の唐韻の轉語なり、

一垂仁天皇二十六年丁巳十月甲子伊勢国度会郡五十鈴川上に内宮を建て祭る、是内宮の初なり、

一雄略天皇二十三年 太神託宣に曰、人は天下の神物なり、心神を破ることなかれ、神ハ垂るに祈禱を以て先とす、冥ハ加るに正直を以本とす、

一神を敬すること其身の神明にありといへり、

渡れ綱か歌に

誠なき 事なかるへし さりともに

おもひ違て 我いのるとも

一覽府小城権現ハ忠国公を祭れり、公逝去の後奇怪の事とも有りて神に崇め奉りしとぞ、

一伊豆国三島大明神ハ面足尊を祭る、初伊豫国に崇めたり、宝龜六年此所に移し祭る、豫州も今猶存す大社なり、

一覽府久富貴山大明神ハ、貴久公華尾山を摸して建立なり、

一神武天皇日向国鳥度の岩戸にて誕生、四十餘年宮居し、其後東征あり、大和国に都す、第二の皇子神八井耳命、第一の男健甞龍命筑紫に下る、肥後国阿蘇明神、是なり、

一日向国一宮ハ都農神社児湯郡にあり、一宮記曰大己貴命也、又宮崎社と号す、延喜式神名帳小都農神社、

一東霧島権現三俣院高原郷に在り、延喜式神名帳曰諸県郡一座小霧島神社、後に五神を合祭りて六座とす、

天津彦々火瓊々杵尊、木花開耶姫、彦火々出見尊、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、玉依姫、神武天皇

一霧島神社、贈嶽郡に在り、所祭六座

瓊々杵尊、木花開耶姫、彦火々出見尊、鸕鷀草葺不合尊、玉依姫、神武天皇

一憶原ハ末吉郷にあり、伊弉諾尊祓除するの所也、憶大明神ハ伊弉諾尊を祭る、

一神護山觀音寺宝持院大乘院の末寺也、天正年中義久公御建立稻荷明神の別当寺とす、

一神明宮中ハ 天照皇太神、左ハ天手力雄神、右ハ萬幡姫神也、本宮ハ武州江戸飯倉神明宮なり、宝永三年丙戌、吉貴公御創建なり、

一神應山金胎寺抱真院ハ大乘寺の末寺なり、もと安養院境内三本寺といふ、宝永三年今の地に移し改号して神明宮の別当寺とす、

一大雄山南泉院仏日寺天台宗武州東叡山の末寺なり、定院宝山門玉

照院兼任にて僧正地なり、光久公御願に因て、東照宮を遷座し奉り、徳川家世々の靈牌を安置し給ひしを、宝永七年吉貴公御再興あり、初此寺薩州鶴田黄龍山大願寺の年久しく廢壞したるを改号し今の地に移し給ふ、大願寺初ハ天台宗後に禪宗たるを改宗す、

一玉竜山福昌寺、應永元年久公御建立、開山石屋、十六歳にて南禪の帰雲院にて落髮し、二十七才越前国永平寺に至り通幻を師とし十哲の其一となる、能州総持寺の末寺にて薩隅日曹洞宗の録所なり、後奈良院 勅願所たり、勅願所福昌寺の宸翰扁額とし、及び 勅書 繪旨今に存す、

一経圍山宝成就寺大乘院、事相の本寺ハ城州醍醐山宝地院、教相の本寺ハ五百仏山嵯峨大覚寺にて、院家兼帯の号を尊寿院といふ、天文年中貴久公御建立、国家の祈願所として華尾権現の別当職とす、薩隅日密宗新義派の本寺、灌頂の道場にて僧正跡の寺なり、

一松峯山無量寿院浄光明寺ハ相州藤沢山清浄光寺の末寺なり、開山宣阿諸誠ハ鎌倉に住して一遍已前の道時宗なり、忠久公崇し給ひ、御下国の時伴ひ来り、浄光明寺を建て居らしむ、建治年中久経公御代一遍上人薩州に来るの時、其徳殊勝なるを感じ給ひ、浄光明寺をしてその門流たらしむ、弘安七年久経公嚴考忠時公の十三回に当る、追孝の為大に此等を再興し、旧制をまし六時の行法般舟三昧を修せしめ三代の靈牌を安置し給ふ、遊行上人回国の時ハ数月爰に淹留し昼夜六時礼讃の勤行、賦算化益の道場なり、世々物金襴の袈裟、傘半畳輿を本寺よりゆるさる、享保十七年遊

行五十世快存永足下地となさしむ、先是ハ準足下なりといふ、薩隅日三州時宗の小本寺也、

一瑞雲山大龍寺ハ濟家五山流にて京都東福寺末寺なり、十刹の一なり、寺地貴久公・義久公御座なされる故、家久公今の城地に移り給ひ建立あり、二公の法諱を摘て大龍寺と号す、

一養泉山無量寺不断光院ハ京都東山大谷山知恩院の末寺なり、開山を清誉といふ、進藤筑後守か弟なり、初近衛家の寺京都不断光院の住持なり、天文・弘治の比はく近衛殿下の使として我国に来る、故に文祿五年 貴久公清誉を招き、此寺を創建し給ふ、近衛三藐院信輔公薩州へ左遷の日春日大明神を旅寓に崇め置かれしを帰洛の日此寺の鎮守たらしむ、公又命して、榜面に図画せしめ、榜ことに自ら和歌を書し宝殿に納む、宝永八年近衛家熙公自般若心経を写して寄付す、享保二年吉貴公清揚院殿贈正一位大相国公の靈牌を安置し給ふ、

一元持山寿国寺ハ黄檗宗宇治黄檗山万福寺の末寺なり、享保十四年吉貴公御志願に因て真言宗地藏院の廢寺を改めてこの寺を建つ、

一松原山南林寺福昌寺の末寺なり、貴久公御創建、延享元年住持疎山願に因て、崇寧総禅大中三ヶ寺の免牘を得て常法幢をたて、冬の結制長く怠らず、

一覚照山妙谷寺福昌寺の末寺、忠国公の第六男柱山僧建立、初上伊

敷村中に在り、義久公今の地に移し再興し給ふ、

一 太平山興国寺福昌寺末寺、天正五年忠治公嚴考、忠昌公の為に御建立、

一 龍興山大慈寺濟家京都妙心寺の末寺なり、十刹の諸山列なり、初隅州肝付に在り、曆応の比志布志城主楡井遠江守頼仲志布志に移し大慈寺と改む、何れの帝の時にや、勅願所として広恵の二字を賜ひ大慈広恵禪師と号すといふ、後柏原院永正十五年開山玉山に仏智大通禪師の諡号を賜ふ、頼仲亡ひて後氏久公玉山二世剛中和尚に帰依し、田地を寄付し丈室を修造し即心大樹等の寺を立て、此寺の羽翼とす、寺中十境八景等の名所あり、

一 秘山宝満寺密教院ハ律宗南都西大寺の末寺なり、鎌倉極楽寺の信英蓋下、仙モ云、正和五年来て創建す、本尊如意輪観音ハ仏工運慶か作なり、中津川道海、原田光信、信長三人志願に因て西大寺より爰に安置す、曆応三年足利直義院宣を奉し一國一基の塔婆を建つるの時仏舍利二粒を奉納、院宣及び直義の状今に存す、

一 御領内寺数千六拾六箇寺

五百八 薩州

内百拾八 鹿兒島

三百拾八 隅州

式百四拾 日州

一 御領内寺領之事

高壺万千七百四拾六石 式百七拾三箇寺領

内

九千五百五拾壺石 薩州百四拾壺ヶ寺領

七百九拾式石 隅州七拾五ヶ寺領

千四百三石 日州五拾七ヶ寺領

一 無領寺之事

八百壺ヶ寺

内

三百七拾壺 薩州

式百四拾三 隅州

百八拾七 日州

一 社数之事

四千四百七拾社

内

二千九拾三社 薩州

内百六拾五 鹿兒島

千四百七拾九 隅州

八百九拾八 日州

一 社領之事

高三千三百七拾式石 拾九社領

内

千三百五拾貳石 薩州拾社領  
千三百五拾六石 隅州四社領  
六百六拾六石 日州五社領

一 無領社之事

四千四百五拾

内

貳千八拾壹

薩州

千四百七拾六

隅州

八百九拾三

日州

一 堂敷之事

四千貳百八拾六字

内

百五拾四

鹿兒島

四千百三拾二

外城

一 寺社堂修覆之事

社四千五百六拾五

内

拾五

御物

百七拾四

寺社方

四千三百七拾六

無構

堂四千三拾八字

内

拾壹宇

御物

四拾三宇

寺社方

三千九百八拾四宇

無構

寺院千八拾壹軒

内

貳拾七軒

御物

貳百五拾三軒

寺社方

八百壹軒

無構

一 御城山靈符堂

家久公当御城御普請請の後、穎川三官<sup>明</sup>に命してトせしむ、トして日、吉なり、然れども後火災あらん、火を除くには靈符堂を立て是を祭らハ免かるへし、於是山中に堂を立て祭らしむ、靈符ハ火を鎮むる神の名なりといふ、

一 浄光明寺鐘

久経公弘安七年閏四月三日、嚴考、忠時公の十三回忌にあたるの時、鑄さしめて御寄進なり、嚴考前隅州禪定幽儀道仏当十三年忌作此鐘、弘安七年閏四月三日大願主前下野守藤原朝臣久経法名道忍云々、宝曆六年迄四百七十三年に至る、

一 地神盲僧之事

比叡山末流にて天台一流の勤をなし、官成ハ叡山に登り、志野尾妙音寺へ付て言上す、盲目遠路勤かたく、使僧を遣して官成す、頼朝公の時盲僧宝山天下の祈禱をなすに由て、忠久公に従ひ薩州に行かしむ、故に伊佐郷中島に居す、是を宝山檢校と云、

一 宝山十三代淵脇寿長院、天文元年日新公薩州南郷桑波田孫六を攻給ふの時、命を蒙り彼地を徘徊し、三月廿九日城中狩に出るを聞き、公に告ぐ、公軍を進めて南郷を陥る、その外斥候祈禱の功有て、公の憐ミを得るといふ、

十四代家村大光院・寿長院祈念或ハ聞合せの功あるを以て、何ぞ可願出之旨仰渡さる、家村申出けるハ外城へ盲僧多く土用経読來るといへとも、私一人に仰付られ惣家督をゆるされ、諸外城盲僧へハ居屋敷下され永く土用経読誦の願申出、免許を蒙る、義久公九州御征伐の時、肥州まで召出され誦経す、

元和五年八月伊作より鹿兒嶋へ召出さる、依之十五代長倉常德院罷移り、家久公へ由緒言上、雀明王の本尊下され地神堂建立、花香料として年俸拾石を賜ふ、

寛永五年常楽院妙音天の祭を企つ、家久公御覽あるへきの由仰出され、相良舍人、北條主水御造立奉行仰付られ、御棧敷相調、十月晦日妙音天濱下り万千代様つ・福寿様御同道、島津下野・喜入撰津・仁禮藏人御供、常德院え御盃頂戴、青銅千疋、御肴一折兩樽拝領仰付らる、其後常楽院木像御作らせ被下也、今に中興家督と称す、

穎娃開聞薩州に下り給ふの時、盲僧浄破従ひ来ると云伝ふ、故に其末流長学今に至て社壇にて讀経す、

宝山と共に妙音天守り奉り下国せし、信清法師高尾野へ召置かれ、其家督末流今に明德といふあり、

加久藤三徳永祿・元龜の比及び天正年中に至り、菱刈表伊東氏高麗、関ヶ原迄忠誠を袖たる功により、惟新公より日州十三ヶ外城

家督仰付けられ、家久公御誕生御祈禱相つとめ初生荒神御供として知行三石七斗永く是を下され、御札守年々進上す、

延暦元年遷都の時禁中五龍地あり、阿部仲丸、武智丸是を退散せしめん事を謀る、於是筑前国盲僧今様、けさ様、大栗、大行事、満市、満王、満虎、山城八人参内して祈禱す、平城天皇大同元年 勅定有て、官位・色衣を免るされ、四人ハ都に残り、四人ハ国に帰る、

右前後錯乱、妄談、訛謬多しと雖も、暫く盲僧浄楽氏か書を抄略す、

一 山州伏見に宝福寺といふ曹洞宗の庵寺あり、薩州河辺郡宝福寺の末寺也、住持一世に一度本寺に来ると云、

一 白石彦兵衛、長田長吉、藤崎四郎左衛門ハ慶安年間の人也、先祖ハ忠久公伊吹山御籠の節近江国坂元の内西原・水口・片平三ヶ所へ罷居、野菜を相続ケ御奉公申候付、忠久公御下国の時御供仰付られ、薬師二体・毘沙門一体持ち下り、一体の薬師は立野、一体ハ西の原へ、毘沙門ハ片平に堂を立て安置す、近江国在所の名を付、鹿兒島に於て西の原・水口・片平を以て坂本村の内門の名とす、白石・長田・藤崎・坂元百姓となり、此所に居す、年頭歳暮五節句にハ御祝の規式此四家勤む、慶長五年御城引の時所持の一所召上られ、返地を給へらす、後願に因て子孫士となる、

一 華尾権現内陣に鏡数多有之、仏像を鑄付たり、丹後局自愛の鏡もあり、局ハ嘉祿三年卒去、遺言に因て花尾にて火葬し、墓・茶毘

所今に存す、比企能員及び永金阿闍梨の墓もあり、

一吉貴公御家督二付、宝永二年十一月十五日御袖判被下、

大乘院 福昌寺 淨光明寺

一乘院坊 大慈寺志布志

右門主御実名御書判

大龍寺 不断光院 正建寺

広濟寺伊集院 感心寺野田 願成寺帖佐

本永寺高岡 正興寺国分 宝満寺志布志

神徳院高原

右門主御印判

山内寺野田 遠寿寺国分 正国寺国分

右門主并御印判

一御領国御目見寺

天台宗八ヶ寺南泉院派 七ヶ寺弥勒院派 二ヶ寺

合十七ヶ寺

曹洞宗四十九ヶ寺 臨濟宗十四ヶ寺

真言宗四十八ヶ寺大乘院派 六ヶ寺一乘院派

合五十四ヶ寺

時衆宗十六ヶ寺

黄檗宗二ヶ寺 律宗二ヶ寺

浄土宗三ヶ寺 法華宗四ヶ寺

寺社伝奏取次

一伊勢 加茂 春日 伝奏奉行依時替也、

一松尾 稻荷 西宮 大原 梅宮

右白川家

一八幡 智恩寺 百万遍 錦織寺 成就院 本国寺

右広橋家

一住吉 藤盛 大徳寺 南禅寺 東門跡 永平寺

惣持寺 円福寺 泉涌寺 長講堂 真如堂 金剛院

遊行 清水執行

右勸修寺家

一二尊院 黒谷金戒光明寺 禅林寺 永観堂 廬山寺

遣迎院

右西三條家

一淨花院 般舟院 清源寺 西教寺

右万里小路家

一法勝寺 興正寺 西教寺

右小川坊城家

一広隆寺 智積院

右清閑寺家

一妙心寺

右甘露寺家

一永源寺

右烏丸家

一七観音院

右柳原家

一西本願寺

右武家伝奏衆

一平野

右西洞院家

一金勝寺江洲

右持明院家

親王門跡

一輪王寺御門跡

天台宗

一梶井御門跡

一妙法院御門跡

天台宗

一青蓮院御門跡

天台宗

一曼珠院御門跡

天台宗

一聖護院御門跡

聖護院村御領千四百石余

一円満院御門跡

藪下

一仁和寺御門跡

御室

一大覺寺御門跡

嵯峨

一一乗院御門跡

法相宗 南都

一勸修寺御門跡

御領千四百九拾弍石  
(寺脱か)

一智恩院御門跡

東山

御領四拾六石余

一随心院御門跡

小野

御領六百拾弍石

一実相院御門跡

天台宗 岩倉

御領四百拾弍石

一毘沙門堂御門跡

天台宗 山科

御領五百七拾石

撰家門跡

一三宝院御門跡

大僧正

真言宗 醍醐

六百五拾石

一大乗院御門跡

法相宗 南都

九百拾四石

準御門跡

一安井門跡

真言宗

建仁寺裏三百石

一西本願寺門跡

一向宗

大僧正  
西六條

一東本願寺門跡

一向宗

東六條



一 専修寺門跡

大僧正

伊勢一身田

一 興正寺門跡

西六條

權僧正

一 仏光寺門跡

五條坊門 七石余

一 聖護院宮ハ江州園城寺長吏なり、本山流修験者本尊とす、崇徳

院天治二年三井寺の行尊を大僧正とし、熊野三山の檢校とし始て山伏の事に預る、是より山伏の本山とするなり、三寶院を以当山山伏の本尊とす、

一 撰州須磨寺略縁起

抑当寺の由来を尋見れば淳和天皇の御宇、兵庫の浦和田の御崎の海中に夜々光明かゝやき碧天を照す、諸氏はを恐れ院へ奏聞す、時に 勅使を以て見せしめ給へハ聖觀音の尊容也、帝叡覽まし / 〳〵て急き靈場を奉見、安置せよとの勅詔なり、幸ひ以て兵庫より北に当て山あり、大伽藍を建立し入仏の法施にハ、一千の大衆圍繞して普門品の世尊偈を一七晝夜怠らず、数返の精誠抽て供養成就遂るゆへ恵偈山北峯寺と号す、其後仁王五十八代光孝天皇の御夢幻に老翁来て云、我北峯寺の觀音なり、兵庫の浦と申ハ市場魚肉の垢穢多し、是より西に向て上野といふ山あり、彼地へ移し給ふへし、国家豊饒に加護せんとあらたに告させ給へハ、帝驚き歎喜の涙を垂給ひて、頓て開山聞鏡上人に 勅し当山へもり移し、上野山福祥寺と改め、天下安全の勅願所として三ヶの庄を御

寄付あり、今に至て八百年餘の星霜を経たり、若木の桜も古へより変更する事もなく春ことに花開く、東を望め八月見の松、行平の中納言月を詠し廢所なり、西を顧れハ鉄柵か峯や鐘かけ松、明石の浦もほの見ゆる山下になれば、一の谷元暦の二月源平互に白赤の旗を双へし巷なり、南紀陽淡山漫々たる滄海目前に遮り、九柴万里の船を浮ぶ、濱邊を見れハ松風村雨植置し、一木の松も千年ふる光大將の屋敷境内の邊にあり、幾夜ねさめぬ、次テの関守やしき千鳥川の西にあり、北ハ鶴越の山つゞき、峨々とそひへて峯高し、平敦盛公隨身せられし遺物も源の義経公より此宝前に寄供せり、寔に此山によちのほるものハ目をあそハしめ思ひを馳せて、速に污垢塵をはなれつゞ現世にハ人々所求を成就し、未來にハひらかん事、觀音妙智力の御誓約疑ひこれなきものなり、

一 須磨寺靈宝

一本尊聖觀音

一 青葉の笛 弘法大師作

一 ふかねとも音に聞へて笛竹のよゝの むかしを思ひこそやれ

一 高麗<sup>コリア</sup>笛 学祐僧正筆

一 敦盛繪 熊谷筆并甲冑

一 敦盛幼少手記跡

庭雪 音寿丸

よしやたゝとはれても又 なくさまむ

おのれあとなき 庭のしらゆき

寿松祝言

みとりなる 松に千とせの 色見せて

ひさしかれとや のきの山かせ

一 敦盛赤旗名号 法然上人筆

為敦盛空顔憐清菩提書之 源空

脇和歌

音寿丸 ヨニコソスマテ タヘイリテ

ミタノハチスニ トモニ生ルゝ

一 保呂衣名号 蓮生法力筆

脇ニ法ノ水 スミト硯テ カキヲクモ 心行具足 阿弥陀仏カ

一 若木桜制札 弁慶筆

此花江南所無也、於一枝盜之輩ハ任天永紅葉之例、伐一枝者可

剪一指、

寿永三年二月日

右之外什物有之候得共、常には出し不申、

七月七日虫干ニ出候、

上野山 福祥寺

一 仏法諸宗

俱舍 三十六代 皇極天皇の御宇、知通・知達南都元興寺僧入唐して伝

ふ、後に南都の元玄玄乃昉僧正入唐し帰て三井寺、東大寺に

おいてひろむ、

成実 三十四代 推古天皇の時、道昭・道慈入唐して伝ふ、或

云、恵観・恵慈百済の恵昭本朝に渡し東大寺にひろむ、

三論 高麗の恵観来朝し、元興寺に住し、孝徳天皇の勅に因て

華嚴 ひろむ、或云、恵観聖徳太子に伝へ、後に玄昉ひろむ、

四十六代 孝謙天皇の時、東大寺の朗弁入唐し、盧山の恵

遠法師に伝へて帰る、

律 五十代 桓武天皇の時、伝教大師の弟子義真和尚入唐して

傳來す、

法相 四十代 天武天皇の時、知風法師一切經を持来て義円僧正

に伝ふ、

真言 桓武帝の時、弘法大師入唐し、青龍寺の恵果和尚に傳來し

て帰朝す、後伝教大師 嵯峨天皇の 勅を奉し入唐して龍

興寺の順曉和尚に伝ふ、又 仁明天皇の時、慈覚大師 勅

を奉し大興善寺の元政和尚に伝ふ、又 文徳帝の時、三井

寺の知證大師入唐し、法金和尚に伝ふ、故に東山山門三井

寺の真言に替りあり、東寺には空海・宝恵・直雅をつらね

天台 聖沢両流といふ、高野ハ空海・真然をつらぬ、

傳教大師入唐し行滿大師に逢て伝ふ、又慈覚大師も入唐し

て伝ふ、或ハ仏立宗といふ、

浄土 以上是を八宗といふ、

初慈覚大師入唐し法道和尚にあひ念仏三昧を受く、後源空

西塔黒谷慈眼坊叡空上人に従て、密乘大乘律を受け源信僧

都の往生要集を見て浄土專念の宗を誘ふ、承安四年四十二

歳にして黒谷を出、洛東吉水に居に居す、八十四代 順徳

院建曆二年正月廿五日八十歳にして遷化す、

七十九代 六条院御宇、仁安三年備中吉備の榮西入唐し、

万年寺の敬禪師に受く帰朝して弘む、八十二代 後鳥羽院

文治三年入唐して帰る、是臨濟宗なり、或云、由良の覚心

禅師入宋し、無門禅師に伝ふ、又聖一国師入宋し、無準和尚に伝ふ、又云、山門の慈覚大師禅宗を伝来る、故に今に西坂本に禅院立つ、

曹洞宗ハ八十七世 後嵯峨帝の御宇、道元相国入宋し、伝来す、帝紫衣・方袍を賜ひ仏法禅師と号す、初め深草に居し、後に越前永平寺に居す、

以上十宗と云、

一向 源空の弟子親鸞上人宗を立つ、九条月輪とのの息女を娶て妻とす、

法華 八十八代 後深草院の御宇、日蓮上人立つ、

時宗 九十一代 伏見院の時、一遍上人立つ、

大念仏宗 七十五代崇徳院の時、良忍上人立つ、

黄檗 承応年中隠元禅師来朝してひろむ、初撰州富田に居し、後山州宇治に寺を立て住す、

唐櫃共

官		僧		位		縦		横		図	
親王	撰家	清花	南都天台真言	大徳妙心五山	曹洞	時宗	浄土	法華	医		
大臣	門跡		大師	国師							
大納言	門跡										
中納言		門跡		禅師							
参議				紫衣長老	紫衣長老						
四位殿上人五位				黄衣長老		上人		法印			
地下五位				黄衣西堂	黄衣東堂		黄衣上人	黄衣上人	法眼		
六位				黒衣单堂	平僧				法橋		

面長一丈六尺

目長三尺九寸

鼻穴一尺

面長三間

目長五尺五寸

鼻穴二尺

口三尺七寸

口堅二尺二寸、横八尺

耳長八尺五寸

耳長一丈

足裏一丈三尺

足裏一丈四尺

掌長一丈三尺

掌二間

一 瀧ヶ水心岳寺

初高拾七石老斗寄付有けるか没収せらる、龍伯公

より年俸拾石国分より寄せらる、然とも遠路運漕に便ならずして  
牧を付らる、住僧林昌か時矢野主膳へ銀を借り、牧を以て質物と  
す、主膳故ありて所帯没収の時牧も亦没入せらる、

一 龍伯公高麗泗川死亡の狐の靈を心岳寺に祭らしむ、家久公の時錢

三百延年々賜て祭りを助く、祭ハ十一月十三日なり、後に相良主  
税より米を寄進すといふ、

一 万王寺鹿兒島初ハ徳林庵と云、慶安四年福昌寺の訴状云、徳林

庵江湖頭被仕候、万師御立為被成、寺之儀候間、万王寺と改度  
云々、国老議して是を免許せしむ、

一 笑岳寺ハ伊集院大和守忠朗<sup>幸佩</sup>祖父位牌を立、菩提の為として高式拾  
老石、義久公寄付し給ひ、彼か国家に勲勞あるを報ひ給ふ、

一 鎌倉建長寺西来院に鐘あり、高さ三寸五分、横三寸あり、鏡面觀

音半身の像、手に团扇を持ち、少し俯したる様に見ゆる、元僧本  
無か讚云、宋成都蘭溪禪師道隆略、往テ化ニ日本一略、晚ニ示ニ滅  
于建長之寢室一略己ニ<sup>ニ</sup>而相州太守平公時宗追慕罔<sup>レ</sup>怠、忽一夕夢  
師語曰、世間生死人之大常公何哀恋不<sup>レ</sup>己、吾之徒徳温収<sup>ニ</sup>吾生

前所蓄銅鑑一公若欲<sup>レ</sup>見<sup>ニ</sup>老僧一有<sup>レ</sup>鑑足矣、覺而召<sup>レ</sup>温叙<sup>ニ</sup>夢事、

索<sup>レ</sup>鑑覽果若<sup>ニ</sup>雲霧中微有<sup>ニ</sup>人面一焉者亟命<sup>レ</sup>工刮<sup>ニ</sup>磨之<sup>一</sup>、乃得<sup>ニ</sup>觀  
世音菩薩妙相歷然具備<sup>一</sup>云々、徳寓か紀實云、囊焉有比丘宗英者

之宋得鏡形肖博山持之而帰後三載大覚祖師遭乎、流言而可甲州之  
行英將其鏡獻之於師以備顧鑑師旋于相之巨山未幾而逝矣、神足徳

温収郷之鏡云々、古今医統曰、画寫鏡法雌黄一錢粉<sup>ト</sup>硃砂、各ノ  
一分右細研以膠水調へ任意於鏡上描画人物花草故事候、乾火烧片

時以磨鏡藥磨去其画自見義堂和尚か日工集に應安七年十一月廿三  
日五更に円覚寺失火す、其災の起ハ其日寺僧鬻柴者と価を論して

鬻柴者を罵辱せしむ、其男潜に寺に入、柴屋に火を投て去る、故  
に焼亡す、其夜建長の寺殿守座、夢の告有と称して、円覚山門の

閣にとり、觀音の像を破り其胸に蔵す処の宝鏡を取、建長の方丈  
に帰る、諸人競い觀て希有とす、是益し事の変に因て愉々奪ひ去

るなり、思犯罪ならずや、上杉刑部大輔憲春來て円覚の火災を  
問ひ、又円覚の靈鏡の建長に移る事を聞て希有也やと問ふ、義

堂曰、吾家初より如是の怪を不説、是巫覡邪法の<sup>テス</sup>術也、古人  
云、打破鏡來与汝相見せん、又曰、明鏡は非台と是心鏡を云也、

而も尚打破するも亦非なり、況や幻薬を以鑄る所の世鏡を守らん  
乎、

一 一向宗の祖親鸞ハ初慈鎮和尚の室に入り、薙髮して叡山の無動寺

に至り台教を学ふ、源空の専修念仏の法を喜んで吉水の室に至て  
師とし事ふ、時に九条関白兼実源空に帰依し、入道して洛西月輪  
に在り、一時空に問て曰、念仏行者僧俗の差別ありや、空答えて  
へて曰、釋曰、一切善悪凡夫得生何そ聖凡の別あらんや、禪問

曰、願くハ上足の弟子を得て、我女を妻とし末世の惑を解へし、空親鸞をして是に応ず、禪閻女<sup>五百姫</sup>年十八を妻ハし五条西洞院に居らしむ、四男三女あり、九十歳にして知す、

一鎌倉英勝寺ハ寿福寺の北隣に在り、東光山と号す、太田氏英勝院禪尼親ら菩提の為に念仏道場を此地に創め、水戸中納言頼房卿の息女を薙染せしめ開山住持とす、此地は本太田道灌の旧宅なり、寺領三浦地に村にて四百貳拾石を付す、禪尼少より東照宮に事ふ、枕席に侍し恩寵を被る、一女を誕し早く夭す、神君其無頼を愍ミ水戸頼房に命じて准母とす、神君薨して薙髮し尼と成り英勝院と號す、時々台徳公に謁し大猷公の春遇特に加ふ、常に營中に侍して旧事を談す、寛永十一年六月鎌倉扇谷数百の地を賜て淨刹を建て英勝寺と号す、後に大猷公水戸頼房の諱を執奏して宸筆の額を賜ひ、寺に扁し且常紫衣の宣旨を賜ふ、寺地に所謂源氏山なり、又旗立山御旗山とも云、元來太田道灌の旧地也、英勝院禪尼は道灌の曾孫新六郎康資の女なり、寛永十八年疾に寝す、大猷公臨問し、嗣君幼年猶臨す、明年八月六十五歳にして卒す、

一正宗広智禪師諱印元、古先と号す、中峯に嗣法す、薩州の人鎌倉建長寺三十八世、同所長寿寺の開山なり、應安七年正月廿四日示寂、世寿八十、時の宋景濂古先和尚の碑銘を作る、護法録に載す、巨峯石室善玖か行状略云、勅諭正宗広智禪師古先和尚行状、師諱印元古先姓藤氏関西薩州人也、始六歳不混群兒遊戯之中、辭親航海遙抵東関相州円覚桃溪悟禪師室薙染奉侍、其左右既逮六年矣、嘉元三年師十二歳、桃溪示寂悟迺建長開山蘭溪禪師高

弟也、曾在鄭峰之頑極和尚会裏掌藏輪飽參碩徳也、臨到文保二年二十四歳、銑<sup>二</sup>因南志<sup>一</sup>、付<sup>レ</sup>舶到<sup>レ</sup>岸直登<sup>二</sup>天台華頂峯頂<sup>一</sup>、參<sup>二</sup>見無見觀禪師<sup>一</sup>、数月之間咨以<sup>二</sup>心法<sup>一</sup>、觀<sup>レ</sup>憐<sup>二</sup>其奮勵敏恵<sup>一</sup>、指<sup>レ</sup>見<sup>二</sup>天目山中峰国師<sup>一</sup>、一見<sup>レ</sup>愜<sup>二</sup>素志<sup>一</sup>、老幼示<sup>二</sup>法語數段<sup>一</sup>、其略云、設使於<sup>二</sup>未悟之際<sup>一</sup>、于<sup>レ</sup>釈迦<sup>二</sup>万弥勒<sup>一</sup>願出<sup>二</sup>四大海<sup>一</sup>佛法入<sup>二</sup>你耳根<sup>一</sup>、総是虛妄塵勞皆非<sup>二</sup>究竟法<sup>一</sup>、經<sup>二</sup>五六寒暑<sup>一</sup>告<sup>レ</sup>辭遊<sup>二</sup>金陵<sup>一</sup>、風台古林茂禪師法席<sup>一</sup>、社中名勝如了庵ノ欲仲謀ノ猷、南山ノ月、大道ノ蹊、竺仙ノ遷公莫逆往来皆有<sup>二</sup>契偶忘身之受誼<sup>一</sup>、両旋<sup>二</sup>西浙<sup>一</sup>歴參諸大尊宿靈石月江笑隱頭江州伝無言、各贈以挽留餞別法偈<sup>一</sup>矣、時古心誠禪師建<sup>二</sup>立雷巖宗旨於大仰<sup>一</sup>、師不遠<sup>二</sup>千里<sup>一</sup>便向<sup>二</sup>江南<sup>一</sup>津<sup>一</sup>、集雲峯下參<sup>二</sup>四藤條<sup>一</sup>禪叢林翕然英衲爭趨師周旋盤礴<sup>一</sup>一歳、有余復帰<sup>二</sup>吳松曹溪<sup>一</sup>時日本ノ樞府平相公遠馳<sup>二</sup>檄命<sup>一</sup>、具<sup>レ</sup>礼敦請<sup>二</sup>真浄住持清拙禪持<sup>一</sup>、整<sup>二</sup>頓叢規<sup>一</sup>、拙翁開<sup>レ</sup>書允諾<sup>二</sup>促懷欲<sup>レ</sup>趣<sup>二</sup>其命<sup>一</sup>、師送<sup>レ</sup>テ到<sup>二</sup>海壖<sup>一</sup>告<sup>レ</sup>別拙翁正<sup>二</sup>欲回<sup>レ</sup>師付<sup>レ</sup>舶、往師固辭告以誓而不帰本国之意、翁再三懇求不<sup>レ</sup>己、師亦飄然相隨<sup>レ</sup>東矣、嘉曆二年拙翁領<sup>二</sup>建長<sup>一</sup>命使典藏鑰、延元四年師四十三歳天龍夢窓国師請住甲州恵林師已自赴命拈香<sup>二</sup>天目中峯大和尚明年住<sup>二</sup>京師<sup>一</sup>等持<sup>一</sup>、貞和三年師五十三歳遷京師、真如未成再董<sup>二</sup>等持<sup>一</sup>、源相公偈以<sup>二</sup>建長<sup>一</sup>席敦請固辭讓以無隱晦和尚、師五十六歳住京師万寿又遷相州浄智、同年八月檀賢藤氏創奥州普應寺為開山第一世、又草房州天寧律居清師為開山禪刹、六十四歳左武衛將軍<sup>基</sup>建長寺命師為開山祖師、六十五歳赴<sup>二</sup>円覚<sup>一</sup>請未幾領建長衆、有東庵曰、広徳凡師隨檀信請所創建丹州頼勝・信州盛興・武州正法・□州宝寿皆憑師尽為開山、晚年養老於長寿、応安七年正月廿四日午刻索<sup>レ</sup>筆書身後行事遺誠并書心印ノ大字擲筆逝矣、寿八十、

一 浄土の祖法然は初叡山に在て天台の碩学也、故に南岳大師の袈裟  
一 頂叡空より伝て、円頓戒相承の表信也として鎌倉光明寺の寺宝  
とす、

一 法華の祖日蓮も初叡山に在て台宗の学を学を勤む、故に日蓮宗天  
台伝教を祭ると云、

一 唐の武宗天下の寺四千六百餘區を毀り、僧尼二十六万五百人を俗  
せしむ

一 狄梁公一千七百社を毀つ、

一 城内

永寧寺

建中寺

長秋寺

瑤光寺

景樂寺

昭儀尼寺

胡統寺

修梵寺

景林寺

建春門司農寺

一 城東

明懸寺

龍華寺

瓔珞寺

宗聖寺

崇真寺

魏昌尼寺

石橋南景興寺

太康寺

莊嚴寺

秦太上君寺

正始寺

平等寺

景寧寺

一 城南

景明寺

大統寺

太上公二寺

報徳寺

正覺寺

龍華寺

菩提寺

高陽王寺

崇虚寺

一 城西

冲覺寺

宣忠寺

王典御寺

白馬寺

光宝寺

法雲寺

開善寺

追光寺

融覺寺

大覺寺

永明寺

一 城北

禅虚寺

疑玄寺

一 法華経八軸六萬九千三百八十四字

一 山州葛野郡西岩倉山に天台宗金藏寺あり、梶井門跡の寺務也、古  
五十坊あり、今四坊を存す、開山隆豊和尚と云、諱行善薩州河邊  
郡の人也、和州談峯タケノ定惠法師の室に入、薙髮して高麗国に入、  
寺伝僧曰、豊高麗役羅阿私山に寓し、帰朝して岩倉山に登り、一  
獵翁に逢ふ、謂て曰、我日向国より来り鹿を射る、其箭樟木にあ  
たる、曰、我汝と此木を以て大悲像を造んと、豊諾す、千手觀音  
の像成る、翁去るに及んで東に向て矢を放つ、四矢の当る所我居  
と為んと、別民祠廟を作て祭る、向日明神是也、觀音靈驗 元正  
帝養老二年精舎を立つ、天平勝宝三年十月三日豊寂す、

一 知覺禪師の乗戒に曰、若端正の男女を見て、屍の如くに思ふ時ハ  
淫を行ふともゆるすへし、若然らずして淫を行ハ、一切の清淨の  
種を絶つへしと云々、昭謂是心を死物となし、そか心ハもと活物  
豈端正を屍とし、淫行して心端正なるの理あらんや、

一 清淨法行経云、我遣三聖化、彼震旦月光菩薩祇顏回光淨菩薩、彼  
祇仲尼迦茂等菩薩、祇老子云々、昭謂兒女の談論するに足らず、

若積氏復出て此説を聞かハ微笑して止まんのミ、

解題

本巻「通昭録」卷之五十六の翻刻を収録する。底本は、鹿児島県立図書館本を底本とし、都城島津家本を校訂本とした。なお、『鹿児島県史料集』では、県図本を基本底本とすることが決められているため、都城本を校訂本とした。両史料比較では、県図本が都城本に比べ欠落部分が四か所にみられた。欠落部分については「」で補った。また、県図本には摩滅・摩耗か所が多く都城本で補訂した。県図本はさらに同巻収載史料項目も欠如のため都城本で補足した。逆に都城本には脱字がみられ、両史料が相互補完する役割を果たした。

例言的には、

○尊敬を表す闕字は原文通り一字分空白とした。○二而、二付も原文通りとした。○本文「之」はそのままとし、「之」以外の「乃」・「能」などは「の」とした。○本文「而」は「て」、「者」は「は」とし、「ハ」はそのままとした。○変体仮名「与」は「と」、「江」は「え」とし、「へ」はそのままとし、えとへは本文での違いを明確にした。○「迨」は「迄」とした。

虫損等を□、判別できない文字を■で示した。

解說的には、八項目に及ぶ内容であるがそれぞれの内容は、項目で確認していただくとして、最初の項目「琉球録」には薩摩藩史料に見られない貴重な史料を含むので紹介する。

- ①琉球呼称にいたる中国文献から紹介し、為朝伝説を加えている。
- ②北山・中山・南山統治から中山王統一の過程を述べている。
- ③琉球支配の正当性を嘉吉付庸と琉球侵攻で説いている。
- ④「琉球へ被遣候役人之事」、「琉球仮屋（鹿児島島の琉球館）詰琉球

人之事」、「琉球仮屋勤人数之事」は実数を挙げた貴重な史料。

通昭録卷之五十六

越氏随筆卷八

一琉球録

一徂徠答問書

一孔子問礼老子論

一孔子為高昭子臣論

一孔子泰山歌論

一舜不告而娶論

一富士湖水論

一弥平兵衛宗清論



琉球王世系

尚巴志王——尚忠王——尚思達王

尚金福王——尚泰久王——尚徳王

尚圓王

尚宣王——尚眞王——尚清王

尚元王——尚永王——尚寧王

天正一七年即位

尚豊王——尚賢王——尚質王

元和七年即位

寛永十八年即位

慶安元即位  
実尚賢王弟

尚貞王——尚純——尚益王

寛文九年即位

不冢督而卒

宝永七年即位

尚敬王——尚穆王

正徳三年即位

寛延 年即位

一琉球ハ「前代」聞ゆる事なし、随の時より始て中国に通ず、琉球

に作る、宗史衆字記にハ皆流求に作る、粵志に「瑠球に作る、按

に一書に」流虬に作る、其国の形勢蛇の流るかことし故に云と、

国王姓は觀斯民と云と、随の時代の事なるへし、明の邵経邦か弘

簡録分注云、琉球上世無攷拠其世讚国云、宋淳熙十四年舜天即王

位舜天為朝公の男子未詳何許人其不祧祖也、在位五十年長子舜馬

順熙嗣在位十一年、淳祐九年長子義本嗣在位十一年、時民苦疾疫

多依英祖、英祖は天孫子の後也、義本遂位為王云々、然れは琉球

の元祖ハ鎮西八郎為朝の子なり、英祖に至て天孫氏の後なりとい

へハ、為朝の血脉絶へたるやうに聞ふれとも、其国の人今に至て

為朝の子孫と云伝へ、舜天王と号す、然れは英祖も舜天の旁支に

て王位に代りたりと見へたり、為朝も本朝の王孫の末裔なるによ

りて天孫の後と云ふなるへし、夫を異邦にて不案内にて、別氏の

様に記しけるにや、伊「藤東涯秉燭譚」

一琉球國ハ天孫氏始て城を中山に築き首里と名つけ中山王代々居城

にいたし候、随の煬帝、琉球の地形、虬の海中に浮ふに似たりと

て流虬の二字を以て名つけられ候、然りといへとも、煬帝に相従

わす、元の世にいたり唐へ始めて相従ひ候、

一永萬年中、鎮西八郎為朝流れに順て、流虬に求いたる、因茲流

虬を改め流求と名つく、時に国人征伐の道を知らず、一度為朝の

武勇を見て皆順伏す、為朝大里按司の妹を妻とし一男子を産し、

尊敦となつく、其後為朝故郷の念忘れかたく日本へ帰らる、尊敦

母に従ひ中山の内浦添に居住し、成長の後器量万人にすぐれける

故、国人尊んで浦添按司とす、此時天孫氏二十五代の中山王逆臣

の為に亡ほされ、浦添按司義兵を起し逆臣を討ち、中山国平定せ

り、因茲浦添按司を立て中山王となし、舜天王と申候、是即為朝の一子尊敦なり、舜天王右の鬢上に一肉角を生せり、其角をかくさんか為に右の鬢上に髻をむすへり、国人是に習ひ中古までハ髻を右に結び候事を法といたし候、洪武皇帝勅して流求をあらため琉球と名つけらる、

一舜天王四代の孫玉城王にいたり、世衰へ先王の氏族国中を乱し、中山・山南・山北と三ツに別れ国家穩ならず、玉城三代武寧王の時国政益おとろへ、山南の尚巴志軍を發し三山を一統して中山王となり候、尚巴志王七代の孫尚徳王、是又無道にして世子家臣の為に殺され、国人尚圓に順伏し仰て中山王とせり、元來尚圓王ハ先王の後胤の由に候、

一京都將軍六代義教公の舍弟、嵯峨大覚寺御門跡義昭大僧正永享の末年隱謀露頭し、潜に逃れて日州福島に隠れ居られ候事、義教公伝へ聞し召し、御家九代 忠國公へ誅戮の事を命せられ、御人数を遣られ、嘉吉元年三月終に福島永徳寺に於て斬首せられ、世上静謐の事を感じ思し召され、琉球國一円に 忠國公へ御賜なされ、是より毎年文船船二舟二隻黃龍ヲ乗ク故ニ文船ト云を薩州に差上来り候、尤琉球國御拝領無之以前より日本へ通融仕来申候、

一慶長初年の比より中山王尚寧、文船を薩州へ差上候事間断有之、其外無礼致され候故、中納言家久卿より疎意の儀を以尚寧王え段々被仰下候得共、曾て承引無之候、右の趣 権現様 台徳院様え御伺被成、慶長十四年の春琉球國御征伐として 家久卿薩州山川迄御出馬成され、樺山権左衛門久高・平田太郎左衛門増宗、両将へ士七百餘人雜兵三千人召付られ、家久卿山川津口洲崎へ御馬を出され、諸軍一同に御下知に応し、出船いたし琉球に發向

す、先つ大島につけ悉く手衷にいれて徳島(徳之島)に趣く、島人強くふせく、然れとも兵を進め急に撃て數百人を殺す、島人大におそれて悉くつき従ふ、四月那覇津に至らんとす、鉄の鎖りを津の口に張りて守るか故に、船を他所につけ軍を進めて都門に攻入る、国人防き戦ふといへとも、久高・増宗軍を進めて遂に王城首里を囲ミ、急にせめ破らんとす、於是尚寧及三司官和を乞て降り来る、久高・増宗、尚寧を擒にし同年五月薩府に帰る、是より先に捷を家久卿に告ぐ、卿の使をはせて、両御所に言上し給う処に甚た感じ思召、台書を以て琉球を 家久卿に賜ふ、依之同十五年の夏家久卿、尚寧王をめしつれられ、同年秋駿河并江戸へ 御參府、首尾能相濟御暇御給なされ候、家久卿御事木曾路御通路、尚寧王東海道召下され候、琉球人召列られ候儀、是より初り申候、其後 家久卿薩州へ御下向なされ、琉球の地八万九千餘石宛行ハれ、御厚恩難有奉存られ、尚寧王靈社の神文さし上られ候、今に代々差上られ候先例にて御座候、其年尚寧王御暇下され、其後薩州より琉球國へ在番奉行遣し置かれ、琉球よりも只今の通在番の者薩州へ差上候、

#### 琉球國使者江戸え被召列候事

一慶長十五年戊五月十六日 家久卿中山王尚寧初て被召列鹿兒島御發駕、御供の御家老比志島紀伊國貞、同年八月六日駿府へ御着、同月八日尚寧王被召列、於駿城 権現様へ 御目見相濟、同月廿日尚寧王被召列駿府御發駕、同月廿五日江戸へ御着、九月十二日尚寧被召列御登城、將軍 秀忠公え 御目見相濟申候、

一寛永十一年戊 將軍 家光公就御代替、中山王尚寧御祝儀の使者

佐敷王子・金武王子玉城薩州へ上着、家光公御参内二付 家久  
卿御事 寛陽院様御同道二而江戸御發駕被遊候、依之中山王使者  
差上候趣被伺候処、此節於京都 御目見可被仰付旨被仰出、閏七  
月佐敷王子・金武王子・玉城三人於京都 御目見相濟申候、御  
目見の処不相知候得共、二條御城二而可有之と相考候、

一寛永廿一年申 家綱公御誕生二付琉使金武按司被差上候、且又尚  
賢王即位二付、國頭按司被差上候故、同年四月十八日右両使 寛  
陽院様被召列、御家老北郷佐渡久嘉御供被仰付、琉使方差引御家  
老山田民部有榮被仰付候、同年六月十二日江戸江御着、同月廿五  
日琉使被召列御登城 御目見相濟申候、

一慶安二年丑中山王尚質即位二付具志川按司薩州へ上着、琉使方差  
引之人相知不申候、寛陽院様御事、同年正月廿六日鹿兒島御発  
駕被遊、先達て御参府被遊候、左候て琉使被召列御登城 御目見  
相濟申候、

一承應二年巳 家綱公御代替二付中山王尚質使者北谷按司、去年  
薩州へ上着候処、病氣有之罷登候儀難叶、替の使者琉球國へ被仰  
越、寛陽院様御事は同年四月十七日鹿兒島御發駕二而御参勤被  
遊候、然処北谷按司為替國頭按司薩州へ上着候付、國頭按司鹿兒  
島被召立、伊集院源助久朝へ琉球使方差引被仰付、同年九月廿日  
江戸へ参着、同月廿八日 寛陽院様被召列御登城 御目見相濟申  
候、

一寛文十一年亥五月廿八日 寛陽院様中山王尚貞継目使者金武按  
司被召列鹿兒島御發駕、七月廿一日御参府、同月廿八日琉使被召  
列御登城 御目見相濟申候、

一天和二年戌 綱吉公御代替二付中山王尚貞使者名護按司被差上候

付、同年二月六日 大玄院様御部屋栖二而被召列鹿兒島御發駕、  
御供御家老北郷惣次郎忠昭、四月六日御参府、同月十一日 大玄  
院様被召列御登城 御目見相濟申候、

一宝永七年寅 將軍 家宣公御代替二付中山王尚益御祝儀の使者  
美里王子、尚益即位の使者豊見城王子、閏八月廿六日淨國院様被  
召列鹿兒島御發駕、御供御家老島津將監久當、琉使へ被召付候御  
家老嶋津帶刀仲休、十一月十一日御参府、同月十八日琉使被召列  
御登城 御目見首尾能相濟申候、

此時御願の趣有之、十一月十六日 吉貴公從四位上左中将御叙  
任被遊候、琉使被召列候付ての御昇進へ此節初て有之候、

一正徳四年午、家継公御代替二付中山王尚敬御祝儀の使者与那城  
王子、尚敬即位の使者金武王子、九月九日 淨國院様被召列鹿兒  
島御發駕、御供之御家老肝付主殿兼柄、琉使へ被召付候御供之御  
家老島津將監久當、十一月廿六日御参府、十二月二日琉使被召列  
御登城 御目見相濟申候、同年十一月廿九日 吉貴公正四位下二  
叙せらる、

一享保三年戌 吉宗公御代替二付中山王尚敬御祝儀の使者越來王  
子、九月十一日 淨國院様被召列鹿兒島御發駕、御供の御家老比  
志島隼人範房、琉使へ被召付候御家老北郷作左衛門久嘉、十一月  
八日御参府、同月十三日琉使被召列御登城 御目見首尾能相濟申  
候、此時御官位御昇進無之、

一延享五年即寛延辰 家重公御代替二付中山王尚敬御祝儀の使者具志  
川王子、九月九日 慈徳院様被召列鹿兒島御發駕、御供の御家老  
鎌田典膳政昌、琉使へ被召付候御家老平田掃部正輔、十二月十一  
日御出府、同月十五日琉使被召列、御登城 御目見首尾能相濟申

候、此時 宗信公從四位上左中将御叙任有之、

一宝曆二年申九月十一日 圓徳院様中山王尚穆繼目使者今帰仁王子被召列鹿兒島御発駕、十二月二日御参府、同月十五日琉使被召列、御登城 御目見首尾能相濟申候、御供御家老義岡相馬久中・島津主鈴久品、琉使へ被召付候御家老島津主殿久柄、

一明和元年申、家治公御代替ニ付中山王尚穆御祝儀の使者讀谷山王子 重豪公被召列管候得共寒湿の御痛有之、寒中御道中難被成ニ付、御願の上、四月御参府ニ而御家老川田伊織國福被召付、八月四日鹿兒島発足、十二月 出府、同月 重豪公被召列御登城 御目見首尾能相濟申候、

### 冠の事

一皮弁冠ヒイビヤンと申候て明の太祖皇帝より封王の時琉球國へ給候、且又折上巾チヤホシノギンと申ハ国王いまた即位無之内被着候、紗帽サマツハ王子、按司、親方、従五品の親雲上迄ニ用ひ申候、大清の世ニ成候ても最前の由緒を申達、大清より王に被封候時も明世の皮弁冠を不相替用ひ、尤官人共も右之紗帽を用ひ申候、

### 八卷の事

一常に用ひ候は黄金入五彩巾ウツヤギンと申八卷にて候、王子ハ赤金入五彩巾、按司ハ赤五彩巾、親方ハ紫巾シキ、親雲上ハ黄巾ウキ、筑登之ハ紅巾ホキ、その下青巾八卷を用ひ候、都て絹の位又ハ絹之色を以、冠の高卑を定め置候、

### 服の事

一皮弁服ヒイビヤンと申、国王皮弁冠を着候時、此服を用ひ申候、補子ホウツの龍紋金筋之縫物ニ而候、且又圓領エンリョウと申服有之、此服は国王未即位無之内着之、王子、按司、親方従五品の親雲上迄章服テヤンフを用ひ申候、補子の紋を以官位の高卑を定め置候、廣服と申は琉人常の支度ニ而候、

### 官船之事

尚寧王  
一天正十七年丑繼目  
一慶長四年亥封王使申請の儀、大明へ申越候処、兵乱の支有之、同十一年午封王使琉球國へ渡来有候、  
尚豊王

一元和七年酉繼目  
一此頃五ヶ年一度大明ニ致年貢候付、封王使の願申越候処、大明代替ニ而勅使渡来無之、又請封の儀申越、寛永六年渡来の管候得共、又大明代替ニ付延引候て、同十年封王使渡来有之候、  
尚賢王

一寛永十八年巳繼目  
一正保元年申封王使申請の儀大明へ申越候処、大清の世ニ罷成候時節ニ而、使者中華へ六年程滞在仕候中、同年亥九月死去、封王使渡来無之候、

尚質王

一慶安元年子繼目

一中華乱世故多年通融致断絶候内、寛文三年卯大清より不図使者差渡候、

尚貞王

一寛文九年酉繼目

一延宝八年申封王使申請の儀、大清え申越、天和三年亥封王使渡来有之候、

尚純

一尚貞王の世子部屋栖の内、宝永三年戌早世故繼目無之候、

尚益王

一宝永七年寅繼目

一祖父尚貞王の統を継、三年の喪相はれ、翌年卒候故封王使申請の儀大清へ申越さす候、

尚敬王

一正徳三年巳繼目

一享保元年申封王使申請の儀大清へ申越、同四年亥封王使渡来有之候、

尚穆王

琉球渡海順風之事

一琉球は薩州の南方に有之候、薩州より琉球へは渡海春秋兩度、琉球よりは六、七月一度の外往来不罷成候、

琉球人為持道具の事

一龍刀 長刀ノコト 一鎗 鎗ノコト

一衣家 挟箱ノコト 一茶庫 茶弁当ノコト

一傘 長柄ノコト

琉球人高下次第の事

一王子 一按司 一三司官

一紫官 一黄官 一赤官 里之子

一赤官 筑登之

座樂の事

一萬年春 一賀聖明 一樂清朝

一鳳凰吟 一慶皇都

歌樂の事

一乾道泰 清世曲 一喜年樂 同上

一日麗中天 明世曲 一春色嬌 同上

一奉霞觴 清世曲 一華堂 同上

一詩家事 明世曲 一昨夜東風 清世曲

樂器の事

一架子 一小銅鑼 一鼓

一鼓抱 一鉞子 一銅鑼

一鑼槌 一檀板 一挿板

一韻鑼 一噴呐 一笛

一洞簫 一提箏 一擦絃

一洋琴 一三絃 一琵琶

一胡琴 一二絃 一擦弓

一月琴 一四絃

路次楽器の事

- 一 板子イタコ 一金鼓旗キンコウキ
- 一 銅鑼ドウラ 一 鑼槌ラウチ
- 一 銅角ドウカク 一 噴呐サウナツ
- 一 虎旗コウキ 一 牌パイ
- 一 檀板ダンハン
- 一 喇叭ラヤハ
- 一 鼓コウ
- 一 涼傘リヤンサン

大坂川筋船あらしの事

一 琉球使者被召列、大坂へ御入津の節は先規従公義琉人御馳走の川  
 船被差出、川筋船あらし等被仰渡、御取持之先例候、

寛延元年琉使行列の事

- 一 鼓 富本トモモトにや
- 一 同 比嘉ヒガにや
- 一 牌 友寄トモヨスにや
- 一 張簾 神里親雲上カミサト
- 一 同 大見謝筑登之フ、ミシヤ
- 一 銅鑼 金城筑登之カキクスク
- 一 同 潮平シラヒラにや
- 一 銅角 長嶺ナガミネにや
- 一 同 真栄城マエウヅクにや
- 一 喇叭 高良タカラにや
- 一 同 宮里ミヤリにや
- 一 噴呐 上原ウヘノにや
- 一 同 玉城タマキにや
- 一 鼓 真栄平マエヒラにや

- 一 同 大城オホシロにや
- 一 同 赤嶺アカミネにや
- 一 同 瑞慶田スベケタにや
- 一 同 新垣アラカキにや
- 一 虎簾 屋良ヤラにや
- 一 同 当間トウマにや
- 一 涼傘 真栄平筑登之マエヒラ
- 一 御馬中間 安須嶺アスミネにや
- 石川イシカワにや
- 玉寄トモヨスにや
- 仲村渠ナカムラキにや
- 具志川王子 具志川王子
- 与那原親方 与那原親方
- 池城雲親上 池城雲親上
- 平敷親雲上 平敷親雲上
- 呉屋親雲上 呉屋親雲上
- 津嘉山親雲上 津嘉山親雲上
- 真喜屋親雲上 真喜屋親雲上
- 金城親雲上 金城親雲上
- 渡嘉敷親雲上 渡嘉敷親雲上
- 座喜味親雲上 座喜味親雲上
- 幸地親雲上 幸地親雲上
- 名嘉池親雲上 名嘉池親雲上
- 名護親雲上 名護親雲上
- 伊舍堂親雲上 伊舍堂親雲上

- 一 慶賀正使
- 一 紫巾大夫副使
- 一 贊議官 王子大親役
- 一 樂正 樂方主取
- 一 儀衛正 路次樂方主取
- 一 掌翰史 右筆役
- 一 圍史 別當役
- 一 正使使贊 与力役
- 一 副使使贊
- 一 樂師 歌樂ノ時歌役

一 噴呐役  
一 楽童子

宝曆二年申疏使

一 謝恩正使  
一 紫巾大夫「副使」  
一 贊議官  
一 楽正  
一 儀衛正  
一 掌翰史  
一 正使使贊  
一 「圍師」

稻嶺親雲上  
津波親雲上  
知念里之子  
奥原里之子  
徳嶺里之子  
大城里之子  
湊川里之子  
伊江里之子

一 副使使贊  
一 楽師

今帰仁王子  
小波津親方  
濱川親方  
賀数親雲上  
根路銘親雲上  
渡賀敷親雲上  
宜寿次親雲上  
高里親雲上  
喜屋武親雲上  
与那原親雲上  
惣慶親雲上  
当間親雲上  
城田親雲上  
瑞慶田親雲上  
田崎親雲上  
徳嶺親雲上

一 楽童子

明和元年申疏使

一 慶賀正使  
一 紫巾大夫副使  
一 贊議官  
一 楽正  
一 儀衛正  
一 掌翰史  
一 正使使贊  
一 圍師

伊江親雲上  
幸池里之子  
東風平里之子  
喜屋武里之子  
立津里之子  
摩文仁里之子  
真境名里之子

一 「楽師」

読谷山王子  
湧川親方  
譜久山親雲上  
小祿親雲上  
牧志親雲上  
兼ヶ段親雲上  
森山親雲上  
真喜屋親雲上  
高宮坂親雲上  
前川親雲上  
亀島親雲上  
多嘉山親雲上  
幸池親雲上  
久志親雲上  
徳原親雲上

一「楽童子」

田島里之子

本村七十一 枝村百一

徳井里之子

一 寺社の事

源河里之子

高百石

禅宗

圓覺寺

佐久真里之子

高五十石

禅宗

天王寺

羽地里之子

高五十石

真言宗

護国寺

神那里之子

高三十石

禅宗

天界寺

已下二十六件鑿察使答問抄

高三十石

真言宗

崇元寺

一 琉球御判物高十二万三千七百石餘

高百三十石

臨海寺  
十一ヶ寺領

内

右從国王被付置

三万二千九百石

御蔵入

無領寺三十五

九万八百石餘

中山王給地

無領社九

右の通御判物餘と有之候得共、石限之取納有之、

一 琉球城の事

一 琉球名産の事

泡盛酒

八重山熬海鼠

首里を城と唱来候、外ニ城無之、

黒砂糖

ほらの貝

芭蕉布

一 琉球郷村惣人数之事

やこ貝

下布

戻子布

二十七万五千六百八人

太平布

紬

縮布

内

細布

青貝道具

蘇鉄

男十三万四千四百四十人

眞綿

欝金

女十四万四千四百六十八人

一 琉球牛馬数の事

馬一万九千五百疋 牛三千四百疋

一 琉球え公義御高札被建置候事

一 琉球船数の事

首里

那覇

赤木名大島

龜津徳之島

井之川徳之島

湾屋徳之島

湾村鬼界島

和村鬼界島

城村與論島

一 琉球本村枝村の事

一 琉球船着の事

六百艘 小船



那覇村 勘手納村 運天村

羽地間切 今帰仁間切

一琉球馬牧の事

読谷山間切古堅村 廻三十町

一琉球へ被立置候御役所の事

那覇村 赤木名村大島 湾村鬼界島

龜津村徳之島 和村永良部島

一琉球より外國通路の事

大清國え一年一度往反、福州定海江四百八十里、定海より河口琉

人旅館迄廿六里、此外外國通融無之、

一間切数の事

五十七間切 此方之郷と相見得候、

一琉球御取毛の事

高十二万三千七百石

申年米三万八千八百六十三石八斗八升三合

高一石付式斗五升七合五勺九才

酉年米三万九千二百七十五石九斗八升七合

高一石付三斗一升七合五勺一才

戌年米三万九千五百七十三斗六合

高壺石付三斗一升九合三勺八才

三年平均二斗九升八合壺勺六才

一琉球へ遣被置候鉄砲数の事

百九十三挺

一琉球宗門の事

儒家 禪宗 真言宗

一琉球へ被遣候役人の事

物頭一人 代官四人 付士十九人

上下百人計被遣置、

一琉球仮屋詰琉人の事

平常四十人計、時々増減有之、

一琉球国類族無之、

一同国武器無之、

一同国浦之事

浦人無之故浦と名付候所無之、

一同国諸色相場の事

品物を以致交易、相場直成無之、

一琉球王城地續の事

惣廻七十四里

一琉球仮屋勤人数の事

琉球仮屋守一人、蔵役一人、筆者一人、以上士三人、三年代ニ被

仰付、足輕等以上十人勤居候、

一琉球國交易の事

金銀ハ不被相渡、銭少々雖有之、国用不相達品物を以交易有之、

一琉球十五島高の事

大島 一万四百五十五石余

鬼界島 六千九百三十二石余

徳之島 一万九石余

永良部島 四千五百五十八石余

與論島 千式百七十二石余

沖繩島 六万二千百九十九石

計良摩島	二百三石
戸無島	四十五石余
久米島	三千六百七十七石余
西米島	七百二十七石余
伊是島	七百五十石余
伊恵島	三千六百四十三石
恵平屋島	五百四十一石余
宮古島	一万二千四百五十八石余

徂来答問書略

一 仁は慈悲の事と大形ハ心得候へとも、慈悲に様々御座候故、的切の訓解にて無御座候、天理人欲の説ハ後世の見識にて、大なる相違に候、惻隱の心ハ仁也と申候事も、孟子は子細有之被申候、惻隱の心ハ大形ハ尼御前などの慈悲に罷成候故、今日取用ひかたく候、詩経に民の父母と申候語是に踰候、よき注解無御座候、父母とハ其家の旦那の事と御心得可被成候、

一 堯舜孔子の道世に行ハれ不申候より、是非邪正の争ひ盛になり候を静めん為、かりの方便に、佛老の輩人に構ワす、我心をすまし候事をとき教候、小量の儒者それを妙道と思ひ、其真似をして聖人の道ハ己を治るより外なしと「云る」流義廣り候、

一 堯舜禹湯文武を古の聖人と申候、皆古之人君にて御座候、道と申候は天下國家を平治可被成候為に聖人の建立被成候道にて候、是を天地自然の道と見申候事ハ元老莊之説より起り申候事にて、儒書にハ無之事ニ候、

一 士大夫の事を君子と申候、子ハ男子の通称にて君能ある男子と申

事にて候、孔子の仁を去ていくんそ名を成んと被仰候も、君子と云名ハ仁よりつけたる物と申事にて御座候、莊老の道ハ山林に籠居候一人ものゝ道にて候、釈迦と申候も世を捨、家を離れ、乞食の境界にて、夫より工夫し出したる道にて候故、我身心の上の事計にて天下國家を治め候道ハ説き不申候、此故に聖人の道も専ら己か身心を治め候にて相濟、己か身心さへ治り候へハ、天下國家もおのづからに治り候と申候説ハ佛老の緒余に候、尤聖人の道にも身を修め候事も有之候得とも、それハ人の上に立候人ハ身の行義悪敷候得ハ、下たる人侮り候て信服不申候事、人情の常にて御座候故、下たる人に信服さすへき為に身を修め候事にて、兎角ハ天下國家を治め候道と申候か、聖人の道の主意にて御座候、

一 御身ハ主君へ被差上、無物と被思召候由、これハ今時はやり申候理屈に候得共、聖人の道に無之儀ニ候、畢竟阿諛逢迎の只中と可被思召候、宋儒も忠の字を見誤り如此解し申候、忠と申候ハ惣て人の事を吾身の事の如く存し、少も如在無之事ニ候、是にて忠臣の道に余蘊無御座候、尤義に依て命を棄候候事も、吾身の事の如くに存候内にて相濟申事ニ候、畢竟聖人の道ハ國家を治め候道故、忠の立様世俗の了簡とハ違申候、その分れ所ハ上より下に任せ候と、下より上に任せ候にて分れ申事にて御座候、今の世の風俗にて上より打任すると申事無御座候ゆへ、臣たる者皆其日くらしの日用取の了簡の様に成行、重き役人も月番切の仕のきにて跡の事にハ構ひ不申候ハ、其職に有なから戸位素餐と申もの候、身ハなき物と存候、しるし如是にて御座候、其子細ハ身を我身と不存候事ハ妾婦の道にて候、女ハ身を人に任せ候ものなり、故己か了簡を出さず、夫に打任せ候事に候、臣ハ君の命を受けて其

職分を我身の事と存し務むる事二候、若己か存念に合不申、我か了簡に落不申事なれば、其職を辞し候事ハ不忠に成候を恐れ候故に候、身を我物と不存候ハ、我了簡を出さず、いかやうとも主君の心まかせに可仕候、然は君一人にて候臣ありても臣なきかことくに候、臣ハ君の助にて使ひものにてハ無御座候を奴僕を使ふことくに思召候、上の愚より起りて、聖人の道にハ背き申候事に候、君の上にてハマカすると任せさるとの違ひに候、臣の上にてハ我身の事と存と存さるとの違に候、君の思召次第にて此方よりハいろはぬ事と存候ハ上下心を二ツにすると申物に候、是皆忠の字の義理分れ不申候より起り申候、能々御勘弁あるへき事と存候、以上、

一 民は愚なる物にて候故、如何様とも上たる人了簡を極め申付候事に候、吾為能事と申候事ハ後にならてハ合点ハ不仕候物に候、たとへは幼少なる子ともに物のわかちを一々に得道させんとすることくに候、是無益事にて候、上下の位違ひ候故必ず害多く御座候、

一 諫は大形は申さぬか能御座候、しはくすれハ辱らるゝと申事御座候、其故ハ言語を以、人を喩さんとする事大形ハならぬ事にて候、此方より申候程の儀は大形ハ先も合点になるものに候、只我心よりさとるさとらざるにて了簡ハ替るものにて候を、さとらぬ人を口上にて申すゝ候半ハ、いやかり候も断に候、孔子も諷諫をよしと被成、易にも納約自牖と御座候ハ先のおのつからにひらけ候をよしと致し候事に候、其事となしに外の事より申候へハ得るまいる事もある物に候、其事の是非を争ひ候へハ、先の氣立て居候故、相手立候て必ず争になるものに候、争ひに勝ち候ハ

んハ合戦に勝かことくに候ゆへ、怒ハやミ不申候、まして君に對してハ聞入らるへきやう無御座候、若君より諫を御求め候ハ、各別の事に候、又兼て我を深く信仰し給ハんにハ、諫も行ハれ可申候、惣して諫に限らず、我を信せざる人にひ向て道理を説候事「何の」益も無き事候、世に君を諫め人に異見を申候ハ大形傍人を聞手に立候心多く御座候、是ハ専ら公事、人の心に候へハ争の真中に候故に、諫ハ大形ハ君の悪を激する事に罷成り、身も死し諫も行ハれず、只諫臣といふ名を取り候事に止り候、然れハ忠臣にてハなくて名聞の甚敷にて候、先如此心得可申事に候、然とも其職分にはまりて、我身の事の如くに存候人ハ、時にとりてハ申さて叶わぬ事あるものに候、それハ其時の事に候、

一 氣質ハ天より稟得、父母よりうミ付候事に候、氣質を變化すると申候事ハ、宋儒の妄説にてならぬ事を人に責候、無理の至に候、氣質ハ何としても變化はならぬものにて候、米ハいつまでも米、豆ハいつまでも豆にて候、只氣質を養ひ候て、其生れ得たる通りを成就いたし候か学問にて候、是皆聖人になり候ハんと求めしより起り候妄説に候、聖人ハ聰明叡智の徳を天より受得て神明にひとしき人にて候を何として人力を以てなり可申候や、さる程に古より聖人になりたる人無御座候、聖人の教にハ聖人になれと申事ハ無之候、聖人の教に順ひて君子になり候事に候、宋「儒」の説ハ仏法にて仏になり候と申候を、能き事と存し其真似をいたしたる事にて候、宋儒の説にハ人欲淨尽て、天理渾然なる人を聖人と立候へとも、其分にてハ聖人とハ申されず候、

一 父母兄弟君臣朋友の道こもり申候故、五倫と申候も中庸と申候も、孝弟忠信と申候もひとつ事にて候、其内にも孝弟を専らと相

見へ候ハ、幼少なる人のいまた親の家に居候内は君臣朋友の上ハさしあたらぬ事故に候、孝弟の内に孝を第一といたし候ハ兄弟なき人ハ候へとも、父母なき人ハ無之故に候、孝弟の教ハ幼少なる人にも入やすく、是よりしてハ忠信五倫の道もおのつからに得候事故、先王の教にも殊に専一に被成候事に候、是を中庸の徳行と名付候事ハ愚人も才智すくれ候人も、唯にてもなり申事にて、別に高妙なる儀にて無御座候故名付候事に候、孝弟忠信を土台といたさず候て、国天下を安んずるわさをのミ求め候ハ、却て邪術にはせ候あやまりも出来可申事故、子思などの書を作りふせきを致され候、

一詩経ハ只吾邦の和歌などの様なるものにて、別に心身を治め候道理を説たる物にても、又国天下を治め道を説たるものにて無御座候、古の人のうきにつけ、うれしきにつけうめき出したる言の葉に候を、其中にて人情によく叶ひ言葉もよく、又其時のその国の風俗をしらるへきを聖人の集置、人に教給ふにて候、是を学ひ候とて道理の便にハ成不申候得とも言葉を巧にして人情をよくのへ候故、其力にて自然と心二なき道理もねれ、又道理の上計にてハ見えかたき、世の風儀、国の風儀も心に移り、我心おのつからに人情に行わたり、高き位より賤き人の事をも知り、又かしこきか、愚なる人の心あハひをも知らるゝ益御座候、又詞の巧なるゆへその事をいふとなしに自然と其心を人に会得さする益ありて、人を教へ諭し、諷諫するに益多く候、殊に理屈より外二君子の風儀風俗といふ物のある事ハ是よりならてハ会得なりかたく候、後世の詩文章ハ皆是を祖述致し、殊に時代近く候故、会得成安き筋多候ゆへ右の心持にて学ひ候へハ其益多く候、日本の学者にハ詩

文章、殊に肝要なる事にて御座候、此方の和歌杯も同趣に候得とも、何となく只風俗の女らしく候ハ聖人なき国ゆへと存られ候、一大学程朱の解大に違ひ候事に候、明德の二字大学の開卷第一義に候、然処左伝に禹の明能遠矣と有之、又聖人而有明德と申事有之候、是等ハ朱子明德の解にてハ一向直し不申候、詩経に明德の字多有之候、朱子の解に通し申候也、枉て理屈を付候ハ、言廻し聞ゆるやうにも可有之候へとも、惣て文章を会得する事ハ語路の穩なる様に会得する事に候、八條目と申事無之事に候、子細ハ在明明徳在親民在止於至善と前に有之候、在格物と後に有之候、然れハ格物一條にて済ミ申事に候、夫故物格而后知至、知至而意誠と云て天下平まで、順流真下の文勢に候、然は格物の一條にて事済して、此上に誠意正心修身等の工夫ハ無之事二候、是文面の俛に見候時如此御座候、扱又明明徳於天下と言注に使、天下之人皆有以明其明德と有之候、堯舜の世なりとも如此こと世界に有へき事とも存せられず候、殊に朱子の説にも既に大学小学を分て、大学は庶人の悉く学ふ事と申されず候、ここに至り候てハ又天下の人皆大学の教を施すと相見得申候、又孟子に学校の事を説候に人倫明於上庶民親於下と有之候、然は親民ハ新民と致さるかよく候、殊に新民の文字ハ書経の面革命の事に候、大学の教ハ平日の事に候、是等の所齟齬甚敷候、又格物の二字を窮到事物の理と注有之候、是ハ易の窮理の文字を借来て注したる物に候、格ハ到也、物ハ事也と注したれハ、文面の俛にては窮理の義ハ無之候、窮到事物之理といふ注は本文にも無之候、窮理の二字を付添て義を生したるものに候、窮理ハ聖人の易を作給へるを讚歎したる詞にて全く今日学者の上の事にてハ無之候、今日天下の理ハ窮尽す

へき物に候や、是皆人のならぬ事を説て人を強ると申物にて候、且又三綱領八条目の委細なる修業の仕形、何として大学にはかり有之、六経の内一所にも無之候や、且又程朱の学問は理氣を分ち天人欲を分ち、本然氣質を分ち候より外ハ無之候、如斯肝要なることを何として古の聖人ハ説不被申候哉、果して程朱の説是に候ハ、程朱ハ孔子に増る事分明に候、若又古の聖人の教法至極に候ハ、程朱の説は別一流と申物にて候、宋儒理氣の説ハ仏家の真諦仮諦に相似候、天人欲ハ真如無明に相似候、古ハ聖人賢人と云名目ハこれなく候、是又仏菩薩に相似候、道統の伝と申事古ハ無之候、是又仏「家の血脉相伝」に相似候、教に知行を分つと申事、古ハ無之候、仏家にハ解行と申事有之候、豁然貫「禪家の大悟徹底に相似し、静座と申事古は無之候」通と申事、古ハ無之候、是又座禪の真似と被存候、殊に本然氣質の性と申儀、畢竟氣質の性計につまり候事二候、氣質を变化すると申事は又無理の至極に候、

一 聖經只先、本文はかりにて浅く心得差置、左傳史記漢書の類左迄深き義理無之事計の書を見るかよく候、其内に文字になれ、文面の義理取習候、其後六経を見れば本文はかりにても能済むものに候、

一 道は事物当行之理にても無之、天地自然の道にても無之、聖人の建立被成たる道にて、国天下を治め候仕様を道といふ、先天地自然之道といふ事ハ老莊の説に候、有の俛にて毫髮の付添もなき天地其俛の道と云て誠に向上至極に相聞得候へとも、其至極を詰候へは聖人の道を破却いたし不申候へハ、其理はつまり不申候、又事物当行之理と申説も天地自然の道といふ、見を底に帯候て説

出したる説に候、是皆自信する事厚く、古聖人を信する事薄き所より生したる説に候、此事ハ斯あるへき筈、其事ハ左あるへき筈と手前より極め出して、是即聖人の道と替りなしといふ是臆見なり、且又道ハ聖人の建立し給へりといふ事、先道の内「に」もおも立たる事ハ五倫にて候、五倫の内に父子の愛ハ天性に候、兄に悌を行ふと云ハ幼少より父母のひた物に教ゆる故にこそ存候へ、教なきものは兄を敬する事ハ不存候、夫婦の倫ハ伏羲の立給へる道也、洪荒の世ハ只畜類の如くにこそ候へ、まして君臣朋友の道に至りてハ、聖人の立給へるによりてこそ人は存候へ、然とも聖人甚深大の智を以人の生れつき相応に建立し給ひて、是にて人間界といふ物ハ立候事故、道を学はぬ人も、今程五倫ハたれも大躰ハ存知候事に罷成候所より見候へハ、生れつきたるものゝ様に候、子思ハ率性の謂道と被仰候、修道の謂教と申候ハ、道を学ひ候上の事に候、道は广大無辺にて是を学はんと存候ても、中々手に入不申候故、道を取こなして、学ひ易やうに節目を立給へるを教と申候、国天下を治るを教と申候事ハ名目の相違に候、我道の元祖ハ堯舜也、堯舜ハ天子也、夫より後聖人と称し候ハ禹湯文武周公也、何れもみな天下国家を治めたる人なり、孔子は此道を伝へ給へる人也、故に聖人の道は専ら天下国家を治むる道にて礼楽刑政の類皆道也、論語に君子学道則愛人小人学道則易使是分明に樂の事を道といふ、宋儒の解にて埒明不申候、朱子黙して過され候、聖賢なき世にても此道伝はる時ハ聖賢在世のことく天下国家平治なすへき様を工夫在て建立し給へる事にて、禹湯文武周公相繼て修補ましくたる事也、依之孔子も学ひ給ハされは道ハ知り給わす、宋儒ハ只徳を以て、天下を治むる事ハかりを会得し

て道といふものを不存、是によりて孔子の好學と寛ひ、博く學ひ給へる事、其解不明白或ハ謙ノ詞といひ、或は學者を勉むるの語などまきらかし置くゝ也、

一四書五經の新注大全等宋儒の語録類詩文にてハ東坡山名三體詩瀛奎律髓の類、歴史にてハ通鑑綱目の書法發明等、皆損友とか被思召候、經學ハ古注、歴史ハ左伝國語史記前漢書、文章ハ楚辭文選韓柳迄ハ不苦候、惣て漢以前之書籍ハ老莊列の類も人の知見を益し候、是も林希逸解ハ悪敷候、詩ハ唐詩遷唐詩品彙是等を益友とか被思召候、明朝の李空同何大復、李干鱗王元美詩文宜敷候、

一詩經朱傳ハ朱子の作の内にて不出来成物ゆへ害も少く候、書經新注ハ蔡沈か作にてたわひもなき物に候、書通通考と申物をつけ御覽被成候か能く御座候、詩經ハ世本古義と申物能候得とも和板に無之候、せめて説約にて成共御覽可被成候、詩經の取捌宋儒の誤の大なる処可申進候、詩ハ勸善懲惡の爲と申事、是大なる誤に候、誠に勸善懲惡の爲と思召候ハ、今少しよき仕形外にも可有之候、詩にて勸善懲惡の教を施すと云事、さりとてハ聞え不申候、古聖人の智にて左様のつまり不申事可有之様無御座候、詩經ハ淫奔の詩多く有之候、朱注にハ惡を懲しむる爲と有之候へとも、却て淫を導く爲に成可申候、是等の所とくと御了簡可被成候、詩經ハ曾て夢にも濟不被申と相見得候、論語に不學詩無以言と有之、學詩三百使四方不能專対と有之候、是詩專言語の教にて御座候、調に人性に通達する事詩經の教にて人性に通達不申候へは、物申事ハ成不申ものに候、宋儒ハ理非邪正の見にからめられ被居候ゆへ、論語聖言に詩經の事有之候にハ從不被申、是非邪正の見より見候故、勸懲の爲と見被申候事に候、是等の所詩經御覽

被成候、大段の意得に候故申進候、詩經の詩も後世の詩も全く替目無之候、詩經ハ只詩と御覽被成候か能く候、

一程子朱子何れも聡明特達の人にて、古聖人の書をはなれて、別に自分の見識有之、其見識にて經書を捌き被申たる物に候故、宋儒に便て古聖人の道を得んと求ること、轅を南にして燕に行んと求るかことし、

一鬼神有無の事御尋候、古今の間此論やかましく候、何れも理屈にて候、理屈ハ申次第の物に候間信用成不申候、聖人の經書の趣ハ成程鬼神ハあるものと見え申候、宋儒ハ理氣陰陽を以様々と被申候へとも、それは宋儒の了簡と申ものにて聖人の御詞にハ無之候、宋儒の説に従ひ候て見候得ハ畢竟鬼神ハなきものと申に成申候、此段聖人の教と相違に候間、信用仕かたく御座候、聖人の書には鬼神を治る道御座候て、それにて鬼神ハ世界の利益になり、害にハ成不申、是にて相濟申候事に候、仏老巫覡の説に鬼神の治め様有之候得とも、國家を治る道に害有之候て聖人の書と違申候へは、君子の信用すへき事に無之候、冥々の中を見ぬき候て、鬼神ハいかやうの物に候と申候事を存候事ハ、人のならぬ事二候、たとひ存候ても聖人の教の外に別に鬼神の治様あるましく候へは、曾て不入事にて候、

一吾道の元祖ハ堯舜に候、堯舜ハ人君にて候、依之聖人の道ハ専ら國天下を治め候道に候、道といふハ國天下を治め候仕様に候、扱聖人の教は専ら礼樂にて風雅文采なる物に候、心法理屈の沙汰ハ曾て無之事に候、宋儒已來わさを捨、理屈を先とし風雅文采をはらひ捨て、野鄙に罷成候、天子の道なる事を忘れ候より專道理を説候て人を諭し候事を第一に仕候、是より理非邪正の争盛に罷成

候、議論一定してかたの極り候事に成候故、何程学ひ候ても知見の進ミ広まる事ハ曾て無之、只片口にぜうのこわき事に罷成候、是皆教法の違にて候、孔門の教とハ天地雲泥に候、

一 孔子三十五歳にして礼を老子問ふ事、史記に載す、程子遺書、張横渠の經学理屈、朱子語類胡致堂の讀史、管見の類皆礼を問ふに就て論す、宋の羅壁盧舜治か論ハ未尽さす、楽平詹氏か論に曰、礼記家語史記等咸老子を師とするの説を載す、朱子論語序に世家の語を録して此事を削らす、元來老子を師とするの説、莊子に肇る礼記家語史記の書、皆莊子か後に為る故に、其言を承て漢儒礼記に輯録し、孔鮒も事實を家語に載せ、司馬遷も采て史記に載す、莊周老子を「尊」んて聖人を售る、駕空寓言信するに足「ら」す、楽平か此論千歳の確論なり、鹿門の茅坤か太史公もと老莊の学を好む、故に是に與すといふも宜なり、

一 孔子斉に往て高昭子か家臣となるといふも非なり、于慎行か論あり、初め景公魯に行き孔子是に見ゆ、孔子の斉にゆくも景公に見へたり、公是を敬して堂上に登るを譲り、辞する事三たひ、其礼甚た隆なり、何ぞ国郷の家臣と成て見ゆる事を待んや、又近く魯の三家に仕へすして、他国の郷土に仕る事あらんや、聖人の所為にあらざる事明けし、

一 孔子死せんとする前七日、蚤に起き杖を負ひ門に逍遥して歌て曰、泰山壞れん乎、梁柱摧ん乎、哲人萎ん乎、檀弓史記に載す、呉澄是を論して妄なりとするハ可なり、夫聖人天を樂ミ命を知、死生を視ること昼夜の如し、豈自詩歌を作て其死を悲んや、又泰山梁柱哲人を以て自比す、若くハ他人是を作て悲まハ可なり、後人撰造して聖人予め其死を知るといわんか為の付会なり、信すへ

からす、

一 舜父に告すして娶るの説紛々たり、按に余冬序録曰、孟子姑就萬章之所問て、答之云に、舜之娶無不告父、理瞽瞍誠頑不畏、堯法乎、舜は王「命」を告げ、堯ハ命を瞽に下さんに、豈背く事を得んや、廩を完め井を浚も皆俗説なり、前に四岳、舜を進めし時、丞々しめ不格姦又益曰、夔々齊栗瞽瞍亦允若、是皆庶人の時のことなり、既に堯に達し、賀となさんに廩を完め井を浚し殺さんとする事あらんや、象亦至愚なりといへとも、兄を殺し嫂を奪ひ身を全ふするの理なきを知らざらんや、孟子は只本を正さす、萬章か問を受けてそのまゝ答へられしもの也と察すへし、

一 駿州富士川江州湖水湧出の説、羅山先生曰、日本記富士記等載せざる所にして、信するに足らず、然と雖とも理に於て無ことあたわす、誣へからす、

一 弥平兵衛宗清、頼朝を助けし故を以て頼朝平氏を討するの日、宗清を召ふ不聴して八島に至り平氏滅亡に従て命を殞す、鳩巢先生稱して三烈士の一とし、為に伝を著さんと欲す、長井定宗論して曰、危難に當て其身を顧ミず、盛衰の為に其志を動さず、皆人の処しかたき所にして、兼て此行有り、傑出の勇士と稱すへし、惜哉、宗清其主の不義を知て諫めず、君をして家名を黷さしむ、己其行に与からざるを以て義とす、是私名を逞し公義を顧ミず、義平不義乎、忠と謂ん歟不忠と謂ん歟、是を勇士とせは可なり、「義」士とせは不可なり、古今多く宗清を以厚義と稱す、我ハ許さし、

## 解題

### 卷之五十七（越氏隨筆卷九）

この巻は、目次で示された六項目で構成されている。まず、「孔子略年譜」として、中国、春秋時代の思想家である孔子の誕生年に関する諸説を出典史書まで丹念に調べて記述した上で、魯の定公に仕えて以降、門人らを伴い諸国を歴訪して、諸侯らに理想とする政治の実現を目指すべきことを説き、最後は魯に帰国して七十三歳で逝去するまでの履歴を年代順に紹介している。次の「天子東宮皇子」は、司馬遷の撰になる『史記』、唐の杜佑撰の『通典』、唐の房玄齡ら撰の『晋書』など諸出典史書名を挙げつつ其々の呼称の違いを紹介し、「孔子略年譜」の理解にも役立つセットとも言うべき項目である。「織田信邦・山縣大弐一件」は、明和四（一七六七）年の「明和事件」を題材にしている。即ち、山縣大弐が尊王論を説いて、門下の藤井右門と共に幕府から重罪として死刑に処せられた事件である。織田信邦・竹内式部ら事件の関係者全員の関わった経緯及び幕府判決の内容まで詳細に収録している。

「親殺主殺兄殺公義御咎目」は、幕府刑法の適用について、具体事例を挙げつつ、本人及び親・兄弟・親戚等の広い範囲まで刑罰が及ぶこと（縁座・連座制）やその刑罰の内容まで示している。

「公義御役人落書」は、幕府の老中・側用人・若年寄・京都所司代・勘定奉行等の役人や歌舞伎役者の名前を挙げて、其々の人柄や仕事ぶりなどを茶化して紹介する面白い内容である。

「大坂江戸操芝居」は、大坂の道頓堀で始まった竹本義太夫による操人形浄瑠璃の興行が貞享二（一六八五）年に始まり、脚本家・近松門左衛門の「出世景清」などの脚本を扱ったことや、人形の

指の働かせ方と人形の形状等にも触れている。さらに、享保十九（一七三四）年から江戸でも人形浄瑠璃が始まったことを紹介して巻之五十七を終了している。

なお、二～六項目の本文に関しては、翻刻担当者で、文頭に（天子東宮皇子）の如く、目次項目名を追加して分かりやすくした。

### 卷之五十八（越氏隨筆卷十）

この巻は、目次に示されたように四十八もの多岐に亘る項目で構成されており、得能通昭の興味・関心の深さや知識・教養の豊富さに驚かされる。ここでは特徴的な項目に絞って、その概要等を取り扱ってみたい。この巻でも、本文の文頭に目次項目がないものについては、巻之五十七と同様に項目名を（・・・）で追加して示した。まず、「柳営夫人薨去年月法名」について、「柳営夫人」とは徳川將軍家の夫人のことを指しており、歴代の正室（御台所）に加え、側室迄含めて紹介している。

「江戸大円寺御廟所」は、江戸時代、島津家の菩提寺であり、現在東京港区三田四丁目地である。十九代当主（二代藩主）光久など十八名の歴代当主や光久の長男綱久・童女二名の廟所であることを記述している。

「京都即宗院御位牌」では、六代当主氏久、十六代義久、十七代義弘、十八代家久、十九代光久、綱久（光久の長男）、二十代綱貴、二十一代吉貴、二十三代宗信の九名の位牌が安置されていることを紹介している。京都の即宗院は、東山区本町に所在する臨濟宗東福寺派本山の一部である。その由来を調べると、嘉禎二（一一三六）年、九条道家が発願し、奈良の東大寺や興福寺レベル



の寺となる事を目指して、二寺の一字ずつをとって寺名にしたと言われる。寺は明治期に焼失し、昭和九（一九三四）年復興され、現在、即宗院・海蔵院など二十五か所の塔頭で構成されている。その中で即宗院は、南北朝期の元中四・嘉慶元（一三八七）年、大隅国守護の島津氏久の菩提を弔うため創建され、寺名は氏久の法号「即宗院」に由来する。即宗院は戦国期に焼失していたが、十八代当主兼初代藩主家久が再建した。その為、即宗院は薩摩藩の畿内における菩提所とされ、京都藩邸・伏見藩邸・大坂蔵屋敷に勤務する藩士逝去者が、境内奥地に埋葬された。さらにこの地には、戊辰戦争で戦死した薩摩藩士の霊も祀られ、西郷隆盛が明治二（一八六九）年に揮毫した六基の大きな石碑も建立されている。

「松平陸奥守江戸立行列」「陸奥守宗村初人部御行列」「宗信公初人部御行列」は、他藩と島津家二十三代当主（六代藩主）宗信の参勤交代行列の比較資料である。三者の行列が似ているため、得能通昭が混乱して行列の一部に混同や脱落が見られる。県立図書館本を底本としているのでそのまま翻刻し、都城邸本と対比して、間違いの箇所は「注」で指摘し正した。なお、県立図書館が昭和四十二（一九六七）年三月発行した『鹿児島県史料集（Ⅷ）御登御道中日帳・列朝制度卷之五十六』は、一門家の加治木島津家及び本家の供立・行列等の格式や道中次第が収録してあるので、比較参考資料としても活用できる。

目次項目中の「改暦・国暦」に関しては、吉川弘文館が人物叢書一八一として発行した『人物叢書島津重豪』（芳即正著）が全体像の理解を深める格好の参考本となる。

さらに、「新橋・吉野橋・・・加治屋橋（都城本は「加治屋町）」・

高麗町」に関して、得能通昭は「加治屋町ハ加治木衆を移されし故、加治木町也しを後に加治屋町といふ」と地名の由来を紹介している。この由来について、「盛香集巻之三」（『新薩藩叢書（三）』所収）にも当初「加治木馬場」と呼称したことを紹介しており、両者の地名由来は合致する。現在の「加治屋町」の地は、島津義弘逝去（元和五年・一六一九年）直後の加治木衆の移住（現・鹿児島中央高校グラウンド側の清滝川（現在は暗渠）左岸・右岸の地）に始まり、其後、甲突川左岸の空地にかけて、下級城下土が居住を開始した。郷土史料に「加治屋町」の呼称が登場し定着するのは元禄期（一七〇〇年前後）頃からである。その子孫が幕末・維新时期に活躍することとなる。

「播州石寶殿」と「楠正成墓并室勝寺（都城本は「宝勝寺）」は、得能通昭が自ら現地に向き、調査してスケッチまで加えて、その成果を収録したものである。前者は神代の「大己貴命」・「少彦名命」を祭った神殿である「石寶殿」の経緯等（天の岩船に乗り播州（現・姫路・加古川の間）の山に降り、石の宝殿をつくって鎮座され、万民を応護されたことなど）を残された資料等に基づき収録している。

この「大己貴命」に関連する神社が鹿児島県日置市吹上町宮内にもある。「大汝牟遲神社」である。この神社は「大己貴命」など四神を祀り、近世島津家の聖地とされる亀丸城（伊作城）も近くに在り、島津家の尊崇が篤い神社である。境内の解説板等に依れば、島津義弘が加治木館で逝去直前、自ら大汝牟遲神社に参拝したいと命じたため、困惑した家臣らが加治木館裏手の春日神社を「大汝牟遲神社」と偽って案内し、義弘が参拝して満足したという逸話も残さ

れている。大汝牟遲神社境内右側には、樹齢八百年以上と推定される千本楠と呼ばれる二十数株の横に伸びる大クスが横たわっており、日置市が文化財に指定(植物)している。

後者は、楠正成の軍勢が建武三(二三三三)年五月、足利高氏(のち尊氏)・直義兄弟の軍勢と湊川の合戦に「粉骨」して、多数が戦死し残りも自害して玉砕したことを記した上で、水戸の徳川光圀が楠正成の武勇を追憶するため当地を訪れ、墓を造立したこと、墓は撰州(現・大阪府・兵庫県の一部)矢田郡坂本村に在ること、得能通昭自身がスケッチして収録した墓名には「嗚呼忠臣楠子之墓」と刻まれている。得能は現地調査の為に四回も足を運び、近くに在る禅宗の医王山廣嚴寶勝寺に楠正成の影像及び一代記や親書(足利氏との合戦の際の軍忠状)が残されていることを確認し、その軍忠状の模写も行い収録して紹介している。

「義弘公御年回御能興」は、百五十年回忌法要として、明和四(二七六七)七月十五日、江戸で催された伝統芸能の能楽について、その演目や演じた能楽師名を収録している。島津家歴代当主の中で、近世島津家確立期における義弘の働きや人望の厚さが窺えると共に、江戸で薩摩藩の「文武両道」の存在感を示す場にもなったと思われる。

目次最後の「鹿児島城回禄焼失重器」について、「焼失」とは元禄九(一六九六)年九月の鹿児島大火の際、鹿児島城(鶴丸城)も類焼して本丸以下を焼失したことを指している。なお、鹿児島城本丸等の普請は宝永元(一七〇四)年完成した。その際に焼失した、島津忠良(日新斎)・貴久・義久・義弘・初代藩主家久の甲・鎧及び旗等の重要器類を収録して「巻之五十八」を終了している。

なお、本稿を成すにあたり、県立図書館資料課には都城島津邸本の複写や「花押」及び得能のスケッチ等のコピー等で大変お世話になりました。

#### 例言

『通昭録』の巻之五十七(越氏随筆巻九)・巻之五十八(越氏随筆巻十)は、底本の県立図書館本を翻刻するが、都城島津邸本(以下「都城本」と略称)を参考本として対比した。両本は助詞の表現等の違いが多いため、本文中に傍注を付け、本文ごとの最後に「注」記で都城本との違いを明記した。東京大学史料編纂所本との対比までには至らなかった。

本文作成に当たっては、次のような方針に依った。

- 1 漢字は、常用漢字を原則としたが、「藝」「對」「應」「寶」など一部の漢字は底本のままとした。
- 2 仮名は、原則として原文の通りとしたが、者・茂・爾・越・与などの助詞は平仮名に直した。
- 3 異体字・略体字・俗字は、できるだけ現在の字体に直した。
- 4 変体仮名及び合わせ仮名は、通常の仮名に直した。
- 5 闕字や平出がある場合は、これを反映させた。
- 6 同文字の重ね書き(踊字)は、底本のままとした。
- 7 脱字・誤字は本文の最後に「注」記で示し、脱漏文は都城本で補充し、本文中に「・・・」で追加した。
- 8 虫食い・破れ等で文字の判読ができない場合は、□でこれを示した。
- 9 本文を読み易いように、句点(。)と読点(、)を加えた。

通昭録卷之五十七

越氏随筆卷九

- 一 孔子略年譜
- 一 天子東宮皇子
- 一 織田信邦山縣大式一件
- 一 親殺主殺兄殺公義御咎目
- 一 公義御役人落書
- 一 大坂江戸操芝居

越氏随筆卷九

孔子略年譜

- 一周靈王廿一年、魯襄公廿一歳(注1)己酉十月庚子二十一日生る、本朝人王弟二綏靖天皇三十一年に当る、
- 公羊傳哀(注3)、公廿一年己酉十一月、庚子賈逵服虔、穀梁傳、襄公廿一年司馬貞孔若古。洪与祖
- 史記、襄公二十二年(注4) 杜豫湖舜涉孔宗翰羅
- 泌路史、襄公廿二月二十七日、
- 論語序、襄公二十二年庚戌十一月庚子(注5)
- 洪慶善闕里譜系、襄公廿二年己酉十月廿一日、
- 程(注6)登痛年表弁正、襄公廿二年己酉十月廿一日、
- 孔子家譜孔祖庭記、襄公廿二年十月廿七日庚子、

綱鑑評林、周異王廿一年、

五行書、庚戌年二月廿三日庚子甲申時、

馮煇世家、周異王廿年己酉十月庚子甲申時、

古今原始、周異王廿一年庚戌、

孔子通記、襄公廿二年十一月庚子甲申時、

馮煇至聖先師考、襄公廿一年己酉八月廿一日庚子、

孔聖全書、襄公廿二年十月廿一日庚子、

闕里誌、襄公廿二年十月庚子今八月廿七日、

宋景濂云、年ハ公羊に従ひ、月ハ穀梁に従ふ、

卒ハ従ふへし、又周の十月ハ夏の八月といふも非也、

庚子ハ 月廿一日にあり、十月庚子なし、

三歳

父叔梁紇卒す、魯の東防山に葬る、後啓聖王と諡す、家譜(注7)

十五歳

孟仲子か子堅牛塞関の外に殺す、孔子憮然として

曰、叔昭子か不勞能すへからず、周任云へることあり、政を

する者は私勞を賞せず、私怨を罰せず、詩曰、德行を覚す事

あれは四国是より従ふ、左傳、

十七歳

孟釐子疾んで死んとす、其嗣孟懿子を戒て曰、孔子

は聖人の後也、吾聞聖人の後は世に当らすといへとも、必達

する者あり、今孔丘少して礼を好む、それ達する者ならん、

吾没せず必是を師とせよ、釐子卒す、懿子、弟南容と共に

往て礼を学ぶ、左傳、

杜預注に三十五歳の事とす、孔穎達か疎に三十四歳とす、

史記(注10)孔聖全人物考、

孔子通記、闕里誌陳仁錫か倆考今年とす、

十九歳

宋の卞官氏の女を娶る、

二十歳 始て魯に仕へて委吏となる、

長子鯉子伯魚生る、昭公鯉を賜ふ、故に名つく、

二十一歳 司職の吏となる、

二十二歳 始て闕里に教ゆ、顔路か徒学を受く、

二十四歳 母顔子卒す、父の墓に合葬す、後に啓聖王夫人と諡す、

二十六歳 喪終て五日にして琴を弾す聲をなさす、十日にして

笙哥を成す、礼キ、

二十七歳 郷子来朝す、叔孫昭子官を問ふ、孔子聞て郷子に見

へ官名を学ぶ、左傳、

二十九歳 晋の師襄琴を善くすと聞行て学ぶ、史キ、

三十歳 齊の景公晏子と魯に來たり、政を問ふ、答て曰、政

ハ財を節するにあり、景公悦ふ、又問曰、昔秦の穆公國小處僻にして、天下に覇たるハ何そや、答曰、秦國小なりといへとも其志大なり、處僻也といへとも其政中正なり、法に私なく令みたれす、百里奚を挙げて共に語る事三日授るに政を以てす、天下に王となるとも可なり、其伯たるハ少なり、景公

曰、善哉、(注)

三十一歳 齊の景公孔子を聘す、齊に行く、

三十二歳 孔子齊に在り、景公廩丘に封せんとす、辞す、弟子

に謂て曰、吾聞君子功有て録を受へし、今吾利害を説く、公

いまた行ふ事あたわす、然るに廩丘に封す、丘を知らざる事甚哉、説苑、

三十三歳 周の使齊に來て先生(注)の廟火災有と告ぐ、景公群臣に

何れの王の廟ならんと問ふ、孔子側に在て曰、釐王之廟なる

へし、公故を問ふ、答曰、釐王ハ文武の制を變し檀に奢侈

す、天災宜く加ふへき所なり、既にして人報て曰、釐王之廟

也、公起て再拜して曰、善哉、聖人の知人に過たる事遠し、

説苑、

三十四歳 楽を襄弘に訪ふ、弘私に劉文公に謂て曰、吾仲尼を

見るに聖人の表あり、孔叢子、

周王伯常鸞を使して道を問ふ、答曰、剛者ハ必折く、頸者は

數傷る、倨る者ハ親します、利する者は必弊ある、此四者ハ

君子の戒むるところなり、家語、

孔子魯に帰り明堂を觀る、堯舜桀紂の像、周公成王を抱て斧

展を負ふて諸侯を朝する蒙あり、后稷の廟に入る、右階の前

全人三あり、皆其口を緘む、其背に銘して曰、古の言を慎む

人なり、戒之哉、多言する事なかれ、多言なれば敗多し、多

事なれば患多し、安樂也といふとも必戒めよ、悔る事を行ふ事なかれ、誠によく慎めは福の根也、口ハ是福の門也、勝ん事を好むものは必其害に遇ふ、我は犯是を守る、孔子讀て弟子を顧て曰、小子識るせ、此の言寔にして中なり、情にして信あり、家語、

三十六歳 魯の邱昭伯季平氏と鬪難し、平氏罪を昭公に得たり、昭公師を率ひて季氏を撃、季氏、孟氏・叔孫氏と昭公

を攻む、昭公齊に走る、魯乱る、孔子齊に行く、(注)景公政を問

ふ、答曰、君々たり、臣々たり、父々たり、子々たり、景公

悦、谿の田を以て封せんとす、晏嬰不可して止む、史記、

三十七歳 齊より魯に歸る、又呉の季札も齊より歸る、長子死

す、夫子往て其葬礼を見て曰、呉の季札か礼に於るそれ合矣

乎、

四十四歳 魯の桓公の廟に入、歌か器を見て問ふ、是看座の器

なり、座右に置いて鑑戒とす、孔子曰、吾聞く看座器虚なる時ハ歌つ、中なる時ハ正しく、満る時は覆る、喟然として嘆し

て曰、嗚呼それ物として悪人そ満て覆らざる物あらんや、子路進んで曰、満るを持つ道ありや、子曰、有り、聡明叡智なれとも、守て愚なるかことし、功名天下に被可となれとも

守て譲り、勇世世上に振へとも守て怯かことし、富四海を有とも守るに謙を以ず、是所謂損して又持つの道なり、

四十六歳 季平氏卒し香桓子立つ、陽虎公山不狃仲梁懷肆に魯を乱る、孔子仕へすして退く、弟子益衆し遠方より至り業を受く、

四十七歳 孔子中都の宰となる、路に遺たるを拾わす、男女坐を分け、器に雕飾せず四寸棺・五寸の椁丘陵に因て墳墓を為す、一年にして四方の諸侯是を法とす、定公曰、此法を学んで一國を治めす如何、孔子曰、天下四海を治るといふとも可也、

季桓子井を穿て土缶の中物を得たり、人をして孔子に問しめて曰、物を掘得たり、孔子曰、丘か聞る所のことくならハ羊ならん、夫木石の怪は夔・網蝸、水の怪は龍網蒙とす、土の怪を墳羊といふ、魯語、

四十九歳 司空となる、山林川沢兵陵墳衍原湿の五土の性を分ちて、物各其宜を得たり、

五十一歳 司寇に到り、相の事を指行ふ、七日にして少正卯を誅す、子貢進て曰、少正卯は魯の聞人なり、夫子誅す、或ハ

失とせん乎、孔子曰、天下に盜竊を除て大悪五ツあり、心逆

ふて陰に行僻て堅く言偽て弁す、醜を記て博く非に順てハ、

訳に此五ツのもの一ツもあれば君子の誅を免れず、而も正卯皆兼てこれあり、人の奸雄也誅せずんは有へからず、湯

王ハ尹諧を誅し、文王ハ潘正を誅し、周公ハ管叔を誅し、太公ハ華仕を誅し、管中ハ付里乙を誅し、子産は鄧析史を誅す、史記、

父子訴ふるものあり、夫子是を同狴して執る事三月迄別たす、父止ん事を願ふ、孔子赦す、季孫不悅して曰、一不孝を誅して民に孝を教えず、亦かならずや、冉友、孔子に告く、喟然として嘆して曰、嗚呼上に其道を以せず、其孝を行有すして下を責殺すハ非禮也、三軍大に敗るとも斬るへからず、

一五十二歳 齊景公・魯定公夾谷に會す、孔子、定公を助け從而行く、齊侯先に侵せる、鄆謹龜陰の三所を通して罰を謝す、

一五十三歳 大司冠たり、国人誇て曰、麇裘無□之を投して戻なし、□の麇裘之を投して郵なし、資治通鑑

魯大に治まり沈猶氏牛羊を偽飾らす、公慎氏妻を逐ひ、慎潰氏他所に移り、男ハ忠正女ハ柔順を尚ふ、新序

魯治て国人踴嘆して、袞衣章甫実に実にて我所を得たり、章甫袞衣我を恵みて私なし、通鑑

一五十四歳 孔子定公に告て曰、臣聞人臣の家甲を蔵めず、大夫は百難の城なし、今三家是に過く請ふ、是を損せん、子路をして季氏に仕へ三家の邑を隨んとす、三家諾す、叔氏先郈を隨つ、季氏費を隨んとす、公山不狃・叔孫輒、郈・費の宰たり、急に魯を襲ふ、定公三子と季氏か台に登る、申句順

樂頡、孔子の命を受けて費人を撃つ、費人敗る、不狃・叔輒斉へ走る、於是費を随ち、又邲を随んとす、公斂處父邲の宰たり、私に孟孫に謂て曰、邲ハ斉魯の節壞地なり、隨は斉人悦ひ北門より入らん、且邲ハ孟孫氏の保鄣なり、邲なきハ孟孫なき也、固く守りて隨□す、冬十二月定公邲を圍て克すして止む、

五十五歳 齊人女樂を魯に送る、孔子去りて衛に行く、

五十七歳 衛より陳に行く、匡人孔子を圍む、蒲を過ぎ衛に帰る、去りて曾・宋・邵・陳に行く、

五十八歳 司城貞子か家に寓す、

五十九歳 陳より衛に行く、

六十歳 晋より到らんとす、河に障て帰る、又去て陳に行く、

六十一歳 冉求、季康子に招かれて魯に帰る

六十二歳 陳より蔡に行く、

六十四歳 楚昭王に聘せられて行く、

六十六歳 夫人卍官氏卒す、

六十八歳 衛に在る、季康子か招くに由て魯に帰る、

六十九歳 伯魚卒す、

七十歳 顔淵卒す、

七十一歳 麒麟を得て春秋を作る、

七十二歳 子路衛に卒す、

七十三歳 四月十八日乙丑、孔子没す、

注1、都城本「年巳酉」 注2、都城本「庚戌」 注3、「襄公」カ

注4、(参考) 貝塚茂樹著『孔子』では「杜預」 注5、都城本「廿日」

注6、都城本「程登庸」 注7、都城本「家語」 注8、別名は「僖

子」 注9、都城本「疾て」 注10、都城本「孔聖全書人物考」

注11、「史記」脱カ、都城本「史記」 注12、都城本「祿」 注13、都城本「先王の廟」 注14、都城本「何の王の廟」 注15、都城本「行」

注16、都城本「入る」 注17、用語の順番が逆、都城本「満る時は覆る、中なる時は正しく」 注18、都城本「勇力世上に」 注19、「季桓子」の誤記カ、都城本「季桓子」 注20、「公山不擾」の別名カ

注21、「故に」脱カ、都城本「故に孔子」 注22、都城本「四寸の棺」

注23、都城本「問すしめて曰」 注24、ギ、もののけ 注25、モウリヨウ、人面獸身 注26、「丘」の誤記、都城本「丘陵」 注27、都城本「司寇」 注28、都城本「失とせむ乎」 注29、都城本「管仲」

注30、都城本「齊公」 注31、都城本「返して」 注32、都城本「罪」

注33、ベイキユウ、鹿の子の毛皮で作った毛衣 注34、都城本「治り」

注35、「曰」脱、都城本「踊嘆て曰」 注36、都城本「驥」(キ、やぶる)

注37、ゼンキユウ、孔子の弟子「冉友」の別称、「冉子」(ゼンシ)・冉有)も同じ

### (天子東宮皇子)

一 皇帝 天皇 天家 大家

上巳上蔡 天子曲礼 至慶通典 官家孔子雜書

鬯独断 今帝史記 國家晋書 縣官漢書 陛下上同

聖人唐書 官南史 一人左傳 以上当今の天子をいふ

### 一 女帝文心彫龍

一 先帝独断 列聖同 祖宗同 累帝晋書

大行皇帝通典 上皇 大上皇江書 大上皇帝文獻

一 曾太皇太后容齋隨筆 大皇太后通典 皇太后

太后(注4) 母后 太上太后(注4) 太上帝后共同上

帝太后江書 帝太后同 太上皇后文献通考

皇太妃独断 天子生母 后曲禮 商の前妃と称す、周始めて后を立つ

王后春秋 皇后江書 中宮周礼 正妃(注5) 史記(注7)

一東宮詩 春宮 青宮(注6) 皇太子

皇儲通行 儲君同 太子明教英緑雪亭雜書(注7)

古ハ天子の嫡子も亦世子と称す、諸侯の子も亦太字と称す、(注8)

西漢天子の嫡子を皇太子と称し、諸王の子を太字と称す、金・

元庶子皆太子と称し、本朝東宮を皇太子と称し、親王の嫡子

を世子、群王の嫡子を長子と称す、春秋の時、天子・諸侯の嗣

子通して世子と称し、太子と称す、漢に天子の元子を皇太子と

称す、後世に天子に皇太子、諸侯に世子と称す、

一皇子 帝子(注9) 楚祥 親王六典 嗣王(注10)

皇兄弟全上 皇姉香東野語 小王南史 藩王(注11)

諸王全上 皇長子通考 王世子春秋 皇次子列朝詩集(注12)

皇第三子明記 第五皇弟南史 適長公主史記 大長公主通考

長公主漢ニハ天子ノ嫡女ライヒ、唐には天子ノ姑ヲいふ、長々公主通考

郡主同 公主江書 翁主 王主同

王姫詩 帝姫通考 阿茶實暇 皇叔渾水燕談

皇伯祖 皇叔祖 皇太孫 皇大弟

皇太侄 皇孫同上 皇從弟同 皇外考妃王公集

元(注13) 舅詩 国舅東觀奏記 天子諸侯の舅通して云 皇姊因話録

宗室女行宮 宗藩近峯録 宗女 皇族

天族通考 儲后同太子也 皇太子妃独断

注1、都城本ルビ有り「ミカトノセン」 注2、都城本「太上皇」

注3、都城本「皇太后」 注4、都城本「太后」 注5、都城本「王

妃」 注6、都城本「同上」 注7、都城本「雜言」 注8、都城本

「太子」 注9、都城本「皇太子」 注10、都城本「楚辭」 注11、都

城本ルビ有り「ミカトノヲハ」 注12、都城本ルビ有り「ヒメミヤ」

注13、都城本ルビなし 注14、都城本ルビ「ゴクハイセキ」 注15、

都城本「近峯記」 注16、都城本「同」なし

(織田信邦山縣大式一件)

一明和四年丁亥八月廿一日、浪人山縣大式重罪により死罪仰付ら

れ、織田美濃守信(注1) 等以下軽重の品により罪科仰付らる、

注1、「信邦」カ

一阿部伊豫守正右月番 老中の役宅老中列座、大目付筒井大和守・御目付

内藤重悦列居、豫州申渡、

注1、都城本「重税」

織田美濃守

名代

織田重馬

其方家来吉田玄蕃儀、捨高にて役柄不相應之儀共有之候付、先達  
而答申付置候由、然處玄蕃儀、山縣大式と申者へ出曾、甲府・碓  
氷・箱根等之御要害之儀など致物語、御場所柄之儀を申教候者  
付、吟味申付置候内御吟味ニ相成候由、縦ニ茂公義(注1)へ抱り候儀

候間、其所を第一二取計、縦役人少二候共、可成たけ之役人江申付、早速玄蕃相尋、其事之虚美浅深等之<sup>(注3)</sup>差引二不及不取メ事二候共、何二茂 公義へ<sup>(注4)</sup>可申達立処無其儀、右玄蕃咎申付候儀は、其方一分に对候義に候処、其所を専に取計、公義江对候儀は吟味申付候迄三而等閑二相心得、役人少二候迎吟味及延引候段不埒之至候、依之隠居被仰付蟄居仕可罷在候、

注1、都城本「者二付」 注2、都城本「抱候儀間」 注3、都城本

「差列」 注4、都城本「可申立処」 注5、都城本「申付置候迄」

對馬守四男

織田八百八

名代

酒井作右衛門

織田美濃守事不埒之品有之候付、隠居被 仰付蟄居仕可罷在旨被仰出、先達而、縦養子に茂相願候義付、其方へ為名跡式万石被下<sup>(注1)</sup>候、追而羽州・奥州之内江所替可被仰付候、

注1、都城本「之」

高家

織田對馬守

名代

由良播磨守

織田美濃守家来吉田玄蕃不埒之義有之付咎之義、美濃守家来共

評儀相決、美濃守へ申立候、以後其方江茂一通申聞、美濃守儀も内々申聞候得共、役人共評儀相決候義其上追而取計方茂可有之儀付、先役人共申聞候通申付置可然旨、美濃守へ及挨拶候由候、右玄蕃儀は重キ役義をも相勤候者之事候得は、右不埒之次第をも得と承札可申儀、殊ニ其方儀、同姓其上美濃守儀は実三男之事候へは、平日共家事之取計等も可承置儀、其上浪人山縣大式と申者と出會候義、取沙汰茂可有之儀二候得は、承札心付方茂可有之處、等閑成取計不行届儀不念之至候、依之御役被召放隠居被仰付之、急度慎可罷在候、

對馬守惣領

織田式部

名代

松平内記

<sup>(注1)</sup>同紙對馬守儀、御役被召放隠居被 仰付家督無相違其方江被下之、寄合被 仰付之、

若年寄支配寄合二成ル、

右今晚於伊豫守宅申渡之老中列座

織田八百八へ

織田八百八

鍛冶橋内上屋敷被 召上候、溜池端屋敷ニ可有住居候、

織田八百八江

織田八百八

家格之儀、向後同名山城守・丹後守通りたるへく候、



右申渡相濟、右書付伊与守渡之、

注1、都城本「同氏対馬守事」

一織田美濃守儀、隱居被仰付蟄居仕可罷在旨被仰出、織田八百八江名跡被仰付候、家来共も御仕置被仰付候事候間、一類申合可被心付候、此上八百八家来万端相慎諸事入念候様可被申付候、火元等別而可入念候、

八月

右織田主馬名代ニ被出候節被仰渡、

注1、都城本「可念入候」

一町奉行依田豊前守御役宅へ御目付松平庄九郎立合仰渡之趣、左之通、

本町三丁目源兵衛店町醫

宮澤準曾

四十七

神田小柳町三丁目与兵衛店浪人

桃井久馬

四十九

同所永留町二丁目代地覚右衛門店

佐藤源太夫

五十二

南鍛冶町二丁目忠右衛門店

禪宗

靈宗

其方共儀、浪人山縣大弐物語候由ニ而、同人方ニ居候、堂上方家来と偽候藤井右門不取留、不敬之儀を申出候付難心得存、出會之度々可承糺与尋問候處、对公儀へ恐多事共、致雜談大弐・右門反逆企候義与存、推量を以不慥成儀を治定之趣相認、大弐弟子共之内親敷隨身と承候得は、何れ之儀をも不相糺反逆徒党之儀与相察、右名前忘増承候儀を取集メ認置、其内ニは大弐・右門一向知ル人ニ而茂無之者之義、其外御家人并堂上方二茂一味之者有之由、重キ事共相認、其方共儀は蔭ニ相成年寄を以可訴出与、彼是取捨之一途ニ反逆与存可訴出候ハ、親敷心付候趣、虚実不拘及見聞候通有躰可訴出處、此上茂恐多儀を厚相心得候様取捨申立候段は、却而不憚公義致方不届之至、殊ニ其方共訴より大勢無罪之者迄致入牢御詮議ニ相成、其上無名捨訴状・捨文等有之、右認方全其方共之仕業ニ相聞、重々不届之至重科之者ニ付、死罪可申付者候處、大弐・右門儀、反逆人ニ而は無之候得共、兵書雜談或堂上方等之義、其外恐入候不敬之雜談申散候段は、其方共申立候より相知大弐儀は死罪、右門儀は獄門ニ相成御仕置相立候、不届之儀訴人いたし候事故、此所を以、其方共義は助命申付、於日本橋三日晒之上遠島、

注1、都城本「雜談候付」 注2、都城本「事与相察」 注3、都城本

「取集認置」 注4、都城本「知人ニ而も」 注5、都城本「蔭相成」

八町堀長沢町安兵衛店浪人

山縣大弐

四十卷

其方儀、常々弟子共江渡世、又ハ芸術之励ニモ候間、門弟其外入魂候得ハ、兵乱或変事有之節、何れ之用に茂相立事ニ寄立身等可致旨申聞候段、兵乱を好ミ候道理ニ相当リ、且又且又甲府御城附武器之員数之義覚候ニ任せ申教、癸惑星心宿ニ掛り候、右と兵乱之萌ニ候由、古書ニ有之候処、其後上州邊之百姓共騒立候間、少ハ驗有之事之由相唱、當時は禁裏行幸茂無之、とらわれ同前之由致雑談、堂上方之古実ニ背ケ候趣を草子に認、或兵学之講釈付地形江不引当候間、難相分品は甲州其外及見聞候、国々之地利・地名・城々江引当、御要害之場所を譬ニ取用致講釈候義共、旁恐多不敬之至、不届至極ニ付死罪、

注1、都城本「且又」の繰り返しなし 注2、都城本「任申教」

山縣大式方へ居候京都正親町三條中将家来之由申立候、

藤井右門

四十八

其方儀、山縣大式多能之儀を宮沢準曹并桃井久馬へ致吹聴候得共、申消候趣付、大式儀甲府之御城御要害等へ曳当、兵学致論談道理相分り候由之義物語仕、且又四年已前癸惑星天之心宿へ掛候由、右之古書之通兵乱之萌候處、其後上州邊百姓騒立、少しは騒も有之旨大式申候處、慥ニ相聞候、依而土御門其外ニ而も同様之由取拵申聞候上は、何方ニ兵乱萌し可有之哉難計由申、甲府は要害宜候得共、武田勝頼被攻破候節之通いたし攻候ハ、甲府之御城落可申由、都而火失之儀は風上より射然候付、南風ニ候へ

は品川邊より射然宜候由、或は甲府之絵図曳当軍立論候は、可相分旨之儀共、當時之地利・地名へ曳当雑談仕、江戸之御城西之方御手薄之由付、譬は其方儀攻候ハ、東之方御要害堅固成場所より攻可申事之由申之、勿論其方儀反逆等之儀は無之事ニ候得共、一昧大式を致信仰兵学を論談、又は合戦之致し方を申募候より致合戦候者之所存ニ相成り、自然与前書之通り、上茂無之恐多儀を致雑談候段、不敬之儀不届至極付獄門、

注1、都城本「等ニ引当」 注2、都城本「心宿」 注3、都城本「宜敷」 注4、都城本「相成」 注5、都城本「通」

甲州巨摩郡龍王新町村百姓

山縣竹宮事

市郎左衛門

四十六

其方儀、先達而致病死候百姓市郎左衛門株「を致」相続、人別帳江茂市郎左衛門与記置候上は、百姓罷成候儀ニ有之候處、他国へ罷越候節は以前之通り、浪人山縣竹宮与名乗致帶刀、且又山縣「大式」兵学「一之講釈」いたし候節、甲府其外御要害之地利・地名江曳当、攻方防等之儀申教不敬之儀候處、譬ニ申聞候事故不苦与存、指当り候心付も無之罷在候段旁不届付中追放、

注1・3・4の「」は脱漏に付、都城本で補充 注2、都城本「通」 注5、都城本「指当候」 注6、都城本「不届ニ付」

勢州宇治郡今在家町御師方へ居候

竹内式部事

竹内正庵

五十六

其方儀、山縣大式方へ居り候藤井右門与反逆ニ味有之者之由訴人有之候處、大式・右門儀茂反逆人ニ而は無之、其方儀も右兩人江知人ニ而も無之、<sup>〔注1〕</sup>旁疑敷筋は無之候得共、先年於京都重追放ニ相成、京都は御構場所ニ有之所立入候段、不届ニ付遠島、

注1、都城本「疑敷義筋は」

織田美濃守家老

津田頼母

七十一

用人

津田庄藏

三十七

年寄

拓桂源四郎

四十二

家老

門野定右衛門

五十一

用人

松原郡太夫

四十九

其方共儀、傍輩家老吉田玄蕃儀、山縣大式へ出曾之節兵学之事付、甲州之地利・地名・甲府御城内之儀、其外備立等、碓氷・箱根・御要害之噂を申教候處、右躰之者を主人茂<sup>〔注1〕</sup>申勸目見等茂為致、扶持方等も送り可申旨、又は美濃守領内之儀をも大式<sup>〔注2〕</sup>ニ致噂候由、其節大式方へ致同道候、主人領より上州耳楽郡小幡村京都妙心寺末禪宗崇福寺隱居、梅叟致物語候付美濃守所存も不承、大式へ右躰之儀申聞候段、美濃守を蔑に致候儀、難捨置梅叟物語之趣<sup>〔注3〕</sup>不取メ儀<sup>〔注4〕</sup>ニ候得共、書留置美濃守へ申聞、玄蕃儀、捨高我意強ク候付、玄蕃并同意之者共夫々ニ咎申付、梅叟物語之趣は、吟味可仕旨申聞候へは、其通可取計段<sup>〔注5〕</sup>申付候付玄蕃・其外咎申渡候玄蕃儀、我意捨高ニ而美濃守為に相成間敷与存候ハ、其所を以可申立事候處、左然之品も無之梅叟申聞候趣ハ、仮ニも御要害筋ニも附候儀故、不取メ儀とハ乍申、美濃守承候而は彼是捨置間敷儀与存、其為申立候事故、最初より可致吟味所存ニ而無之候處、吟味可仕旨美濃守へ申聞候得共、右之所存故勿論吟味も不致罷在、主人を蔑にいたし、殊ニ右初末より主人之不調法ニ茂相成、既ニ主人美濃守へ度々御尋も有之上は、重々不届之始末候付重追放、

注1、都城本「江茂」注2、「目論見」の誤記カ 注3、都城本「送

可申旨」注4、都城本「へ噂いたし候由」注5、「甘楽郡」(からら

ぐん)の誤記カ 注6、都城本「儀候得共」注7、都城本「申候付

玄蕃

織田美濃守領分上州甘楽郡小幡村妙心寺末禪宗崇福寺

隱居

梅叟

五十一

其方儀、吉田玄蕃同道ニ而山縣大式方へ両度罷越、玄蕃、大式と  
学文筋致物語候節、其方儀甲州之嘶を仕出候へは、甲州要害能地  
所ニ而有之、甲府御城内は防能小勢ニ而も被防、碓氷・箱根ハ統  
之山々之由大式致雑談、玄蕃儀、大式へ家中兵学之弟子を引付可  
申由、其外玄蕃儀美濃守へ学文勸方之儀付、存寄之趣嘶候付、右

之次第を美濃守家来松原郡太夫江咄候へ共、郡太夫儀何与哉覽耳  
立承候付、其方儀茂其趣ニ随ひ、自然与疑敷相聞候趣申聞、其上  
玄蕃儀、大式へ扶持方など可送旨申候儀は無之処、覚迷扶持方可  
遣旨申候由郡太夫へ申聞、且又右致物語候趣を、郡太夫其外家  
老・用人共書取列座ニ而為説聞候処、違候儀も有之候得共、領主  
之重役人共之事候故、押通ニ茂難申相違無之旨、相答候儀とも不  
束之儀ニ「付輕」<sup>(注2)</sup> 追放、

注1、都城本「甲州は要害」

注2、「」は虫食いに付、都城本で補充

織田美濃守家老

吉田玄蕃

三十一

其方儀、山縣大式は博学多能之由ニ付両三度罷越、学文筋嘶合候  
処兵学之義ニ付、甲州之地利・地名・甲府御城内は防能小勢ニ而

も被籠之由彼は物語致し、一躰和学執心ニ而 禁裏を尊候故、  
自然と武家を誹り候趣ニ候間、出合之儀も無益ニ存、且又其方  
儀、重役人<sup>(注2)</sup>与不和故、其方越度を見出様子ニ被察、殊ニ大式学文  
筋片寄候儀学方之由家中ニ而申触候付、役儀之障ニも可相成与存  
出會を相断候、乍然致出會無間茂相断候付、卒忽ニ可相聞哉与心  
付、外ニ而不計出會候趣ニ心得呉候様、傍輩共を以大式へ申遣  
候、然共主人美濃守重存寄有之由ニ而、職録居屋敷取上塾居申付  
候由、中々<sup>(注4)</sup>右始末ニ候上は、大式へ出會候儀外ニ會訳も無之無構、  
右玄蕃并外一件之者共無構面々左之通、

織田身美濃守家来

吉田玄蕃

三十二

織田美濃守家来

吉田八蔵

廿七

同

高見沢与右衛門

三十

同

蒔田儀左衛門

四十

松平遠江守家来

朝倉立庵

三十一

松平伊豆守家来

福島傳藏

三十六

阿部伊与守家来

内藤源五郎

三十一

最上六弥

三十

今村弾治

廿二

永井飛騨守家来

市川清藏

山縣大式方罷在候

高橋文仲

三十一

同弟子

同人家来

三十九

留永道生

弥助

二十三

廿

新蕃頭津田日向守元家来

元乗物町代地喜兵衛店浪人

藤元甚助御代官所甲州

田付九郎兵衛

山梨郡下河原村

五十一

加加美上総三十二

同人父

甲州巨摩郡龍王新町百姓市郎左衛門

加賀美信渚

家主

孫七

五十七

十八

土屋越前守組与力中村

八郎左衛門地借浪人

永沢町家主

沢川文治

安兵衛

三十六

四十七

同所安兵衛店候大貳

水野老岐守家来

同居盲人

吉見長右衛門

東寿

五十六

廿一

右二十人無構、

右長右衛門儀は、役儀召放主人

方二而相應之咎可申付旨、被仰渡、

御門前拂二相成候由、

注1、都城本「甲州」注2、都城本「重き役人」注3、都城本「見

出し」注4、都城本「右之始末」注5、都城本「方江」注6、

「加賀美」カ、都城本「加賀美」注7、都城本「四十四」注8、都

城本「店二居候」

水野老岐守

家来吉見長右衛門事、無證抛不取メ事ながら不念之取計候、兼而

可申付置候得共不行届事二思召候、此旨可申聞段被 仰出候、

右於御用部屋、老岐守病氣付、月番松平撰津守へ伊与守達

之

但<sup>(注2)</sup>

御先年を以差扣之義相伺候付、御目見覚様候趣、伊与

守達之、

注1、都城本「病氣二付」注2、都城本「但」なし、脱漏カ

注3、都城本「御目通被様候趣」

(親殺主殺兄殺公義御咎目)

一主殺親殺式目に、当人鋸挽にて両日さらし逆八付、親族咎目有

之殺候者、同企之者、乱心・酒狂二而も同前与、公義仰渡候処

江戸御仕置、右御式目之通無之段承傳候故、内々承合候趣、去ル

方より例書写被遣候、左二書留置候、主殺式目、妻梟首、男子同

梟首、兄弟同、女子一世遠流、姉妹・父母・祖父母同断、男孫斬

罪、女孫・伯叔父一世遠流、伯叔母遠流、甥・従弟一世遠流、姪

遠流、女当人候へハ夫梟首、義絶親類も同前、一朝一夕奉公之者

も同前、親殺は少し輕し、

注1、都城本「仰渡有之候処」

湯島六丁目安右衛門店

與四郎

其方儀、持病ニ疳積有之、強差発候節は乱心躰ニ茂罷成候処、貧窮ニ而母養育茂成兼候付、其儀ニせまり疳積差發り乱心致し、包丁ニ而母りんへ切付、顔之内所々為手負、本心ニ相成驚入候旨申之、乱心ニ相違無之候得共、何れニ茂母江切付為手負候段、不届至極逆罪ニ付死罪申付之、

丑四月六日

注1、都城本「強く」 注2、都城本「差発致乱心」

例

神田明神下同朋町家主佐兵衛倅

又右衛門

右之者儀、両親共惣身手足ハ人ニ而、顔ハ馬に相見恐敷候故切付候旨申之、乱心ニ而切付候儀相違無之候得共、両親を切付候段、重々不届至極付、本多中務太輔殿依御差図、延享二丑年六月廿一日死罪申付之、

横山町一丁目伊兵衛店町醫木村準安

召仕、子三月十五日入牢、同六月廿

日病死、

右死骸塩詰申置、

七助

右之者儀、身之上之儀誰今申儀も無之、盜等いたし候風聞承候付、公義御吟味茂無之御仕置ニ可相成候間、残念ニ存人をあや

め候而、公義御仕置ニ相成候得は本望と存、主人準安共不覚

切遂ケ候迄は全乱心ニ無相違、其已後本心ニ相成驚入候旨申候得共、何れニ茂主人江疵付候儀、不届付存命候得は死罪申付之、

牧野大隅守懸り、

注1、都城本「御仕置可相成」 注2、都城本「切遂候迄は」

羽州秋田領内亀田境川邊郡相川村二而

召捕候神田金沢町弥兵衛店茂八召仕、

喜助

右之者儀、去丑十一月廿二日夜主人茂八近所江罷出候跡ニ而、茂八妻かつ・子供兩人を抱臥り居候内、不計悪心出、茂八所持之箆箆ニ有之候衣類、其外細工場ニ差置候品々可盜取といたし候処、かつニ被見咎不得止事、直ニ研場ニ有之候脇差を以、かつを切殺、品数不覚衣類并金焼付目貫一具、木綿風呂敷壹ツ、柳籠裏壹ツ、弓張挑灯一ツ、砥石品々拵有之候、脇差一腰盜取逃去、其上最初吟味之節、かつを殺害いたし候儀無之旨申陳、却而茂八仕業之由、主人江対し重キ申遂ケ致し候儀共重々不届至極付、町中引廻し於日本橋二日晒候内、諸人勝手次第鋸引ニ致させ、浅草ニおゐて磔行ふもの也、

明和七庚寅五月

五月二日町中引廻し、同四日六日晒し、同磔、

注1、都城本「去ル」 注2、都城本「義重々」 注3、都城本「寅

五月」 注4、「同七日磔」

百人組岡田將監組與力青山新右衛門弟  
一子五月廿三日揚屋ニ入同六月六日  
青山左源太

牢死付、死骸<sup>(注1)</sup>塩付、

三十六

右左源太儀、兄青山新右衛門を井戸江打込殺候義、一向相陳罷在候処、頭將監組預申付置候内、自身与させるを咽江突込、疵差重り相果、左源太申口無之候得共、新右衛門方ニ而怪敷高聲相聞候付、隣家同組與力藤田助次郎父治兵衛妻よし、窓より見候処、井戸之内ニて新右衛門儀、左源太江侘候聲いたし、左源太儀は井戸端ニ罷在未練之由申故、又は木切等打込候得共、尚又新右衛門聲立候付左源太儀、九尺計之古キ柱ニ而井戸之内を二・三度突、右之木を突落候、已後新右衛門聲も相止候、其節左源太罷越及見候趣、致沙汰間敷旨申聞候段よし申之、新右衛門下女つた見及見趣も右同様ニ有之、且又新右衛門死骸を引上候節、井戸之内ニ真木割台、其外木切柱等浮キ有之旨、新右衛門召使其外申之一件、申口符号いたし、其上新右衛門頭之内所々ニ疵茂有之、旁以左源太義、新右衛門を井戸へ打込殺候段相違無之、不届至極逆罪ニ付、死骸<sup>(注1)</sup>獄門申付之、

注1、都城本「塩話」 注2、都城本「助十郎」

青山新右衛門母

長寿院

其方儀、悻新右衛門儀、井戸へ落ち相果候處、右は左源太仕業之由風聞有之旨承候得共、平生兄弟中不和ニ付、虚説申触候儀与のミ存、相礼候心付茂無之、家断絶致し候儀を相嘆、親類高須伊右

衛門其外へ達而相頼、新右衛門病氣分ニいたし、左源太を番代ニ相頼候儀とも掠、公義候致方不届付、江戸十里四方追放申付之、

注1、都城本「相願」

青山新右衛門妻

さち

其方儀、長寿院同様ニ而、親類高須伊右衛門其外へ相頼、左源太を番代ニ願書差出候義共、掠、公義候致方不届付、江戸拂申付之、

同組与力

高須伊右衛門

其方儀、親類同組与力青山新右衛門怪我ニ而井戸江落相果候由左源太申聞、死骸頭之内所々疵茂有之候、然處左源太儀、新右衛門を井戸江打込殺候趣ニ而、届<sup>(注1)</sup>届候者も有之段、月番与力共申聞候得共、右躰之儀無之旨長寿院并左源太申聞候上、家断絶を相嘆左源太を番代ニ頼具候様、達而相頼候付、新右衛門井戸へ落怪我致、夫より病氣付候旨偽申立、新右衛門番代願書取拵、月番与力江差出候儀共、掠、公義候致し方、不届付重追放之、

注1、「見届候者」の誤記カ、都城本「見届候者」

高須伊右衛門悻

高須五郎右衛門

其方儀、親伊右衛門申旨ニ任せ、新右衛門病氣分ニ申立、新右衛門番代願之儀、<sup>〔注1〕</sup>「伊右衛門」俱ニ取計候儀共、掠 公義候致方、不届付中追放申付之、

注1、「」は脱漏に付、都城本で補充

大御番頭稲葉紀伊守與力

小磯八郎右衛門

寄合中根大隅守家来

間原文太夫

其方共儀、親類青山新右衛門を弟左源太致殺害候由之儀は不承候得共、何れ茂井戸江落相果候儀とハ承候處、長寿院其外申旨ニ任せ、新右衛門病氣分ニ申立番代願差出候付、其方共儀茂添願書差出候始末、掠 公義候致方、不届付輕追放申付之、

岡田将監組與力

土肥彦十郎

牧野藤十郎

大塚利右衛門

岩田喜内

其方共儀、去年五月十六日、同組与力青山新右衛門急病ニ付、番代願差出度旨新右衛門親類 <sup>〔注1〕</sup>「与力」高須伊右衛門申聞候處、左源太儀、新右衛門を井戸江打込殺候旨、致沙汰見届候者茂有之由及承ニ付、其段伊右衛門江申聞、右番代願差出候ハ、伊右衛門

身分ニ茂障可申与彼是申聞候得共、長寿院其外承知不致候間、右願書差出度旨伊右衛門申ニ付、難捨置同十八日頭へ申立候旨申之候得共、右躰之義及承候ハ、即時ニ頭江可申立処猶豫致候段、

不埒ニ付急度叱置、

注1、「」は脱漏に付、都城本で補充

同

安間庄左衛門

杉山三十郎

青山助十郎

窪田次郎左衛門

石橋三郎左衛門

木呂子清兵衛

堀口元四郎

小林與八郎

其方共儀、同組与力青山新右衛門家内之者を頭より組預ニ申付候付、其方共其外与力都合拾老人宅番いたし罷在候節、左源太小用達候迎、きせるを隠取雪隠江持參、咽江突込候儀茂不存罷在候段、不念ニ付押込申付之、

同

池田清左衛門

楠 弥太夫

岩田仁三郎

其方共儀、安間庄左衛門外七人同様有之、其上左源太雪隠江罷越候節、其方共附添參候得共戸を建置候付、左源太隠持參候きせるを咽江突込候儀 <sup>〔注1〕</sup>茂不存罷在候段、旁不埒ニ付押込申付之、

右

丑七月廿五日御目附山田十太夫立合申渡之、



注1、都城本「義不存」

(公義御役人落書)

明和四年江戸落書

紋尽し

細輪の蝶

若衆好ととく

三ツ扇

まく粉に成た粘

蔦の葉

四文銭

鷹の羽

名酒の過た

巴の紋

志渡の浦の玉

七ツ星

花のえん

九曜の星

棚より落た茶碗

其外の紋

二曾目の無尽

梅鉢の紋

鷺の子

京の鷹の羽

三味せんの所望

大坂の蔦

はね弓の猿

日光沙汰

名誉な白

心ハ飛かんせ

大坂御城代松平和泉守

心ハ下るハ登る水也

心ハ大名ハミらん百姓ハ粉にな

る

御老中松平右近将監

心ハ取りたかひてこわい

右同 松平右京大夫

心はかたい所も有ていやミ

右同 松平周防守

心ハ通用ハすれともうるさい

右同 阿部伊与守

心は段々と恵い

右同 板倉佐渡守

心は能く取出した

御側御用人田沼主殿守

心はたのミやんすおりミやんす

御若年寄松平撰津守

心ハ飛候水か入た

心は寄合てせる

御側衆松平因幡頭

心はちいさくてもつかむ

所司代阿部飛驒守

注1、都城本「たかりて」

注2、都城本「大夫」

注3、都城本「因幡守」

一江戸落書

立役之部

おしけれと今引込かあたりなもの

市川海老蔵

西尾隠岐守

御老中

此度ハはねぬか藝とよひから持「前」の

市川團十郎

あたりハあるへし道外朝別一生一休

本多長門守

近年の仕出役者格別な事もない趣てひいきのつ

大谷廣治

よひゆへ何をしてもあたり役者のでつへん

大岡出雲守

給金もよし位ものほり上手の名をくしかぬ

御側用人

やうにしやれ

尾上菊五郎

すへてひいきの多い日の出より内の花と

阿部伊予守

人のおもひつくよくくすへたのもしい物

市川團蔵

親なしミも有りよふな藝仕馴たらよか

らふといふ

松平右京大夫

所司代

なんほいふてもかたついたもの

山下又太郎

松平宮内少輔

若年寄

一流違ふたおもしろいもの

坂東三八

中山遠江守

御勘定奉行

注1、「」は都城本で補充 注2、都城本「有よふな」

実悪之部

何事でも見物より此人を目当にするきおいのよい日の出の役者しかし十町を相手にとらねはひとりハはねにくいよくなつたやうてきたのないうもの

中村助五郎

堀田相模守

御老中

沢村音右衛門

井上河内守

あちな所を人のよろこふもの

阪田半五郎

秋元田但馬守

御老中

男ハよくて藝のはねぬもの

沢井喜十郎

鳥井伊賀守

近年位の落たもの

中島三甫右衛門

大番頭

しほのぬけてすたりせぬもの

沢村宗十郎

水上美濃守

御側衆

笠屋又九郎

惣人数の内てもかまわれて居る物此度よいあなへはいりて少しよし

青山因幡守

寺社奉行

注1、都城本「沢村」 注2、都城本「鳥居」

荒事之部

荒事ハ得手もの藝よりハひいきのよいもの

市川八百蔵

依田和泉守

町奉行

市川舛蔵

かたかけてはねた  
「人にくまぬもの」

土屋越前守

町奉行

注1、「」は脱漏に付、都城本で補充

敵役之部

人しれす内證のよいもの

唱見五郎四郎

石河土佐守

御留居年寄

中村勘左衛門

一色周防守

御勘定奉行

いつてもにくひ人のひかぬもの

此側てハおもしろミの有もの

中島三甫蔵

河野豊前守

御留守居年寄(注5)

市川勘蔵

細田丹波守

御勘定奉行

宮崎十四郎

市川出雲守

御留守居年寄(注5)

注1、都城本「内談」 注2、都城本「石川」 注3、都城本「留主

居」

注4、都城本「中島」 注5、都城本「留主居」

道外之部

おとけて藝のおもひもの

嵐 音八

菅沼織部正

御側衆

いまた人のすてぬもの

松島茂平次

伊丹兵庫頭(注1)

大御目付

ふるくていなもの

鶴屋南北

松平肥前守

御側衆

注1、都城本「兵庫守」

若女形之部

いまたすてられぬもの

瀬川菊次郎

江戸中てよい／＼といふ

小堀和泉守

所作といひ藝といひよくせられます

若年寄

したか少々お織つく

中村留十郎

所作計て埒のあかぬもの

戸田淡路守

藝もきくやくもよけれど

若年寄

あたらず後にはたのもし

嵐 和哥野

ほつとりとして

巨勢大和守

かわゆからるくもの

御側衆

何をさせても相應にして

中村喜代三郎

のきそうなもの

田沼主殿頭

後ハよくなりましやうといふもの

御側衆

きりやうもよけれどまた

あけまき林弥

ミはへなもの

大井伊勢守

もち前の藝ハむかぬか外の

御目付

佐野川市松(注1)

松岡因幡守(注1)

御側衆

山下金作

小笠原若狭守

御側衆

小佐川常世

大橋近江守

御勘定奉行

佐野川文蔵

藝てつかわる候もの

人にかわゆかられ親方かとり  
たつれは高へのほりませう

はし之こまくとしたもの

注1、都城本「松平」

子役之部

せい出したらよかろふといふもの

次第くにおいたらのよいもの

継母之部

さしてとりへもなけれと古き  
事に遣わる候もの

座本之部

藝ゆへいつてもはつれぬもの

小堀土佐守

御側衆

芳沢五郎市

惣御代官

萩野大吉

松下肥前守

大御目付

坂東彦三郎

酒井石見守

若年寄

瀬川菊之丞

稲葉越中守

御側衆

坂東大五郎

神尾備前守

大御目付

市村亀蔵

板倉佐土守(注1)

若年寄

あたりはへの多いもの

藝に云ひ分へなけれとも  
見たてのないもの

きはねおりて内證の損なもの

精出してよくつとむる

人のやかましかるもの

格式極つてあたりはつれ  
かもはぬもの

人なミにならんたけて  
分にならぬもの

直段のしれたわるもの

藝はてはたれかはねてもするに  
大ていちかわぬもの

又

中村傳九郎

曲淵豊後守

御勘定奉行

市村羽左衛門

松平右近将監

御老中

森田勘弥

小普請支配

富沢辰十郎

小普請與与力(注2)

三番雙

両番頭

追込

酒井左衛門尉

御家中(注3)

火繩売

本多伯耆守

御老中

こわい路

戸田近江守

御留守居年寄(注4)

もそつと了簡の

ありそふなものハ

末ハよかるふと

人のいふものハ

名はかりて

藝のないものハ

海のものとも川のものとも

つかぬものは

こふありけふなものと

人の懐しかるものは

見掛と違ひ

実惣なものは

つかミたかる

しやうちきな

ものは

とふかよく

見たるものは

やわらかな

ものは

とふいふても

功者なものハ

おもいきつてして

見たひものは

よくもわるくも

松平右近将監

瀬川菊之丞

阿部伊与守

松元幸四郎

松平周防守

坂東彦三郎

松平右京大夫

尾上松介

板倉佐渡守

市川團十郎

田沼主殿頭

沢井宗十郎

中島三甫右衛門

酒井石見守

嵐 音八

水野老岐守

中村松江

酒井飛驒守

中村七三郎

小出信濃守

富沢辰十郎

水野豊後守

坂田左十郎

駒木根大内記

ないものは

修行したほと

あるものは

人の懐し

かるものは

今更人の

あしかるものは

ありの出

そふなものは

とふても

げひたものは

尻もちの

よいものは

何事も

ぬけめのないものは

注1、都城本「佐渡守」 注2、都城本「与頭」 注3、都城本「老

中」 注4、都城本「留主居」 注5、都城本「孝四郎」 注6、都

城本「松助」 注7、都城本「沢村」 注8、都城本「おしかる」

(大坂江戸操芝居)

一大坂竹本座人形操の祖義太夫と称す、後に許されて筑後掾と改む、貞享二年二月初て大坂道頓堀に操を興行す、此時世継曾我をすると也、明年近松門左衛門作の出世景清を興行す、是近松作義大夫浄留理の初なり、元禄十四年五月 勅許にて受領す、竹

芳沢崎之助

一色安芸守

市川團藏

稲垣出羽守

大谷廣治

秋元但馬守

市川雷蔵

依田豊前守

沢村喜十郎

小野日向守

坂田半五郎

津田日向守

市川弁蔵

伊奈備前守

市村羽左衛門

本筑後掾轉教と改む、同十六年四月廿三日おはつ清兵衛曾根崎心中、同五月七日近松作にてあやつりす、是世話あやつりの初なり、宝永年中、辰松八郎兵衛座にておやま形出つかいしてより出つかい初る、正徳五年大幕の上に小幕引切初まる、享保三年国太夫初て出座、同九年十一月廿二日近松死す、同十三年五月淨留理棚を正面より脇へ直す、同十六年五月初てひいき連中より幡を立てる、同十八年四月初て人形のゆひを働す、同十九年十月五日芦屋道満の淨留理與勘平より人形の腹ふくるゝ事初まる、

注1、都城本「義太夫」 注2、都城本「受領し」 注3、「徳兵衛」の誤謄力、都城本「徳兵衛」 注4、都城本「初まる」

一江戸豊竹肥前掾初新太夫と称す、享保十九年初て江戸へ下り若松丹後掾といふ、名代にて興行し四五年を経て辰松座にて勤め、元文四年今の堺町に芝居を取立て、豊竹肥前掾藤原清正と改む、

一江戸蒔日屋町辰松座は、宝暦十一年高野山の道具立石燈爐より火起大火におよび、其罪に依て召禿され、其後竹本佐大夫願に依て、其跡取り立て伊勢大夫と改め、同十三年三月より操興行、

注1、都城本「太夫」

一江戸薩摩外記座ハ、寶暦十三年大西藤藏後見、大阪より竹本千賀大夫・竹本岬太夫下る、是より繁生す、

注1、都城本「大坂」



通昭録卷之五十八

越氏隨筆卷十

- 一 柳宮夫人薨逝年月法名
- 一 江府大円寺御廟所
- 一 京都即宗院御位牌
- 一 日光遊城院由緒
- 一 高野山蓮金院由緒
- 一 江戸御屋鋪
- 一 進貢接貢録
- 一 於喜代様御渡方
- 一 御参勤料
- 一 一女中乗物
- 一 御入輿御供女中
- 一 元服之節御肴拝領之家并無拝領家
- 一 宗門改證文家来ヨリ差出入家
- 一 御召替（注1）「馬」（注2）牽七所
- 一 金紋挾箱 茶弁当 長刀 棲折 堅傘
- 一 参府御暇上使
- 一 虎革鞍覆 乗替馬
- 一 国持 準国主 国持并
- 一 御称号御一字頂戴之家
- 一 松平陸奥守江戸立行列
- 一 陸奥守宗村初入部御行列
- 一 宗信公御初入部御行列

- 一 山田氏朝鮮渡海
- 一 中原源左衛門御切米
- 一 江戸御備金高
- 一 義教將軍賜<sup>二</sup>大刀於樺山教久<sup>一</sup>
- 一 河邊郡山田
- 一 樺山家蘭牟田領知
- 一 大口河邊幡出現
- 一 由的関ヶ原記
- 一 羽田家御切米
- 一 酒匂家御切米
- 一 公家の世・武家世
- 一 改曆・国曆
- 一 三口番所・高役番所・山之手番所
- 一 新橋・吉野橋・江戸橋・武橋・三官橋（注2）・加治屋橋・高麗町
- 一 島津左衛門家并山岡家
- 一 播州石寶殿
- 一 楠正成墓并室（注3）勝寺縁記
- 一 義弘公御年回御能興（注1）
- 一 蓮光院御判物
- 一 福ヶ廻諏方神職
- 一 鎌田政近文書
- 一 近衛家御書関ヶ原御和平 忠恒公御疱瘡
- 一 交野時家状
- 一 白旗明神金御寄附状
- 一 前田七郎右衛門寶刀進上



一 鹿兒島城回録焼失重器

注1、都城本「」は脱漏に付、都城本で補充 注2、都城本「加治

屋町」注3、都城本「寶勝寺」の誤読、都城本「宝勝寺」注4、都

城本「回録」

越氏隨筆卷十

(柳營夫人薨逝年月法名)

一 傳通院殿

水野右衛門太夫忠政養女、実青木加賀守政信女、慶長七年壬寅

八月廿九日卒す、小石川傳通院に葬る、家康公御母、

一 寶台院殿

蓑笠之助女、天正十七年己丑五月廿七日卒す、駿府寶台院に葬

る、秀忠公御母、

一 崇源院殿

家光公御母、浅井備前守長政女、寛永三年丙寅九月十五日卒

す、増上寺に葬る、

一 本現院殿

家光公夫人、鷹司信房公女、延寶二年甲寅六月八日逝す、傳

通院に葬る、

注1、都城本「夫」のみ(「人」脱漏)

寶樹院殿

家綱公御母、朝倉惣兵衛女、承應元年壬辰九月十五日卒す、増

上寺に葬る、

高敞院殿

家綱公夫人、伏見貞致親王姫、延寶四年丙辰八月五日逝す、東  
叡山に葬る、

桂昌院殿

家綱公妾、綱吉公御母、京都八百屋仁右衛門女、寶永二年乙酉

六月廿二日卒す、増上寺に葬る、

浄光院殿

綱吉公夫人、鷹司教平公女房輔公、養女、寶永六年己丑二月九日逝

す、東叡山に葬る、

瑞春院殿

綱吉公寵女、五之丸殿と称す、鶴姫君紀州綱教、卿簾中、徳松君早世、母、

小屋権兵衛女、元文三年戊午六月九日卒す、

壽光院殿

綱吉公寵女、清閑寺大納言瀧房卿女、元文六年辛酉十月十日卒

す、東叡山に葬る、

長昌院殿

家宣公御母甲府綱重公妾、田中治兵衛女、後に妊娠して越智與右衛門

清喜に賜て妻となさしむ、於是男を生ず、姓氏を賜て松平右近

将監源清武と称す、以て清喜嫡子とす、館林宰相綱吉公の居城

上州館林、延寶八年中絶を寶永四年改築て清武に賜ふ、寛永四

年甲辰二月廿八日(注2)「卒す」、正徳二年壬酉十月廿九日東叡山に

改葬る、

注1、誤記、「寛文四年甲辰」、都城本「寛文四年」注2、「」は脱

漏に付、都城本で補充

一天英院殿

家宣公夫人、家継公準母、近衛基瀨公女、元文六年辛酉二月廿

八日逝す、増上寺に葬る、

法心院殿

家宣公寵女、家千代君母、太田草庵女、

蓮淨院殿

家宣公寵女、大五郎君母、園池左中将公屋女、

月光院殿

家宣公寵女、家継公御母、勝田玄哲女、喜世左京と称す、寶曆

二年壬申九月十九日卒す、増上寺に葬る、

淨圓院殿

紀伊大納言光貞卿妾、吉宗公御母、紀州巨勢村百姓某女巨勢丹波守姉

享保十一年丙午六月九日卒す、東叡山に葬る、

一 寛徳院殿

吉宗公夫人、真宮様、

寶永七年午六月四日卒す、

注1、「寶永七年」は「庚寅」に付、年代？

深徳院殿

吉宗公妾、家重公御母、大久保八郎五郎忠直入道下玄女、正徳

三年癸巳十月廿四日卒す、池上本門寺に葬る、

證明院殿

家久公夫人、伏見中務卿邦長親王姫、比宮ナミノミヤと称す、享保十八年

癸丑十月三日逝す、東叡山注2「に葬る」、

注1、「家重公夫人」カ、都城本「家重公夫人」 注2、「」は虫食

いに付、都城本で補充

至心院殿

家治公御母、梅溪権中納言通條卿女、延享注1「五年」戊辰二月

廿六日卒す、東叡山に葬る、

注1、「」は虫食いに付、都城本で補充

智法院殿

喜智姫君、元禄十一年丁十二月七日卒す、傳通院に葬る、

隆崇院殿

甲府綱重公夫人、二條関白光平公女、寛文九年卒す、

靈仙院殿

千代姫君、元禄十一年子注1十二月十日卒す、増上寺に葬る、

注1、「寅」カ

明信院殿

鶴姫君、貞享二年十二月廿二日御入興、宝永元年四月十二日卒

す、増上寺に葬る、

一天英院様

一 淨光院様

一 至心院様

一 泰受院様

一 寛徳院様

一 淨圓院様

一 瑞春院様

一 瑞性院様

一 清濱院様

一 算光院様

一 月光院様

一 證明院様

元文六年酉二月廿八日

宝永六年丑二月廿六日

延享五年辰二月廿六日

五月廿日

五月廿日

寶永七年午六月四日

享保十一年午六月九日

元文三年午六月九日

六月十七日

八月八日

四月十二日

九月十九日

一長昌院様 家宣公母堂

一壽光院様 二月「廿」<sup>(注3)</sup>  
十月「十日」<sup>(注4)</sup>

一深徳院様 家重公実母 正徳三年午<sup>(注5)</sup>「十月廿四日」<sup>(注6)</sup>

一桂昌院様 綱吉公母堂 寶永二年酉六月廿二日

一正雲院様 芳姫君 享保七年丁十一月五日

注1、「宝永七年」は「庚寅」に付、年代?、都城本「寛永七年午」注

2・3・4、「」は都城本で補充 注5、「巳」カ 注6、「」

は都城本で補充

一大圓寺御廟所

瑞仙院殿 真修院殿<sup>(注1)</sup> 泰清院殿 慈徳院殿<sup>(注2)</sup>

浄国院殿<sup>(注3)</sup> 寛陽院殿<sup>(注4)</sup> 陽和院殿 大玄院殿<sup>(注5)</sup>

宥邦院殿<sup>(注6)</sup> 円能院殿 蘭宝院殿 智光院殿

正覚院殿 月桂院殿 智性院殿 英光院殿

光相院殿 明厳院殿 月光秋明大禪童女

蓮香幼清大禪童女 注1、十九代島津光久の長男綱久 注2、二十三代島津宗信 注3、

二十一代島津吉貴 注4、十九代島津光久 注5、二十代島津綱貴

注6、二十二代島津繼豊

一京即宗院御安置之御位牌

氏久公 義久公 義弘公 家久公

光久公 綱久公 綱貴公 吉貴公

宗信公

右 氏久公御牌御安置、御家より御安置共、開山剛中和尚安置

共不詳、家久公已来御牌裏、京都御留守居姓名書記来御留守居  
建立之筋被仰付也、

一 日光御宿坊遊城院由緒之事、光久公御参詣鎌田蔵人政直日記云、

一 慶長二年六月、寛陽院様・又三郎様日光江御参詣、御進物等相  
糺候得共、御宿之義相知不申候、

一 承應二年、寛陽院様琉球人被召列御参詣之節、惣寺院へ被下物  
有之候内ニ、銀五枚遊城院へ被下与「有之」<sup>(注1)</sup>、御宿之儀不相知候、

注1、「」は都城本で補充

一 寛文三年六月、寛陽院様・薩州様御同道ニ而御参詣、御宿坊遊  
城院へ被成御寄候、御父子様御筐衣御供素袍着用、

右之外御記録所へ茂不相知、

一 高野山御宿坊蓮金院由緒之事、

往古は御宿坊回向院也、仍而 義久公御石塔右院中ニ御建立被成  
置候、蓮金院は 頼朝卿御草創中古退転故、慶長十三年十月、

義弘公・家久公被遊御相談、右蓮金院之寺地并寺積三十五石寺家  
共代銀四拾貫目餘ニ御買取、結構ニ修覆被仰付、御宿坊蓮金院ニ

御替被成候、其已後御代々御石塔蓮金院寺地ニ御建立有之候、

(江戸御屋敷)

松平大隅守

一 右芝屋敷北之方新馬場并町屋、都合四千七百坪添屋敷被下候、御  
普請奉行申談可被写取候、

享保十四年七月七日、

一 桜田御屋敷、六千八百五拾八坪、慶長十五年庚戌九月十六日御拝

領、

覺

一 拝領上屋敷へ

桜田

六千八百五拾八坪

右屋敷へ薩摩守住宅不仕候、参府又ハ国許江御暇被下候節、右屋敷へ上使被成下候、当分芝中屋敷へ住宅仕候、

右之外<sup>(注1)</sup>所<sup>(注1)</sup>地之屋敷は、先達而書出候通相違無御座候、已上、

享保二丁酉年七月

松平薩摩守内

島津内記

島田佐渡守様

佐々木五郎右衛門様

山岡助右衛門様

注1、都城本「所持」

覺

一 芝居<sup>(注1)</sup>屋敷一万三千三百四拾六坪、

一 添屋敷六千八百九拾坪、

但此節拝領、

都合二万式百三拾六坪、

外三千四百九拾坪は、島津但馬守屋敷借地、

右は松平大隅守芝居<sup>(注1)</sup>屋敷、此節拝領之添屋敷相加、都合書之

通御座候、此段申上候、以上、

享保十四西九月廿一日 御名代入江清左衛門<sup>(注2)</sup>

注1、都城本「屋敷」 注2、都城本「名内」

一 芝御屋敷北之方新馬場并町屋、都合四千七百坪、添御屋敷御請、

其後同月廿四日、依御願東之方町屋并本多主税様御屋敷千四百五

拾坪、西應寺門前町屋東之方七百四拾坪、都合六千八百九拾坪御給也、

一 寶曆十二年午二月十六日、芝御屋敷御類焼有之、東方松平隼人様御屋敷千五百五拾坪餘、御守殿御借地、其後御拝領也、

(進貢接貢録)

一 進貢船 古金壹万三千四百兩

壹兩銀六拾兩替銀八百四貫目

一 接貢船 右同六千七百兩

右同銀四百式貫目

当分進貢船銀六百四貫目

接貢船同三百式貫目

一 於喜代様御渡方一ヶ年

米式百石 文銀五拾四貫目、米八百石代、一石四拾五兩かへ

一 午春御参勤料五百六拾貫目餘

一 女中乗物之事

細代包金めつき 御城門御守殿濱御殿御老女

細代包黒目かね 御大名奥方之御隠居

天鵝絨包 廿万石已下大名奥方

一 御入興御供女中 上六拾四人召仕百四拾人

一元服之接御肴被下候御家、

元文二年六月廿八日元服

享保十一年十二月十一日

松平佐渡守

松平兵部太輔

正徳五年四月五日 松平大炊頭<sup>(注1)</sup>

正徳四年十二月朔日 松平筑前守

父出羽守正徳二年二月廿一日 松平幸千代<sup>(注2)</sup>

注1、都城本「守」 注2、都城本「孝千代」

一右断御肴不被下家、

享保十六年十一月廿三日 松平越前守

同年十二月六日 松平相模守

享保十五年十二月廿一日 松平大膳大夫

同十七年十二月六日 細川越中守

同十九年十二月十一日 上杉民部大輔

同十七年十二月六日 松平丹後守

同十六年十一月廿三日 松平伊勢守

元文四年十二月十一日 松平阿波守

一宗門改證文家来より差出候分、

御三家 御三卿 加賀 薩摩

松平越前守 陸奥 松平光丸 喜連川

一御召替馬牽<sup>(注1)</sup>所之事、

一供馬二疋之頭 薩摩 陸奥 長門

細川 鍋島

一又者之頭 筑前 宝曆之比より御牽<sup>(注1)</sup>被成也、

一供馬二疋之内一疋御召替馬 阿波

注1、都城本「率七」

一金紋挟箱 御三家 松平越後守

注1、都城本「率馬」 注2、「」は都城本で補充

一御三家牽馬鞍覆金紋跡二被立、右衛門督刑部卿は先二被遣一事<sup>(注2)</sup>、

松平越前守 皮掛松平日向守 上同松平出羽守

皮掛松平志摩守 上同松平大和守 加賀

薩摩 陸奥 松平大膳大夫

宗對馬守 喜連川左兵衛督 皮掛津輕出羽守

一茶弁当 御三家 松平越後守

松平越前守 松平出羽守 松平肥後守

薩摩 陸奥 松平筑前守

松平安藝守 松平大膳太夫 松平信濃守鍋島

松平相模守池田 松平伊豫守池田 松平阿波守

松平土佐守 有馬中務太輔 上杉大炊頭

喜連川左兵衛督

一打物 御三家 松平掃部頭

松平中務太輔 松平左京大夫 松平大蔵太輔

松平讃岐守 松平大学頭 松平播磨守

松平越後守 松平越前守 松平肥後守

加賀 薩摩 陸奥

\* 細川越中守 松平安藝守 松平大膳大輔

松平相模守 松平伊豫守 上杉大炊頭

宗對馬守 喜連川左兵衛督 松平彈正大弼

\*この位置に、次の二行の文章有り「明和年間松平  
筑前守長刀御免」

一 棲折堅傘

御三家

松平掃部頭尾州

松平弾正大弼

松平中務大輔

松平左京大夫

松平民部太輔

松平大藏太輔

松平讃岐守

松平大学頭

松平播磨守

松平大炊頭

松平越後守

松平越前守

松平日向守

松平出羽守

松平淡路守

松平大和守

松平左兵衛督

松平肥後守

松平靱負佐

加賀

薩摩

陸奥

松平出雲守

伊達遠江守

細川越中守

黒らしや松平筑前守

松平安藝守

松平大膳大夫

松平信濃守

松平相模守

松平幡吉

松平兵庫頭

松平伊与守

藤堂和泉守

松平阿波守

松平土佐守

有馬中務太輔

佐竹右京大夫

上杉大炊頭

松平下総守

立花左近将監

丹波若狭守

南部大膳大夫

宗對馬守

喜連川左兵衛督

津輕出羽守

織田和泉守

松平備後守

一 虎革鞍覆

注1、都城本「大炊守」

薩摩

陸奥

一 参府御暇上使御老中

松平出羽守

御三家

松平越前守

松平出羽守

加賀

薩摩

陸奥

細川越中守

松平筑前守

松平安藝守

松平大膳大夫

鍋島松平信濃守

松平相模守

松平伊与守

藤堂和泉守

松平阿波守

松平土佐守

有馬中務太輔

上杉大炊頭

一 参府御暇上使御奏者

立花左近将監

伊達近江守

丹波若狭守

注1、都城本「遠江守」

一 参府上使御使番御暇上使御老中

宗對馬守

一 参府御暇上使御使番

前田松平出雲守

井伊掃部頭

一 参勤之節計上使御使番

酒井雅楽頭

松平讃岐守

松平肥後守

松平隱岐守

注1、都城本「参府之節」

一 御暇之節計上使御使番

松平越後守

松平大和守

尾州松平中務太輔

一 虎革鞍覆

御三家

松平肥後守

薩摩

陸奥

松平出羽守

細川越中守

松平安藝守

松平大膳大夫

松平信濃守 鍋島

鍋島備前守

上杉大炊頭

松平伊与守

宗對馬守

喜連川左兵衛督

一 獵虎鞍覆

松平相模守

一 乘替馬

加賀

薩摩

陸奥

越前守

細川 筑前 土佐 越後守  
長門 有馬 佐竹 出羽守  
藤堂 喜連川 上杉 相模守

伊達遠江守 伊平伊与守 松平肥後守  
注1、「松平」の誤記カ、都城本「松平」

一 国持 加賀

薩摩

陸奥

松平安藝守

松平相模守

松平大炊頭池田

松平大膳太夫

松平筑前守

松平丹後守鍋島

松平阿波守

細川越中守

松平土佐守

佐竹右京大夫

上杉民部太輔

有馬中務太輔

柳沢松平美濃守

藤堂和泉守

外越前守 出羽守  
注1、「在此列」

注1、「」は脱漏に付、都城本で補充

一 準国主

伊達大膳大夫

一 国持并立花左近将監

丹羽左京大夫

此二家叙四品すれハ  
準国主なり

一 御称号御一字頂戴

加賀

薩摩

陸奥

松平越前守

松平安藝守

松平大炊頭池田

松平相模守

松平大膳大夫

松平筑前守

松平丹後守鍋島

松平阿波守

松平美濃守

松平越後守

松平出羽守

一 御一字頂戴

上杉民部太輔

細川越中守

一 御称号頂戴

松平土佐守

一 御称号一字不被下家

佐竹

藤堂

宗

一 松平陸奥守重村江戸発駕行列通昭見之記

狸之皮袋付火繩

持足輕三十人

足輕玉葉箱

足輕

同 鉄炮三十挺

外五人間手明一人ツゝ

足輕玉葉箱

上下十二人

鞆腰ニ付ル

持足輕三十人

百矢箱

騎馬

足輕

弓三十挺  
注1

外五人間手明一人

百矢箱

具足箱

鐘竹馬

是より旗本衆と云

黒らしや袋

足輕

先供二人

足輕

鉄炮三十挺

支度同前

騎馬

すそ山道

五人間手明

足輕

具足箱 鐘

挟箱 竹馬

韃腰二付ル

皮覆掛ル

先供三人

支度同

具足箱

鐘

弓十挺<sup>(注1)</sup>

百矢箱

小箱式荷

騎馬

五人間手明一人

挟箱

竹馬

猩之皮投さや

虎革鞍置<sup>(注4)</sup>

五人間

銘々

足輕

鐘三十人<sup>(注2)</sup>

足輕 鞍置馬五疋<sup>(注3)</sup>

手明一人「ツツ」

沓籠

金もん

足輕

つゝく馬

足輕

挟箱

同

同

同

挟箱

同

同

同

黒鳥毛

なげさや

虎皮

黒

鐘長

鐘

鐘長

足輕

大鳥毛 同

鐘短

鐘

馬印虎皮

鐘短

卒共おもたせ

羅紗袋入てんじ切入

弓臺

受笠

長刀

鉄炮五挺

弓臺

弓臺

士

旗竿二人持

士

大箱老荷

具足箱

士

旗竿二人持

大箱老荷

具足箱

大箱三荷此間切ル

小紋付羽織

色不同羽織

裕毛

徒士十人

同十人

徒供餘多

鐘

挟箱

徒士十人

同十人

御馬

堅傘

挟箱

同

坊主一人

皮覆

昇人

同

茶弁当

弁当三荷

駕籠

同

十八人



留覆掛 黒ぬり

沓籠

馬 足輕 替乗物 挟箱 又者

沓籠

駕籠 沓籠 鞍置馬沓籠 馬印  
鍵ナシ 挟箱 鍵  
供アリ 挟箱 鍵

供挟箱 同 具足箱 供鍵

騎馬五人 十五本 竹馬十

供挟箱 同 鍵 供鍵

具足箱 弓臺 騎馬 長柄  
先供 同 家老始め其外卒付 鍵  
先供 同

〔注6〕 虎皮鞍覆 銘々沓籠所

對挟箱對鍵手鍵

鞍置馬五疋 騎馬 竹馬三

先供三人具足箱長柄

沓籠 茶弁当 駕籠 竹馬三 士 歩行 鍵  
押 供

對挟箱馬印對鍵手鍵先供三人

駕籠 騎馬 同 同 鍵

具足箱長柄竹馬二馬一疋

具足箱

乗掛 騎馬 具足箱 鍵  
挟箱 竹馬一 以上

對挟箱對鍵手鍵先供三人

醫師駕籠六挺 騎馬

具足箱長柄竹馬三押老人駕籠

注1、都城本「張」 注2、都城本「本」 注3、「」は脱漏に付、都城本で補充 注4、「鞍覆」カ、都城本「鞍覆」 注5、都城本「右同」 注6、「虎皮……以上」は脱漏に付、都城本で補充

〔注1〕松平陸奥守宗村延享元年御初入部江戸発駕行列

猩之皮袋

二本道具馬

張

鉄炮五十挺

玉葉箱三荷

西村弥五郎

弓五十挺

栗

二本道具馬

黒羅紗袋

百矢箱三荷

伊木又右衛門

持筒三十挺

玉葉箱三荷

弓三十張

百矢箱三荷

金村傳之助

鐘五十本

二本道具馬

猩之皮投さや

二本道具馬

上部山軍太

馬絹馬一疋

馬十一疋

つく御馬老

虎皮鞍覆

受笠

〔注2〕「對道具」

猩之皮袋

長刀

黒羅紗抛鞆

外五本

挟箱十四

豎傘

長刀

すらふふくろ

大ほろ一本

鉄炮八挺

弓五挺〔注3〕

箆竿二本

卒共おもたせ

大鳥毛

鎧箱四

刀箱二

同勢

大鳥毛

歩三十人

長刀

御馬

御馬廻四十人計

騎馬五騎

供鐘十八本

供馬五疋

五本道具若年寄二人

御小姓与頭三人

三本道具

馬廻

醫師五人

御小姓騎馬十騎

騎馬〔注4〕「七騎」

醫師三人

家老大条監物五本道具

已上

注1、『松平陸奥守・・・つく御馬老』までは脱漏に付、都城本で補充

注2、「」は都城本で補充 注3、都城本「張」 注4、「」

は都城本で補充

嗣君宗信公御初入部江戸発駕延享二年丑

物頭中江九右衛門 弓十五張 百矢箱同 長柄十五本

物頭讚良善助 小荷駄 御拝領馬 御発駕伏見御入 鹿兒島御入計

鞍置馬六疋 沓籠 御刀箱 同 御用箱

御茶箱 御挟箱 同竹 御挟箱五 御箆笥

虎皮鞍覆

鞍置馬五疋 銘々沓籠添 騎馬 對挟箱 對鐘 手鐘 先供三人 具足箱 長鐘 竹馬三

對挟箱 馬印 對鐘 手鐘先供三人 鐘 同

駕籠 騎馬 同

具足箱 長柄 竹馬二 馬一疋 具足箱

醫師駕籠六挺 騎馬 對挟箱 對鐘 手鐘先供三人 具足箱 長柄 竹馬三押一人駕籠

駕籠 鐘ナシ 鞍置馬 沓籠 挟箱 鐘 馬印 熊毛ナケサヤ 供アリ 挟箱 鐘

具足箱 弓臺 先供 同 家老踏込其外立付 鐘 先供 同 騎馬 長柄

沓籠 茶弁当 駕籠 竹馬三 押 步行 鐘 押 士 供

具足箱 鐘

乗掛 騎馬

挟箱 竹馬

以上

注、この(宗信公)項目内容のうち、「鞍置馬五疋」以降の内容は、県図本の転写者が前々項目(松平陸奥守重村江戸発駕行列)の後半部分を再度掲載したミス(この項目とは無関係)

〔<sup>注1</sup>〕松平陸奥守宗村延享元年御初入部江戸発駕行列

猩之皮袋

二本道具馬

鉄炮五十挺

玉葉箱三荷

栗村弥五郎

弓五十張

二本道具馬

百矢箱三荷

伊木又右衛門

持筒三十挺

玉葉箱三荷

黒羅紗袋

二本道具

猩之皮投さや

弓三十張

百矢箱三荷

金村傳之助

鐘五十本

二本道具馬

虎皮鞍覆

上郡山軍太

馬絹馬一疋

馬十一疋

つく馬一』

注1、『』の部分は、県図本の転写者が、前項目(陸奥守松平宗

村の駕行列)の出だし内容を再度重複掲載したミス、宗信公の駕行列は、

「御茶箱・・・御筆筒」から左の「請笠・・・同」の内容に続く

請笠 堅傘 大鞆 同 鞆 臺台 同

弓ト矢

尻籠弓臺 同 百矢箱 同同 調度掛 同

九トナル

黒らしやふり

對御鐘 同

旗竿 百矢箱 旗箱 御鎧箱 同 同

對御鐘 美絹皮なるさや

美絹皮なるさや

對鐘 白鳥毛

御目印 鐘 大ほろ 半弓

對鐘

黒熊

對御鐘 御歩行

弓場臺 御長刀 十五人

對御鐘

御歩行

御道具 挟箱

御長刀

御茶弁

御駕籠

尻籠弓臺 挟箱

御床机

御着笠

御時計

馬 同

御発駕当日計

御茶箱

御弁当

同 沓駕

山御駕籠

桐油籠御茶箱

御水丹荷 御堤重

陳丹荷

次弁当

用心馬

同

飼打桶

沓籠

筒道具

合羽籠

又者押

土橋新八<sup>〔注〕</sup>

財部源之丞

佐久間甚太夫

又者押

注1、都城本「土持」

丸田弥右衛門

御都さらへ

平日は二人ツ、御供

高城六衛門

平田長兵衛

伊東仙右衛門

相良八左衛門

当定新衛門

御供替

喜入幸之丞<sup>〔注〕</sup>

松山玄節

加納寄哲

市来次郎左衛門

神戸五斎

原田昨固

有村東林

蒲生十郎左衛門

餅原正因

注1、都城本「孝」

御家老樺山主計

御一門島津玄蕃殿

御右筆

御行列被離御供御帰無構

御醫師

同

同

又者押

又者押

同

御供挟箱

鍵

又者押

又者押

同

鍵

御供替

又者押 岸喜右衛門

児玉小六

迫水善左衛門

一高麗御在陳之節雜流有之、俄御人数被下寄二付、山田弥兵衛主従四人にて自力に渡海、晋州境目罷在泗川米藏火事有之、兵糧乏しく成り、人数少々帰朝仰付候間、弥兵衛二は高三十石可被下由、

伊集院半右衛門二而被仰渡、御帰朝之後十五右被下、

一常和久藤在京し新在家にて織絹しける、関ヶ原乱れ落人改稱敷處に、川上五次右衛門・平田大炊・長谷場織部・美代九右衛門・伊集院弥六左衛門・春山越中・月野木石見、頼来りければ土蔵中に隠し置、後に近衛家御扱にて下国す、其子中村源左衛門薩州に下る、

一延享年間江戸御借金

一文小判金五拾両 乾金ノ百両 智性院様御初堂金

正徳元年御借入利金壹ヶ月壹両壹部ツゝ

一五百両 於喜代様御払金

一二百両 享保六年御借入利金九分

屋年や庄兵衛

一十百両 寛寶元年御借入利金一ヶ月百兩付一兩

一十百両 丸屋彦八

延享元年御借入利金一ヶ月千兩付九兩

一三百兩 今宮太郎左衛門

延享二年御借入一ヶ月百兩付一兩貳分貳朱

一五百兩 伊賀屋三郎兵衛

同年御借入利金百兩付一ヶ月壹兩

一十百兩 小村源七

延享二年御借入利金一ヶ月百兩ニ壹兩壹分

一十百兩 遠州屋太郎兵衛

延享二年御借入利金一ヶ月百兩ニ一兩貳分貳朱

一貳千兩 芝口<sup>(注2)</sup>二丁目吉兵衛

右同断利金<sup>(注3)</sup>一ヶ月千兩ニ九兩

一五百兩 溜屋惣兵衛

延享三年御借入利金一ヶ月百兩一兩二分

一三百兩 釘屋利右衛門

延享四年御借入利金一ヶ月百兩一兩二分二朱

一十百兩 中島屋喜兵衛

右同断利金一ヶ月百兩ニ一兩二分ツゝ

一五千兩 小村豊太郎

右同断利金一ヶ月千兩ニ九兩ツゝ

一五百兩 坂田与惣右衛門<sup>(注5)</sup>

延享四年御借入利金一ヶ月百兩ニ一兩二分

一十三百兩 岩崎源藏

右同断一ヶ月利金百兩ニ一兩二分

一十百兩 伊勢屋惣兵衛

右同断利金一ヶ月千兩ニ九兩ツゝ

一十百兩 坂田与惣右衛門<sup>(注5)</sup>

延享五年御借入利金一ヶ月百兩ニ一兩二分

一十四百兩 芝村九右衛門

右同断利金百兩一分二朱

一十百兩 小川屋平八

右同断利金一ヶ月百兩ニ一兩

一十百兩 右同断

右同断

注1、「寛保」の誤記カ、都城本「寛保」 注2、都城本「二町目」

注3、景図本「利金」重複 注4、都城本「百兩二」 注5、都城本「与三右衛門」

一太刀一腰 備前三郎国宗

右嘉吉元年三月十三日 大学守殿日州於串間御生害之節、私先祖樺山美濃守教久江 大樹義教公より右太刀拝領仕候、永禄元年義久公長濱へ被遊 御光臨候節、樺山安藝守幸久江進上仕候由、古キ書附ニ相見得申、家傳ニ茂申傳別儀無御座候、任御尋如斯御座候、已上、

子六月六日

樺山助太郎

御記録所

注1、都城本「申候」

一加世田之内中山田、寛永十二年より一所ニ被仰付に今格護仕候、左候処此節山田三ヶ村一外城ニ罷成河邊郡山田也 穎娃注1右京殿江地頭被為給候、雖然未我等江何分と不承候、如此中格護可仕義候哉、又別所へ茂被仰付義候哉御尋申上候、

明暦三年十月朔日

樺山源三郎

注1、都城本「左京殿」

一加世田之内中山田村事注1、先祖美濃守寛永十二年御支配之時分御断申上、藺牟田村知行之内ニ御操易、一所ニ被下に今格護申候事、

注1、都城本「之事」

一大村之内藺牟田村之事、惣高千八百石餘、其内八百石程源三郎領

分、九百石程は美濃守中山田を一所ニ申受候時、拔地仕給地罷成候、藺牟田村五十ヶ年ニ及持来候、殊ニ寛永十二年迄ハ、一所ニ格護申候故、氏神祈願・菩提所悞者迄に今召置申候、以上、

西十月朔日

一明暦三年八月三日記曰、新納次郎四郎被申候、大口より使参候、先月廿九日大口・羽月境川つる一里程白やはた三尺間計ニ有之と見得候、大やはた三三注1所ニ三本有之、地下人共何れ茂見申たる由候、それより其所ニ見せに遣候得共、三尺間計ニ蚊のかほと申虫過分ニ集り居候、又云、入来院不見、山田弥九郎被申候、大口と羽月之境川つるに白やはた餘多立候由、大口横目より申出候、云々、

注1、都城本「三所江」

一同年注1ノ記云、福屋助左衛門被申候、在京之時分京衆宇都宮由のと申人より助左衛門迄被申候、関ヶ原記編立候、御家之段々望敷之由申候付申上候得共、一冊図書殿・筑後殿より箱ニ被召込被遣候、座中ニ而由の江茂見せ申候而、手前ニ格護申置候、右之編立も未取付候由承候、ヶ様之軍記杯被遣候得共、御礼銀なども被下候由風聞申候故置候、此中可差上候処失念仕置候、只今返上申候由図書殿・兵部承、軍記評定所ニ取置候事、

評定所後ニ御家老座と改らる、

注1、都城本「之記二曰」

一羽田善左衛門代々切米十三石を賜ふ、善左衛門祖父羽田宗古江戸

牟人也、島津八郎右衛門某旗本衆、光久公に申し初て薩州に來り仕ふ、屋敷を賜ひ、且年俸六十石を賜ふ、何役たる事、其家にも詳なくす、

一 酒匂大藏兵衛身上困窮しける、  
太守公の聞に達し一性扶助を賜ふといふとも、御寶物格護成りかたかるへしとて、三人扶持を代々賜ふ、

一 公家の世とハ源平乱以前、公家政治の時なり、武家の世は頼朝公治世以後をいふ、室町家といふは京都将軍足利氏治世の時なり、

一 今度改曆ニ付薩州国曆被相改、先規之通新国曆有之度、右付而は曆改(注1) 永孫四郎兼而門下ニ被附置候間、新曆令傳授候様委細先達而被超越候趣、則関東へ相伺候処、先規之通可取計旨被 仰出候条、新曆法用并右孫四郎へ傳受等之義相達候、已上、

宝曆六年子閏十一月廿日

土御門三位

右孫四郎小根占衆中ニ而候処、本田武兵衛方へ曆学致稽古後、江戸西川忠次郎殿門人となり数年江府へ罷在り、改曆之節西川氏同前京都へ至り土御門家門弟と成り、孫四郎又々京都へ数年致滞留、傳授相濟罷下り御城下士被召成間もなく死去、明和年間於江戸佐々木文次郎殿へ改曆被仰付候節、孫四郎門弟水間喜八江戸へ被差遣候、喜八元來島津矢柄殿家臣ニ而候処ニ、外城衆中ニ被召成被遣候、江戸滞在中明和七年曆方御用付、京都へ被遣候得は、土御門家より門弟成被仰付無然江戸へ到着、尤初江戸出府之節、佐々木家門人罷成也、

注1、磯長家は代々儒学（特に天文曆学）者家、当時の当主が磯長孫四郎周英 注2、幕府天文方佐々木文次郎秀長 注3、水間喜八良実

注4、この項目本文中の上部（天）に、次の内容が小文字で追加記入してある「喜八事、後御城下士被仰付、又々代々被仰付、安永中聖堂内ニ被置候処、明時館被召置御曆者被仰付、四人賦被召成下、天明中佐々木家より曆方御用ニ付、江戸へ差越、於江戸八人賦被仰付」

一 鹿兒島三口番所は大手口南泉院上、岩崎口吉野橋上、新照院口上山寺上をいふ、高役番所は御厩之前番所也、山之手番所は奥後より御城山江上り口番所なり、三口番(注1)は御城下士、山之手番所は奥付士、高役番所は足輕番也、

注1、「所」脱、都城本「番処」

一 鹿府新橋ハ初加治木御屋鋪前ニ在り今日野氏番地前其跡なり、故に今橋なしといへとも欄干橋と云しを、家久公御代、今之地に移さる、吉野橋ハ、光久公常に吉野山へ完狩し給ふ、新橋へ廻りて遠き故、橋を掛けて吉野橋と名付給ふ、江戸橋ハ此邊頼娃左馬頭宅地有之故、頼娃殿橋といひしを、いつとなく江戸橋といふ、新屋敷・荒田境橋、初ハ徒渡なりしを、武五郎右衛門先祖初て小橋を渡しけるに由て武殿橋といひ、終に武ノ橋といふ、又加治屋町ハ加治木衆を移されし故加治木町也しを後に加治屋町といふ、高麗町ハ朝鮮国よりとらえ來たり給ひし高麗人を置給ふに由て之名也、三官橋は頼川三官其涯に在し故也、昨若年の比迄、其子孫頼川氏橋の北角に居住しける、

一 島津左衛門督歳久生害の後、養子三郎次郎忠憐ハ先たつて日州根



白坂に戦死し、孫下総常久六歳也しを家臣等奉して祇答院へ籠城す、龍伯公より段々仰下され、下城して清敷城に移る、母子三人爰に在り、堪忍料として三百石を賜ふ、本領ハ殿下に對し難被下候得とも、後には本領一万七千五百石給ふへきの誓詞を下し給ふ、細川幽齋も亦誓詞を被送、後に九千石を賜ふ、其子弾正久慶願の上三千石を加へ賜ひ、日置・東郷二ヶ所を賜ふ、後日置は収らる、久慶願に由て東郷を収て日置を賜ふ、久慶没後不忠露頭し世景を消られ三千石没収せらる、家久公篋子三郎右衛門忠朝、下総常久の後嗣に命せられ、其子左衛門忠竹身上続かたきよし嘆訴ありけれども、御臺所続さるを以達せず、在所居住仰付られ、諸事儉約あるへき命有り、二男角之助齋宮要人十郎太夫山岡と号すハ御悻の内、御介抱仰付らる、元文年間左衛門久林御当地居住勝手仰渡さる、右收公の三千石返し下され度旨、代々願訴有りしを、左衛門久甫の願の時、島津奎久・豪久国老にて、当番の弾正不忠故没収有りしを返し被下度の訴、甚心得違の由仰渡され、夫より此訴止しとなり、

注1、「削られ」の誤記カ

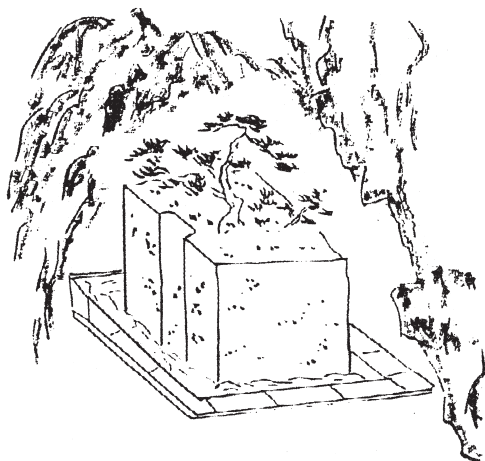
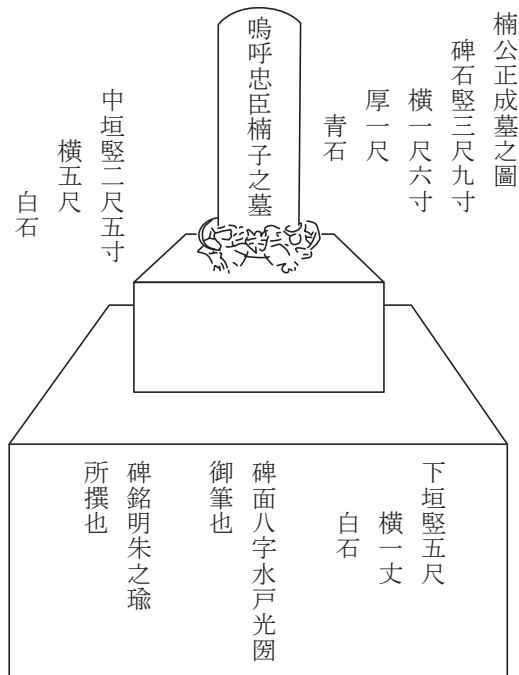
一 播州石寶殿ハ姫路・加古川の間に有り、大己貴命・少彦名命を祭る、生石子大明神と号す、神殿を石寶殿と云、高さ二丈六尺四方三間半也、萬葉集生石村主か哥（注1）

大汝すくな彦名のおわしますしつこのいわやハいく世へぬらん略縁起云、抑播州印南郡生石子社石寶殿由来を尋るに、神代のむかし大己貴命、天の岩船に乗り此山に止まり生石子大明神と号し、一神は小彦名命高御位大明神と号す、二神御意を會せ、陰陽の相を現し、五十余丈の岩を切りぬき、石屑は一里北たかミク

らの峯に投おくり、一夜の間に二丈六尺の石の寶殿をつくり、二神の尊鎮座ます、実に石ハ万代堅固の姿を示し給ひ、神二心口の実を以て万民應護のおんしるし明なり、以性人皇三十七代孝徳天皇白雉年中、異菅の御告ましますにより、千石千貫の地寄附し給ふ、御寶數多ありとハいへども、其後亂世の為に没収せらる、末社の旧跡且其田、今性々民間を字をいふもの有ある時、神人村主と現し、社檀を造営り可崇と云終て失ぬ、然ハ渴仰の首にやとり給ひ一度歩をはこふ、倫ハ壽福圓満諸願成就の基、尚又牛馬を御守り醫王善神の御恵といひつへし、又此石面にかたふきて棟の躰巍々たり、巔に異松生繁りて自然の生氣をみそなハし、地盤相離て浮たるか如く廻りの水に潮の干満有て、早魃にも不竭、是則神仙無窮の靈石也、誠に人工の所為にあらざる事疑ふへからす、深秘なればあからさまにしるされず、天道は満るをかくの理なれば、唯汚濁を善心に移し、邪を正直になし、心に棟を上ましとの御いましめと拝すへし、扨当山の景南にのそめハ、巨海漂々として、廣芳利物の深妙を表し、北に顧ミれば孤峯峙、峨々として二神幽贊を結び、永日蒼生を守り給ふ、すへて異瑞あらたなる事記しかたし、委ハ本記に有之也、

昭、二度石室殿に詣る、数十丈の石岡を断割して寶殿を切出す、幾百人の人力なる量るへからす、年序も亦幾百年なるを知らず、所謂神代神の造る所歟、

注1、都城本「哥に」 注2、都城本「曰」 注3、都城本ルビ「ミココロ」 注4、都城本「地を」 注5、「神寶」 注6、都城本「民間に」 注7、「石寶殿」の誤記、都城本「石寶殿」 注8、都城本「又亦百年」 注9、都城本「歟也」



石寶殿図



円鏡を石館に納て此下に埋む、鏡裏楠正成霊とあり、  
源光圀造立、  
正成の墓ハ撰州矢田部郡坂本村に在り、初は梅松を植て験とす、  
近邊醫王山廣嚴寶勝寺といふ禪寺あり、正成影像及一代記あり、  
正成親書あり、模写、

一日山門之衆徒等

於堅田浦敗

軍之時忠節抽

其功神妙之至候於

政所可補穩

便者也仍後證之

狀如件

楠正成



一室勝寺略縁起<sup>(注1)</sup>

注1、「寶勝寺」の誤記、都城本「寶勝寺」

抑当寺は 後醍醐天皇の御勅願によつて草創する処也、本尊行基御作の薬師仏を安置す、故に醫王山廣嚴室勝禪寺といふ、時に唐土より俊明極と云和尚来朝す<sup>(注2)</sup>大平記に見たり、天皇むかへて宮に入しめ道を問ひ給ふ答曰、道の真體を知らんと欲せハ、声色言語を除くことなかれ、即是大道と皇情にかなふて大に悦喜し給ふ、即号を佛日焰慧禪師と給ひ命して開山祖とす、寺の構造かつて美麗をきわむ、実にかみの一巨刹也、奥に正成 勅を奉りて軍を率ひ、兵庫におもむき湊川の邊にたむろす、一日門を叩て禪師に参し、未聞を聞くことを得て粉骨すいへとも、いまた酬るに足らずと礼して去りぬ、其後大に戦ひ兩陣ほこさきを交へて追つ返しつ、西より東南より北へ十有六回、終に当寺の客殿に入り、一族十三人、士卒六十餘人なみめて自殺す、時に建武三年五月廿五日也、禪師即遺體を路傍に葬る、今石碑のある所是也、近年水戸光圀公石碑を立て、楠正成武勇の徳を追憶して不朽に遺る、嗚呼物換り皇移りて、寺既に百廢になんくとして、法器ごとくく鳥有となる、今幸に正成の古像并年跡軍口團平幣串、弘法大師の御作、正成護身の毘沙門天等の存在するものなり、

昭、楠公の墓に至る事<sup>(注6)</sup>四度、其内三度ハ堂戸鎖して入る事あたわす、一度ハ戸開けたり一僧内に在り、堂瓦建立の残を求む故に其内に入り、墓を拝する事を得たり、堂中卒都婆あり、一族十三人及菊地氏か名姓名、其卒都婆に記せり、於是墓圖・正成親筆写・正成甲冑着せる絵像・舜水朱子瑜墓

銘及び略縁起を僧に得たり、爰に録す、

注2、都城本「太平記」 注3、都城本「答て曰」 注4、都城本「す

とも」 注5、都城本「事をに」 注6、都城本「詣る事」 注7、

「菊池氏」の誤記、都城本「菊池氏」 注8、都城本「朱之楡」

注9、この項目の本文中、末の三行目の上部欄外(天の位置)に「当作

配」と記入有り、都城本には無し

一義弘公百五十年御回忌御法事御法於江戸御興行

注1、「御能」の誤記カ、卷之五十八の目次及び都城本は「御能」

明和四年丁亥七月廿五日

千歳 宝生弥五郎

翁 三番雙 片岡直治

一面箱 相良弥千母

脇鞆二人外仕末

御 川田来柄 河内織右衛門 冥田弥兵衛

白髪有川勇四郎 宝生万作

川口小仲治 松平隠岐守様 箕田政右衛門

勇之進

寶生丹次郎 源藤 野崎五左衛門 三島朝右衛門

実盛 佐久間新左衛門

水谷弥四郎様 三雲元兵衛

間與助

御 源氏供養 寶生新之丞 森甚五兵衛

税所治左衛門

隠岐守様

宝生太夫 四郎兵衛 金成善右衛門 一噌又六郎

砧 新之丞

ツレ 観世新九郎 間

倉谷八三郎

四郎兵衛

宝生丹次郎 八左衛門

子山名元一次郎 格左衛門 村次郎 野崎五左衛門 数右衛門

谷行 新之丞

行者 脇部栄次郎 金右衛門 金士郎 池田高郎治 治左衛門

勇之進

正藏

兵十郎 森甚五郎 三嶋朝右衛門

遊行柳柏百鬼 船木仙兵衛 外 雲方彦衛門

勇之進 松元喜藤太 伊右衛門

有川勇四郎

河内織衛門

箕田弥兵衛

宗論

相良弥千母

平野卯之助

卷絹

石寺権左衛門

外 窪田甚六

紋助

松崎十太郎

幸ノ四郎次郎

伊右衛門

募方角

片岡直右衛門

脇田曾右衛門

川口小仲治

村次郎

川田来柄

金右衛門

森甚五兵衛

三島朝右衛門

片岡直治

紋助

感陽宮

寶生万作

四郎兵衛

窪田甚六

小久保仕来

松崎十太郎

三左衛門

水谷弥四郎様

箕田政右衛門

白髪間

道者

真方伊兵衛

肝岡直治

相良弥千母

脇田曾右衛門

卯之助

注1、「片岡」の誤記カ、都城本「片岡」

祝言

今村嘉内

宝生弥五郎

奥山庄藏

野崎五左衛門

箕田弥兵衛

源藏

加茂

伊東得之進

三雲元兵衛

文相模

大倉弥太夫

倉谷八三郎

大倉弥五郎

寶曆二年四月四日

少将重年



飯限山

蓮光院

一 福ヶ廻諏方之儀、寛陽院様御産神之故、為被遊 御崇敬御事二而可有之候、依之井上出雲へ神職被仰付、職分高迄被下置候、到 御当代も御産神故御同前被遊、御崇敬御事々夫故、出雲事年首御目見を茂被仰付儀候、然処出雲事致老衰、神職御断申出願之通御免被成候、右之次第候故神職之儀倅忪江被仰付候、然は右社頭之儀、以前二は佐藤大和諏方神職也權之助先祖為致支配由候得共、出雲忪へ神職被仰付候、付而は此内出雲相動候通被仰付候間、至後年茂右之通別立而、神職可被仰付置候条、此旨寺社奉行致承知置帳面二茂記置、右之趣本田甚次諏方神職江茂可被申聞置候、以上、

戊三月廿一日

一 累年被持来候知行給地、以後惣なミ相替、無便返地剩少分之由、堪忍躰可難成儀權量之前候、内々如渕底今度知行沙汰之儀、一圓難無案内候、向後国家可相守儀候間、竜伯様 武庫様へ得御意、諸侍安堵御せへき鬱憤候、就中各事（注）「別而」知行等可令入魂候旨、兼而替證文置候、乍去分量之儀、未申出候国之様子二より、多少之儀此割除難計候、先三千石程可申付内意候、以此旨一節倅は以下相抱、右儀簡要之状、如件、

文祿五年

六月廿四日 忠恒



鎌田出雲守殿

注1、「」は脱漏に付、都城本で補充

一 数年境目江致在宅、辛勞之段尤神妙之至也、殊此度以神文深々と被頭、心底頼母敷く喜悅畢、弥可被抽忠貞之状、如件、

天正拾七年七月五日

龍伯

鎌田出雲守殿



一 今度三ヶ条以神載深甚被頭心底、誠為当家之為我等旁神妙候、春日八幡・天満天神茂御照覽何様同心之儀、毛頭不可有忘却者也、

式月廿八日 竜伯御判

鎌田出雲守殿

一 昨日は從龍伯法印為使来修、始而見参喜悅之至候、然は今日返事可相渡由、是非共今一度雜談申可（注）承度候へ共、明日下国之由候之条無了簡候、殊多次第候、愚札共調遣之候、掲上此松茸一折任到来候、猶倉光主神祐可申候也、

九月五日



鎌田出雲守とのへ

山

昭、按するに出雲守政近、其先宗家尾張守政年の弟但馬守政末に出つ、政末之子を出雲守政栄といふ、其子圖書助政卿、其子又七郎政、其子政近之時に宗家二郎五郎政良病痾に罹て床禱に在り、故に家督系圖を政近に譲る、於是政

近、政良に嗣て宗家となる、家久公の代に当て国老二任す、慶長十年九月朔日卒す、享保<sup>(注2)</sup>六十一、

注1、都城本「可」なし 注2、「享年」の誤記カ、都城本「享年」 注3、本文上部(天の位置)に次の補足有り「政近ノ墓ハ京都ニアリ」

一正月十五日芳札儘来は、殊白色巻物怡悦候、此度可一途之由尤珍重候、本助丞にも如申聞候、於内府對方御熟之躰真実と相見候間、井侍従山勘ミなど指圖次第御上国肝要候、川上久右衛門尉御越之使之分にして差下よし申候へハ、道河も便状之事候、新八郎・喜入をはしめ、徒在洛咲山候へ共、内府御差圖候間任其旨候、委曲久右衛門可申候也、

三月四日 三木

猶々於内府無使如在躰、自我も

龍伯老

可申下候旨、各内談候間、久右衛門を使者として差下申候、

昭、按に関ヶ原乱九月十五日、川上四郎兵衛忠兄 内府公の陳へ 惟新公の使として赴く時、兄左京忠堅の子助七久林是に従ふ、既にして 惟新公に追ひ及ふことあたわす、京に出近衛家に至る、薩人新納新八郎久元<sup>後鳥津下野守と称す、時に新納家養子たり、</sup>喜入撰津守忠政・町田源六・新納旅庵・白濱三四郎・頼娃主水・長谷場織部も亦爰に到る、近衛家は是を庇隠して明年に至る、和平成らんとするに及候て、久智をして国に帰らしむ、此時賜ふ所の書也、正文川上助六筭蔵す、

一態及使札候、抑又八郎痘瘡被煩候之由、千万之無御心元候、乍勿

論無油断養生肝要候、猶島田與兵衛尉可申上也、

二月廿日 龍山公御判

川上三河入道とのへ

猶々為見廻差下使者候、可然様可被申事可為本望候、

昭、按に文録二年忠恒公御年拾七上洛し給ふ、川上三河守忠智入道朮枕供奉す、栗野城を發し日州赤江川より船に乗り、豊後路を経て安藝宮島に至り大坂へ着船、町人天野屋忍齋を宿し給ひ、凡半年にして泉州境に至り、串屋町の林屋に宿し、爰にて痘瘡を病ミ給ひ、未とうも落さるに太閤對面申来り、即堺を出大坂へ出て川船にて鳥羽へ宿し、京都下御屋敷へ入給ふ時に、龍伯公於嘉美御方上屋敷に在す、 忠恒公、石田光成同道二而伏見城にて 太閤謁せられ、其後於京都御婚禮、夫より朝鮮御渡海し給ふ、

注1、都城本「下屋敷」

一家来方まで預芳翰大慶令被見候、各方弥御無為之旨珍重不少候、抑今度就縁與、以短簡得御意候処、御方茂御不自由由候処、近年御物入相統御不如意候得共、当家困窮且格別之入用故と薩摩守殿へ被仰達候処、御聞置御尤之義と御合力、黄金百両拝受し深畏候、誠交野家相統段々繁榮之基と、大慶不過之御芳甚不淺歡悅不斜候、今更申入候事珍候得共、唯今迄毎年及難義候節御合力令深養、身命今日を相つゝき、朝廷之勤仕一日茂不及闕実激骨肉御恩<sup>(注3)</sup>両之程、其高下如山海不能、他謝一向難尽筆墨大歡大幸此事々御親族之好、今日御親切之段文武之徳不過之、欣幸欽然之至令存候、尚又宝金之沙汰不限、猶行末永々御見棄無之様頼入候、

急度<sup>(注4)</sup>希入置候、以好便乍序兼而擬入置候委曲御礼之事、何分可然薩摩守殿へ御傳達可給候、最早以別紙御礼申入間敷候条、各方よりよろしく頼入候、猶又種子島宇左衛門へ委曲御口上之趣令承知、急度堅固御蜜<sup>(注5)</sup>二候、偏各方取計故とあさからす慶悦此事候、右御礼為可申入以急札令申也、謹言、

八月廿五 交野杳頭

島津主教殿

伊勢兵部殿

義岡相馬殿

島津主鈴殿

鎌田典膳殿

曲勝

注1、都城本「開届」 注2、都城本「朝廷」 注3、「恩恵」の

誤記カ、都城本「恩恵」 注4、都城本「御希」 注5、都城本

「御密」

本書口ニ有之

干此已後、堅々又々申入間敷候、扱々段々御深切之事大慶候、今度之御合力ニ而当家相統候間、御安心可給候、翁之家司久重のよろこひ觀喜のまゆをひらき令落涙令大慶候、年八旬にあまり勤方見るも甚之いたわしき事候処、依御思慮甚得元氣、別而令大慶候也、うちの老臣安心いたし候事誠申尽かたく候、此惠事世々なかくわすれかたく候、此芳札<sup>札なし</sup>ニす、

禁庭之御用向ハ随分以忠臣御世話可申入候、相應之用事ハ誰もいたされ候事ニ而候間、時家身不相應成る事ニても随分御世話可申入候間、無遠慮可亦聞候、如此長々しく愚文を綴候事、必々他覽

堅々く無用契入候、大慶のあまり書躰身くるしく、甚狼藉からめ候、先御礼旁早々申残候也、

一金子三十兩

右為白旗大明神御供料、此度少將繼豊被寄附之畢、全被受納永々神前之勤行不可有怠慢之状、如件、

享保八年癸卯九月 御家老連名

鐘倉

相承院

昭、按に白旗明神ハ鎌倉鶴岡八幡宮の西に在り、祭神源頼朝公の木像、源頼家創造、毎年正月十三日祭礼あり、相承院ハ鶴岡十二院の内なり、本尊觀世音の頂に蔵る、小觀音ハ頼朝公土肥杉山敗軍の時、髻の中より出し蔽窟に置く、実平其取次を問ふ、公曰、我三歳の時乳母抱きて清水寺に詣て榮盛を祈る、靈皆を得て、長二寸の銀觀音を得て、我守護仏とする処なり、死後敵の為に笑れん事を恐る故に出すと云々、同年十二月、惠光坊か弟子の僧窟中ニ得て、頼朝公に奉るの仏也、

注1、都城本「享保八」

一前田七郎右衛門ハ加州候前田同氏なり、系圖笥蔵す、母子の家、飯田半兵衛と云、寶刀三柄あり、七郎右衛門御家に參上に付、叔父地福室<sup>(注2)</sup>限頼宣より、元録十三年十二月十五日左之通進上、

天国 腰銘有 長二尺四寸五分

宗近 腰銘有 長二尺二寸七分

長義 腰銘有 長二尺二寸三分

子狐丸ト云 中心狐之形有



注1、「母氏」の誤記カ、都城本「母氏」 注2、都城本「宝銀」

一元録九年覺城回録焼失重器(注1)

注1、都城本「元禄」 注2、都城本「回禄」

小泉御甲カフ

惟新公從朝鮮國中御帰朝の時、於伏見城從秀吉公御拝領にて、  
泗川大勝利御軍配の節召させらる、焼残之実四ツ五ツ有之、  
形残り居しに由て 継豊公の時繕あり、世々の譲となる、

尺八二管

元和三年 家久公江都朝覲の時、京に出て 後水尾帝

宸襟を窺ハれける時、御拝領なり、

義久公御甲二頭

一頭焼残の实甲の形にて有之、一頭は五ツ六ツに離れ有之、

一日新公御甲一頭

形損し有之、

一家久公御甲一頭

形損し有之、

日新公御鎧一領

義久公御鎧一領

家久公御鎧一領

龍虎梅竹蒔絵有之、高麗にて召させらる、

御矢四十八筋

黒わし敷と見ゆる、高麗へもたせらる、

幕三頭

地上布紋、唐團紺の染出し、

網代團一

一方銀 一方銀に万之字、(注1)

注1、都城本は、ルビの位置に「本之まゝ」と記述

團一 金みかき八ツ手の葉、

箆一 地銀猪之毛惣金御紋、

御道具印十一

四短冊金みかき、三色紙銀みかき、

四唐團 朱地日之丸金みかき、

新御旗二流

御旗十六流

一流 白朱にて丸二ツ、内一ツハかけ、

二流 白御紋、

六流 白唐團一ツ、内一ツ團の内日月、

二流 白御紋、下に十大九字アリ、

一流 (注1) 白甚古物

一流 御紋一文字あり、

一流 赤旗、

一流 白、天正十六年きのへ子五月吉日天神丸とあり、

古小旗三 古旗一流、

注1、「(注1)」は、脱漏ニ付、都城本で補充

解題

本巻「通昭録」巻之五十九翻刻を収録する。底本は、鹿児島県立図書館本が無いため都城島津家本を底本とし、東大本を校訂本とした。但し巻五十九の末尾は都城島津家本には脱落部分があり、東大本で補っている。

内容的に「通昭録」巻之五十九、越氏随筆十一には、江戸幕府徳川將軍家の年中行事や將軍職継承時の御礼進上物覚、公帖、勅書御受文、禁裏・院中へ出す御内緒等徳川將軍家の書薩札、御家御直別家号遠慮、樺山家庶流之事、嫡子久字庶子実名字之事、実名字拝領家々、石見家苗字拝領等に記載されている様に、島津家庶流樺山家等では嫡流のみが樺山苗字や「久」の字を諱で使用し、庶流は樺山苗字や「久」の字を諱で用いる事を遠慮した事が記載されている。

御譲物御覽記并由緒は、寛延四年（一七五二）閏六月二日薩摩藩主島津重年が御対面所において見た先祖以来島津家に譲られてきている物とその由緒が書かれた物である。土踊御覽之次第は、宝暦二年（一七五二）二月薩摩藩主島津重年が薩摩藩士が小踊りする様子を見た事に関する記録である。神明御宮参内行列御祝御能興は、安永四年（一七七五）三月朔日虎寿丸（薩摩藩主島津重豪長男、後の薩摩藩主島津斉宣）が江戸芝神明宮に参詣及びその後の能興行に関する記録である。八朔進上物格式は、享保九年（一七二四）御対面所や菊之間等で行われた八朔進上物に関する記録である。年頭御規式は、江戸期薩摩藩主島津氏が新年正月に行う儀式に関する規式についての記録である。

通昭録 巻之五十九

越氏随筆十一

一 公方家年中行事

一 家督継目御禮進上物定

一 公帖

一 宸筆勅書御受文

一 禁裏院中へ御内書

一 御内書

一 禁裏院中へ御奉書

一 御奉書

一 諸門跡

一 御家御直別家号遠慮

一 樺山家庶流之事

一 嫡子久字匳子実名字之事

一 島津主水并穎娃家久字之事

一 実名字拝領家々

一 石見家苗字拝領

一 御旗物御覽記并由緒

一 土踊御覽之次第

一 神明へ御宮参内形列并御祝御能興

一 八朔進上物格式

一 年頭御規式

御当家年中行事

一 正月朔日装束御太刀献上之御流頂戴時服二宛被下之、

三日長袴御連寿、同夜に入御謡初、

六日装束寺社御礼、

七日長袴京都伊勢江御名代被仰付、

八日上野江御参詣御目見慰斗目・半上下、

九日御誕生日御祝、

十日日光御名代懸り・鎌倉英勝寺殿登 城但日限不定、

十一日御具足御祝、慰斗目・半上下、

十二日今日よりふくさ・小袖・麻上下、

十四日、十五日慰斗目、

十七日御紅葉山江御宮御社参、但供奉之面々装束太刀帯之、

廿日上野御仏殿御参詣、御慰斗目・半上下、

廿四日増上寺御仏殿御参詣、御目之慰斗目・半上下、

廿九日慰斗目・半上下、

二月

朔日日光御鏡披御礼なし装束、十五日、廿八日

三月三日慰斗目・長袴、

公家衆参向對顔、勅答装束、

但御馳走御能之節長袴、

四月朔日慰斗目・長袴 足袋不用、

十五日同断

十七日御宮御社参、御目見半上・慰斗目、

廿八日服紗袷・半上下、

五月朔日単物・半上下、

五日帷子・長袴、但足袋不用、

十五日、廿八日半袴、

八日、十七日、廿日、廿四日、御目見麻上下、

五月端午之御祝儀納之節麻上下、

六月朔日、十五日、廿八日半上下、

十六日御嘉小祥長袴、

七月朔日半上下、十五日、廿八日同断、

七日白帷子・長袴、

八月朔日白帷子・長袴、御太刀献上之、

十五日、廿八日半上下、

九月朔日慰斗目袷・半上下、

九日ふくさ小袖・長袴

但花色小袖着之、近代色違も用之、足袋用れ共長袴着る

故、十月より用ル、主水宝永六丑年重陽花色に限ル、

十五日、廿八日半上下、

重陽御祝儀、節句五三日前々上袷・慰斗目・上下二而勤、

十月朔日、十五日、廿八日半上下、

玄猪御祝、酉之刻のしめ長袴、

十一月朔日、十五日、廿八日

十二月朔日、十五日、廿八日

歳暮之御祝儀、例年二日献上之、

年始八朔馬代例年廿七日、廿八日、廿九日納之、

家督継目之御礼献上物、

五百石より九百九拾石迄

銀馬代、

千石より貳千九百石

金馬代、

三千石より四千九百石

金貳枚、

五千石より九千九百石迄

金三枚、

医師

法印、法眼之子

老束老卷、

無官之子

老束老本、

延宝九年酉八月十九日

公帖

一公帖とは五山等大寺之任職など補任之節將軍家より被下候書付也、料紙 枚にて書也、

五山第一天龍寺住職事 任先例可執務之状 如件 年号月日 左大臣 莊章和尚
--

宸筆勅書之御請、

一竹千代誕生につき 宸筆の勅書頂戴し奉り、希有の御事とあたしけなくそんし候、武門の繁昌ハ 朝家の御ためよろこひ覚しめし、おほく御心に御祝被成候よし浅からぬ仰にて候、いよ／＼千代万代までとあいかハらす、めてたく申うけ給るへく候、此おもむき

天徳におよハせたまひにてかしこ、

九月廿日 家光 御判

東福門院御方江

右ハ 家綱公御誕生之時、宸筆の勅書を頂戴、則后宮の御方まで御請あそハさる、后宮の御方ハ

家光公の御妹姫也、

禁裏江御内書

一為年始之御祝儀令言上候、仍御太刀一腰・御馬一疋并蠟燭千挺進上候、此旨宜被叡聞候、齋之、

正月九日 秀忠

広橋大納言殿

勸修寺中納言殿

院中江御内書

一為年頭之御祝儀令言上候、仍御太刀一腰・御馬一疋并蠟燭五百挺進上候、此等之趣宜預奏達候、齋之、

正月九日 秀忠

秋篠彈正大弼殿

岩倉奎頭殿

甲府綱重卿江御内書

一為歳末之嘉儀、小袖五重到来歎覚候、齋之、  
月日 御判

中内公殿

御三家方并御嫡子方御内書

一 御三家方并御嫡子方江之御内書右に同じ、但宰相以上ハ御書判以下ハ御黒印なり、

国主宰相江御内書

一 為端午之祝儀、帷子五到来、歛思召候也、

月日 御判

金沢宰相殿

羽林江御内書

一 国主あり領主あり、いづれも文言右に同じ、

侍従江御内書

一 為年甫之慶事、太刀一腰、馬一疋怡思召候、猶

月日 御黒印

広嶋侍従とのへ

諸大名へ御内書

一 為重陽之嘉儀、小袖一重到来、怡思召候、猶酒井雅楽頭可申也、

月日 御黒印

戸田采女正とのへ

奉書之次第

禁裏江奉書

一 今度為儲君、親王宣下之御祝儀、

禁裏院中儲君御方江以吉良少将被 仰入、如御目錄御進献候、可

然様御披露尤存候、恐惶謹言

正月廿九日

阿部豊後守

松平伊豆守

酒井雅楽頭

清閑寺三位殿

野々宮前大納言殿

人々御中

院中江奉書

一 東照宮之額仙洞被染辰翰刻彫出来付向被差下候、則満 上覽候處

御満悦不大形候、此由宜有奏達旨被仰付候間、被得其意可然様被  
達 叡聞尤存候、恐惶謹言

四月廿四日

松平伊豆守

小川坊城前大納言殿

園 前大納言殿

一 宮、親王、撰家、清華、准門跡方江之奉書略ス、尤文言替有也、

私曰、宮方御入室之時ハ宮門迹と申、三家之親王家より御継候を

親王門迹と申、撰家より御入院候へは撰家門迹、清華の枝葉なら

せ給ふを清華門迹と云、其時の御住持之身分によりてとなへかわ

るなり、

私曰、撰家の枝葉門迹上下御入院之時ハ撰家方之御養君になり給

ふ也、然る時ハ奉書の様撰家門迹二同じ、

天台 日光山座主 日光 輪王寺殿

天台 比叡山座主 栗田口 青蓮院殿

同 大仏 妙法院殿

同 小原 梶井殿

右三門之内戒臈次第轉座主、

天台 園城寺長吏 円満院殿

同 白川 照高院殿聖護院殿  
隱居所

同 岩倉 実相院殿

右三年宛轉補

真言古義護国寺長者 岩倉 仁和寺殿号御室御所

下醍醐 三寶院殿当山派山伏司

嵯峨 大覚寺殿

勸修寺村 勸修寺殿

右四門之内戒臈次第之補長者、但近代報恩院役者欵、

法相 南都 一乘院殿

同 大乘院殿

華巖 小野 随心院殿

天台 聖護院森 聖護院殿本山流山伏之末寺

天台 一乗寺村 曼珠院殿

浄土 東山 智恩院殿

天台 山科 毘沙門堂殿

常修院殿梶井隱居所

円修院殿毘沙門堂隱居所

一御門跡といふハ御門ミカドの跡といふ意也、宇多天皇積門に入御室を仁

和寺に當り居給ふによつて、後に仁和寺を御門跡といふ、其後皇

子落飾あるを法親王と称し又御門跡といふ、

一川上 佐多 新納 樺山

北郷 町田 伊集院 山田

右家号之者、当時家中ニ罷居り者、又其組ニ不被入置者は、依其

家御直別之家号相避、別家号ニ被相改事之間、右体之者名字可改

旨申出候は、於嫡家ハ遂吟味可改名字可申出候、此段右家々之嫡

家へ可申渡候、以上、

正徳三年巳正月十六日

一家中之者御直別之家号名乗来候者は、正徳三年御格式被相定之節

御付人筋之者、又は於其家為拔勲功有之欵、又は慥ニ同名筋之者

家来相成、隨身致来候者迄を其家中ニ而其嫡家之嫡子迄御直別家

号被成御免、其外之者は其家之小名名乗候筋為被仰付事候、御直

別家号用來候者小名相名乗候者共、其節本家より被申渡候趣有之、

一樺山家庶流者音豎名字ニ改号申付度旨被申出候、何ぞ相障儀無之

候間、此段可申渡候、

右之通將監殿方北郷助太夫御取次を以被仰渡、

家来

樺山十兵衛

右は樺山家四代教久二男周防守音平嫡流ニ而直別之者ニ而御座

候、私先祖幼稚之砌、番代をも相勤代々軍功之家筋ニ御座候、左

候而高米廿五丁押領仕段、古記ニも見得申候、

同右

樺山藤兵衛

右は樺山家二代音久二男伊賀守興久嫡孫二而、直別之者二御座候、右家筋代々軍功有之、且又音久入道道春より領地配分之讓狀共有之候、

同右

樺山治右衛門

右は伊賀守興久より五代久清二男新左衛門久宗嫡孫二而御座候、新左衛門事諸所御合戦二相働申、其名私先祖之自記ニも相見得申候、又は左近久秀と申候者、私先祖助七郎久辰十八歳ニ而致病死候時分、久秀別て歎キ申、雖為老身則日殉死仕候、此外右先祖共代々援軍功候故、於于今屹と取持来召仕申家柄之者御座候、

右三人家筋之儀は代々軍功も有之候処、為一門付添相働候内ニ漸々家来之体相成、私領へ罷居事御座候様間樺山之家号ニ而召置、尤二男以下は音堅名字ニ申付度儀ニ御座候、乍然何分ニも差図次第可申付也、

正八幡宮衆徒

樺山智定坊

右は音久流資春より三代忠辰三男伊賀守久種二男筋ニ而御座候、大永・天文年間私先祖隅州堅利城罷在候刻、自分ニ付而も詛御座候而衆徒成之宿願有之候、第一其比御合戦之砌ニ而美濃守広久・安芸守善久兩代正宮八幡江御勝利之御為誠請奉訴誓、或伝来之太刀其外重宝共致奉納、宝殿ニ而或衆徒代可相立之宿願等修之、信仰仕候故同名伊賀守久種娘を善久養女とべ、右智定坊先祖ニ取合一門之交罷成善久衆徒成之、為名代立置候家筋ニ御成候、然は正座主之事ニ候得は、右之由緒を以正宮一山之衆徒檢校等一味同心

仕、軍中ニも相働申、尤偏御勝利を奉祈候由、申伝候、右通御合

戦御難題之刻御利運を奉祈誓候、善久為一門屹と為立置詛御座候間、智定坊并右庶流事諸外城衆中同前、樺山之家号ニ而被召置度御座候、乍然何分ニも差図次第可申付候、

略

右之通相調差出申候間、何分ニも御吟味次第可申付候、右人数之外御当所士・外城衆中之儀は家号相改候ニ不及之旨奉承知候付書出不申候、

已十一月廿二日

樺山権左衛門

御記録所

樺山十兵衛

樺山藤兵衛

右当家樺山家直別に而軍功有之家筋に而嫡家江致隨身来候由、御格式之通右当家嫡家代々樺山之家号相名乗、二男以下之家は新ニ被相立候、音堅名字名乗候様可被為申渡候、

樺山治左衛門

右智定坊家筋之儀、樺山家又龜流之家筋ニ候、然共段々由緒之詛有之候付、樺山家之家号ニ而被召置度之由候得共、社家之儀候得は御直別之家号名乗候儀ハ不罷成善ニ候、殊更社家之儀、此節より一流肩出名字之為被仰付儀候間、御格式通樺山之家号相避、音堅名字相名乗、尤智定坊龜流之家ニも同前、音堅名字名乗候様可被為申渡候、

島津小源主殿家来

樺山仲左衛門

島津内記殿家来

樺山市郎右衛門

島津筑後家来

樺山善左衛門

右同

樺山市郎兵衛

右四家樺山家又庶流之者二而他家中二罷在家筋二候間、音堅名字二申度由御格式之通樺山之家号相避、音堅名字相名乗候様可被為申渡之、

平田平六家来

花山諸兵衛

右諸兵衛事、樺山家又庶流、樺山用右衛門家内二て手札申受来候得共此節平田平六家来二相成、樺山之家号致遠慮花山と改有出名乗二致年付手札為申受由候得共樺山家之庶流別儀無之候得共御格式之通樺山之家号相避音堅名字相通音堅名字名乗之様可被為申渡候、尤小番格之家来迄も有出名字二被仰付儀候得は、右諸兵衛事、平六家来江 音堅名字相名乗節之、向後大番格之家来罷成候得共無名字之罷成歳之、自此段は可下向十兵衛候、

樺山利兵衛

樺山藤内

樺山新助

樺山進兵衛

右四人樺山家又庶流候、嫡家之家来之条音堅名字申付度由御格式之通、樺山之家号相避音堅名字相名乗候様可被為申渡之、右之通於当座致吟味候間、其家々二被為申渡、其首尾御記録所江可被為申出候、以上、

御記録奉行

川上平右衛門印

二月四日

肥後二右衛門印

田中五右衛門印

樺山権左衛門殿

譽 喜入主膳

俊 町田郷九郎

俊 伊集院藏人

用 島津孫一郎

用 大野七郎太夫

用 吉利杵右衛門

実 義岡左平太

用 島津仲

雄 郷原金太夫

右人数嫡子迄ハ代々久字被成御免候、二男よりは此節被下候字を可用候、庶流之内依當時之格式嫡子斗は代々久字御免被成人有之候ハ次男よりハ被下候字を用申答候、其外之庶流之儀は勿論今度嫡家被下候字を名乗候様可被申聞候、以上、

巳三月廿五日

島津帶刀

島津内記

北郷四郎

島津市太夫

嶋津内蔵

伊集院吉太夫

山岡権左衛門

島津

島津彦太夫

川上孫八

島津左平太

川上縫殿

新納左京

樺山長太夫

北郷七郎左衛門

桂杵右衛門

新納五郎右衛門

町田宇右衛門

伊集院十蔵

島津権五郎

北郷助太夫

三崎平太

村橋左膳

右寄合并以上之者共、嫡子迄は代々久字御免被遊候、右格之者寄合并名寄合并以下之格二被仰付儀有之節ハ久字用可申候、右者共之嫡家又は二男家之者も寄合并以下之格二而罷在候者は、勿論嫡家之字用申間敷候、右人数二男よりハ此節嫡家江被下候字相用可申候、此段は嫡家より可相達候、以上、

巳三月廿五日

記 島津郷太夫

房 島津求馬

島津主水



右主水家之儀御一族に而無之候得共、御名字御家之字御免被成置候、二男より御家之字名乗間敷候、

穎娃長左衛門

右長左衛門嫡子代々御家之字御免被成置候、二男よりは御家之字名乗申間敷候、

巳三月廿五日

良 龜山長太夫

眞 山田九郎左衛門

安 碓山人郎右衛門

大島次郎太夫

經 迫水善左衛門

右御一別家筋にも嫡子迄は代々久字御免被成候、(頭注)二男より以下此節嫡家へ被下候、落候欵」字を用可申旨被仰渡置候、

巳三月廿五日

長 伊作家庶流若松氏嫡流

若松正左衛門

用 薩州家庶流大田氏嫡流

大口五郎右衛門

用 右同寺山氏嫡流

寺山源右衛門

行 越前島津家庶流出処不知

宇宿覚兵衛

右四人名乗之字拝領被仰付候、

長 伊作家庶流西氏嫡流加世田衆中

西彦四郎

用 薩州家庶流西川氏嫡流鶴田衆中

西川六太夫

時 阿蘇谷氏嫡流羽月衆中

阿蘇谷彦左衛門

右之通名乗之字拝領被仰付候、

石見與吉郎

右伊作名字名乗来候得共、石見と名字拝領被仰付候、名乗之字は

長之字用候様被仰付置候、

氏 和泉氏嫡流断絶、庶流島津小源太殿家来 和泉吉兵衛

長 伊作家庶流恒吉氏嫡流島津兵庫殿家来 恒吉金兵衛

行 越前家庶流知覽氏嫡流島津筑後家来 知覽文右衛門

氏 島津筑後家来 相馬弥一右衛門

氏 右同 石坂与太左衛門

巳三月廿五日

御讓物御覽大概

一寛延四年辛未閏六月二日

太守重年公御讓物於御對面所御覽、

一五指量愛染明王

御床之正面大乘院名代安養院備之、御出座前開帳之、

弘法大師 嵯峨天皇の命を受け谷渡の藤を以一刀三拝之作なり、頼朝卿御信仰ニ而忠久公へ是を賜ふ、厚地村へ平等王院を

建立して此像を安置し給ふ、御代々御崇仰、家久公御病中平田

清右衛門を使とし江戸へ遣され、此像を進せられ御口上御代々

相伝名譽の尊像髓に御信仰専要被思召と云々、

摩利支天 御看經山伏柴正寿院御床ニ備し、

多田満仲御寺本尊にて御家に伝わり御代々御信仰愛染明王同

前、家久公より光久公に讓進せらる、

御系図一卷 御床愛染明王主居之方、御記録奉行備し、

外題 光久公御筆内箱之銘持明院基輔公筆外箱銘平松時方卿筆、

古御系図十卷 右同、

同一巻ハ国分様御身をはなされず、御所持也、

光久公へゆつり進せらる、

御手鑑五帖 右同主居方、

同一帖 頼朝公御袖判御文書鎌倉執権又ハ高氏公御判之御記録  
五十三通、

一帖 京都代々將軍御直判御文書五十四通、

一帖 権現様より 大猷院様迄御判の御書、御誓詞御内書

三十三通、

二帖 伊作家御文書、外題 光久公御筆、

一 頼朝公御教書 御床愛染明王之客位備し、

文治五年頼朝公奥州泰衡治罰之時、

忠久公十一歳先隊副將軍たり、畠山重忠に

忠久公を能々介抱仕るへき旨親筆を以頼朝公より重忠に給ふ

御教書也、

忠久公は頼朝公御子と決したるハ此書なり、

御家第一の御文書也、林大学頭信篤自筆美文あり、国史田中五

右衛門国朋句解一冊あり、私云、句解三年にて成ル 頼朝公筆究札有り、

一 東照宮御墨印 御床客位之方に備、

慶長十四年琉球御給之文書也、

一 秀忠公御感状 右同

右同時之御感状也、

一 自 家光公到 家重公御判物七通 右同

一 御拝領御目錄五通 御床之下文台受之、

一時雨之御旗 御床主居にかゝる、兵道方野村弥太郎有高言右衛門

備之、

天文十四年 貴久公中興の 太守と定り、初て御出陣の時差せ

らる 御家宝を以て瑞とするか故に、雨を画きし故に時雨の旗

といふ、

一 白旗一流 右同客居にかゝる、

元来源家之賀瑞ゆへ、貴久公も用ひ給ふ、右二流藤原朝臣

貴久とあり、

一 御記録四百二十五冊 孝行之間御床、

御正統譜統御正統譜 家久公御譜御支族譜也、

一 忠久公御鎧 御座之中物頭備之、

一 忠久公御鎧うつし、

正之御鎧五百年に及ひ、其形分明ならざる様に漸々相成るへき

かと 継豊公画工に命し、其言に違わさることく製せしむ、享

保十一年成る、一云、吉貴公命也、

一 小十文字御太刀 光世作 御座之中主居之方

源氏重代膝丸也、 御納戸奉行備之、

一 大十文字御太刀 無銘 右同

頼朝公御太刀也、 忠久公御拝領、

一 鳩作御脇差

頼朝公御守刀にて、 忠久公御元服之節御拝領、

一 網切御太刀 右同

承久三年の兵乱に 忠時公宇治川を御渡し敵七人討取給ふの

時、帯し給ふ太刀也、 此功に由て伊賀国長田郷地頭職を賜らせ

らる、

一 八幡十 御太刀

一般若之劍

一 宗近太刀

一血吸之劍

右四行藤野休右衛門忠秀入道恕世より進上して世々の重器となり、恕世ハ

太守勝久公の長男修理大夫忠良の二男なり、六世の孫休左衛門

良 是也、忠良長男時宗と云、義久公の命を奉し僧となる、

曾於郡念仏寺十世の住持なり、

一眞利の太刀

家久公より 光久公に譲り給ひ世々の譲となる、

一衛府の太刀

寛永三年 家久公御上京の時、

後水尾帝より御拝領、

一包平の御刀

一鷹巢の御脇差 宗近作

天正十五年 龍伯公水引泰平寺に於て、

秀吉公へ初て謁見の時、手自賜ふ所の二刀なり、鷹巢ハ名刀也

といふ、

一長光の御刀

慶長四年 家久公伏見の邸へ朝鮮国御帰朝の賀として、家康

公光臨の時賜ふ所なり、

一弥正宗の脇差

元和二年 家康公御病危急の時 家康公松平陸奥守政宗松平肥

前守小松中納言利常細川越中守忠貞四侯を駿府城に召し、御暇乞の時

家久公へ賜ふ所なり、

一堀尾正宗の脇差

慶長五年三州池鯉鮒駅にて加賀井弥八郎・水野和泉守忠重を殺

害す、時に堀尾帯刀吉晴是を以加賀井を差殺す、故に堀尾正宗

と名つく、寛永三年 秀忠公より 家久公に賜ふ所なり、

一自寛永到延享四年 公方家より賜ふ大小刀

私云一刀 守家作

光久公御元服乃時、自 家光公御拝領

一刀 左文字

光久公御元服の時、自 秀忠公御拝領

一脇差 貞宗作

王子原犬追物興行時、自 家光公 光久公御拝領

一刀 則光作

犬追物 上覽御礼として 光久公御登 城の時、家綱公よ

り御拝領

一刀 国行作

犬追物 上覽の時、家光公より 綱久公に賜ふ、

一刀 兼光作

右御礼として御登 城の時、家綱公より 綱久公に賜ふ処

也、

一刀 吉房作

綱貴公御元服の時、家綱公より御給、

一刀 長光作

綱貴公上野御手伝の時、綱吉公賜ふ、

一刀 一文字

吉貴公御元服の時、綱吉公賜ふ、

一脇差 来国光作

竹姫君様御入輿の時、吉宗公より 吉貴公に賜ふ、

一 刀 備前則宗作

繼豊公御元服の時、家継公賜ふ、

一 刀 正宗作

一 脇差 来国行作

右 繼豊公御入輿御礼の時、吉宗公賜ふ、

一 刀 包永作

御入輿の時、吉宗公より 宗信公へ賜ふ、

一 刀 延善国重作

宗信公御初年 竹姫君様と御登 城の時、吉宗公手つから

賜ふ、

一 刀 無銘 大和志津

宗信公御元服の時、吉宗公賜ふ、

一 刀

吉宗公御隠居の時、上使にて 宗信公へ賜ふ、

一 刀

家重公將軍 宣下の時、上使にて右同断、

一 刀 信国作

宗信公御家督始て御暇御請御礼の時、家重公賜ふ、

一 刀 国真

重年公御家督始て御暇御請御礼の時、家重公より御給

り、

一 鍔

元龜三年伊東氏加久藤を侵すの時、小林・鬼塚原にて義弘公抽

木崎丹後を突殺給ふ鍔なり、

一一 本杉馬鞍 黒鳥毛

義弘公於朝鮮国製す、泗川勝利に用給ふ、

一 小泉御冑 鍔なし

泗川御勝利御軍配の時、義弘公初て着し給ふ、

私云、文祿四年 義弘公へ御領国御給之御朱印并御目録可被

遣問、可成御帰朝旨台趣出来、則御帰朝、於伏見從 秀吉公

御朱印御目録御給之節、小泉御冑・平野肩衝御拝領也、

元祿九年四月廿三日御城回録之時冑罹火災之處、其形残候

故、繼豊公繕被仰付置、

一 平野肩衝 御書院役人備之

寛永七年 秀忠公、家光公桜田邸へ 御成の時、御数寄屋御

かさりになる、

一 琴一面 遠雁と名つく、御納戸奉行備之、

元和三年 家久公江戸御参勤の時、京都に於て 後水尾帝宸

襟を窺せらる、甚 叡慮に叶わせられ御拝領なり、

一 尺八二管

右同時御拝領元祿九年火災に焼失す、

一 鞍一口 鍔一懸 御馬方備之、

寛永三年 家久公從三位中納言御昇進の日、後水尾帝より寮

の御馬鞍置にて御拝領候の馬具なり、

一 八幡大菩薩と文字有之旗 兵道方より備之、

頼朝公御旗にて文覚上人の筆なり、

一 八景の釜

頼朝公より 忠久公御拝領、寛永七年桜田御成の節、鑽之間へ

掛る、

私云、形八角にして八景模様有銀也といふ、

一 鞍鐙

將軍尊氏卿より 貞久公御拝領、

一 鞍鐙

將軍秀忠公より 義久公御拝領、

一 白旗一流

義久公御旗也、藤原朝臣義久とあり、

一 金具の鞍

義久公より御吉例の鞍と 御意にて 家久公へ進せらる、

一 鞍鐙

義弘公伊東家と御合戦之節、御嘉例よき御鞍鐙にて 義久公よ

り 家久公へ進せらる、

一 轡一間

正宗作にて 義弘公御秘蔵の轡也、

一 御讓物御覽、当日御納戸奉行町田直右衛門、物頭鎌田一藤太、市

来次郎左衛門、御記録奉行川上平右衛門、添役吉田用右衛門、山

田喜三右衛門、御馬方菱刈新五兵衛、東郷源五、御書院役人毛利

円阿弥、早朝御納戸・御兵具所・御記録所・御廐・御書院格護之

品、御記録奉行絵図之通御対面所江相備、大乘院名代安養院御着

經山伏柴正寿院兵道方野村弥太郎、有馬兵右衛門相勤、四ツ後御

家老島津主殿内見有之、

一 四ツ半時 太守重年公御出座、御上段御床より二帖目頭ニ御着

座、両本尊御拝領終而本之席江御着座、

一 御家老、若年寄、大御目付、奏者番、御用人、御目付、御側廻

席詰、都而屹と御出座之節之通、席詰、

一 御記録奉行、同添役、敷舞台仕手柱之涯へ罷出御礼主殿、御用人

相良弥一兵衛を以御由緒可申上旨、演説川上平右衛門由緒書持參

御縁類より 御前江罷出、御床脇縁類蹲踞、愛染明王・御系図・

御宝鑑・御教書・御判物・御旗・御鎧御由緒申上、主殿着座之

下、御中段より小十文字・大十文字・鳩作より御轡迄由緒申上、

初之席へ退座 御入島津権左衛門より品之本之通相納旨演説各退

出、

宝曆二年申二月<sup>上廿一日</sup><sub>下廿三日</sub>

太守 重年公士小踊御覽之次第

一 当日四時 <sup>上ハ御門松帷より御廐の方へ屯ス</sup> <sub>下ハ加治木屋敷前より枳形の方へ屯ス</sub> 人数相揃候旨、尾輿頭より

御用係御用人を以言上、

一 上踊人数鶴江崎稽古場へ集り、行列ニ而柳町筋吉野橋通り、下

踊人数南林寺脇稽古場江集り、行列ニ而山之口馬場、柿本寺

通、高見馬場、御春屋脇枳形通り、

一 太守公四本御道具御先供十五人御行列ニ而表御門より御出、犬垣

上へ芝原御棧敷江御入、

一 御煙草盆上ル

一 御家老、若年寄、大目付、寺社奉行、御勘定奉行御次へ別居御用

人、同断御用達のため上村藤之丞、大脇弥五右衛門同断、

一 備中殿、周防殿、因幡殿、玄蕃殿、図書殿、出雲大学、筑後其身

独礼、無役之一所持より寄合並迄勝手次第御棧敷次之間ニ而見物

支度不洗物麻之上下、

一 諸御役入金蔵之方幕構之内より見物勝手次第、

一 御先供十五人前置相勤、

一 踊人数屯所へ物頭肝入召列相勤、

一大御目付踊場へ罷在差引有之、御目付同断、

一與頭小頭召列踊場下知有之、

一進上之折合三種二荷御出前與頭二人、御近習役へ差上ル、隅州様江進上之二種二荷、與頭一人小頭召列御下屋敷二而御近習役へ相付差上ル、

一御棧敷御入二而踊人数大垣之内へくり入下踊之節は大垣外繁踊始まる上くり入り出上手踊済御棧敷前二ツ縁之垣取除、御棧敷より六七間の下くり入くる出上手所へ長御座敷御通被下下雨天故同月廿八日当日同前御棧敷へ御入惣人数御通被下段御側御用人を以與頭御棧敷前へ召出し被仰渡、御通被下

節上廿銚子刀わらち鉢巻、其俣にて罷出ル、かふり物ハ取ル、相済御棧敷後屏風構取除、御前置御後に廻ル、踊人数供行列迄外繁の方より御棧敷後通り中庭口より枡形へ下り引取上人数千三四百人御通人数十九人御通、下人数四千三百八十五人人数二千余人

安永四年乙未三月朔日

虎寿丸様芝神明宮江御参詣

社内時米錢御步行二人有馬源五右衛門有馬仲左衛門

錢五貫文米五升 御参詣之節蒔之

御行列

金御紋 手替一人 黒熊御鍮  
御先乗物頭 御挟箱 御挟箱付一人 黒熊御鍮  
右同 手替一人

手替一人 御先供三原金平 新納弥太右衛門 岩元兵次郎 美代五郎兵衛

御先供芦谷市左衛門 御長刀 御同朋頭稲留幸阿弥

手替一人 御先供伊東藤五郎 近藤喜四郎 三原藤七郎 面高真藏

税所半兵衛 桑良原喜左衛門 御馬廻山本郷太郎 新番掛橋六次郎 上同伊集院弥七  
納殿町田甚左衛門 御腰物持御小姓 美座猪之助

藤野次郎太 西覚兵衛 御駕 納殿役人南雲新右衛門 右同御小姓 竹下伝太  
御馬廻新納市右衛門 新番郷田安左衛門 上同右松五右衛門

中通御目付伊東主左衛門 大重五郎左衛門 御手道具 坊主二人 御草り持  
森山長元 御駕籠付 坊主一人

納殿 山田増右衛門 御草履取二人 御茶弁当

大河平順喜 御供定番二人 手替一人 御堅笠  
中通御目付橋口與三次 川上権四郎

金御もん 御挟箱 手替一人 御中間 手替一人 伊地知清八

右同 御荒箱 右同一人 御馬 御馬乗 沓籠  
虎皮 鞍蓋

右同 御挟箱 右同一人 御中間 肥後五右衛門

御中間 手替一人 御中間 又者抑

御牽添 御跡乗 伊集院源七 早川半藏 愛甲藏記

御中間 又者抑

又者若党 数多 又者草履取 上同 供挟箱 上同 供鐘 十九本 供長刀  
又者若党 又者草履取 供挟箱 供鐘 供長刀

川上權印 伊東主左衛門 大重五左衛門 山本郷太郎 抑 御替鞆入  
供馬 同 同 御挟箱老荷御桐油箱一荷 抑

飼料桶老荷 合羽籠数多 抑 納殿役人行列 御近習役佐久間九十九

御用人関山軍兵衛 御跡乗供廻外方雇入奴御用人御近習役ハ  
先供迄も雇入故、大手をひろげふる也、

東御中門より御出、将監橋廻 増上寺大門前より通町神明御参詣、  
御下向将監橋より堀畑有馬中務大輔様前通、松本町御本門前通東御  
門御入、当日御祝御客有馬中務大輔様、同上上総介様、松平隠岐守  
様、同中務大輔様、佐竹右京大夫様、松平老岐守様外二奥平大膳太  
夫様御病氣故御断御能御興行、

御能與弥寛弥五郎 伴其輪 三宅七兵衛 蓑田弥兵衛  
道盛有川甚兵衛 船木仙右衛門 山本良右衛門 鎌田大右衛門  
熊野室生大夫 室生新之丞 九郎次郎 三島蚊右衛門  
張良室生喜平次 室生万作 新九郎 門覚之丞  
花月柏幾元 権左衛門 山本良右門 三島数右衛門  
鉢木柏百元 佐久間九十九 白浜孫七 鎌田大右衛門  
養老柏幾元 鈴木仙左衛門 山本良右衛門 島津登  
衛 三宅七兵衛 十太郎 鎌田大右衛門

今参 仁右工門  
鈎取 片岡直右衛門  
鈎八鑊 永井元右衛門

一八朔進上物之事 享保九年被定  
○御対面 島津兵庫殿 島津玄蕃殿 島津左衛門 島津周防殿  
川上久馬 島津中務 島津内膳 島津図書 島津筑後

直馬被差 島津将監殿 島津助之丞 新納菊千代樺山主計  
代銀一枚 桂太七郎 喜入主膳 町田郷九郎 伊十院藏人殿  
進上被仰付 島津帶刀 島津内記 北郷四郎島津權太夫  
元文三年 大野七郎太夫 吉利左右衛門 種子島彈正

正月年頭八朔 島津仁十郎殿 穎娃長左衛門 衾寝内記  
一銀老枚万石以上 島津仁十郎殿 比志島隼人殿 肝付典膳 菱刈孫兵衛  
一銀拾貳兩五千石以上 入来院主馬殿 種子島彈正  
一銀六兩五千石以下

諏訪甚六 川田助右衛門  
○菊之間 島津大藏殿 島津頼母殿 島津求馬殿 島津市太夫殿  
島津内藏殿 伊集院半太夫 島山式部殿 鎌田小藤次

伊勢兵部  
○御広間 虎之間也 名越右膳殿 義岡右京殿 島津彦太夫 平岡八郎太夫  
島津登 二階堂舍人 中紙進上被為候(共大御目付  
以上御役内故御太刀被仰付)

川上縫殿  
中紙三束 新納次郎四郎 桂仁治太郎 新納右衛門 町田宇右衛門  
伊十院十藏 山田新助  
中紙三束 諸地頭

年頭御規式

- 一十二月廿七日 御煤下ヶ御側御小姓勤ル、
- 一御年重 御休息所へ差上候御近習番所へ下ル、御納戸奉行差引御側御小姓勤ル、
- 一晦日日々夜御三献御休息所へ差上御近習両所へ下ル、御側御小姓勤ル、
- 一御年繩坂元家より御側候御小姓被御休息所へ上ル、
- 一御書院椀飯御飾、
- 一御家老、若御年寄、大御目付普之御祝儀、於梅之間御近習役迄申上ル、
- 一正月元日御規式御休息所へ差上ル、御納戸奉行差引御側御小姓勤ル、
- 一五<sup>朝</sup>時大雄山御宮へ年首之御祝儀御代参、
- 一五<sup>諏訪</sup>社<sup>稻荷</sup> 春日<sup>祇園</sup> 護摩所不動稻荷へ御参詣、於五社御規式上ル御配膳表御小姓<sup>のしめ</sup>長上下、
- 一五社不動稻荷御膝着青銅百疋ツ、御進納幸領大番士勤ル、足輕添、一護摩所へ御納戸奉行一人、表御小姓二人、御書院・御茶道・御包丁人御料理役・御地物役一人ツ、詰ル、

護摩所御規式

- 一客殿江 御着座 御手掛上 御前菓子上ル
- 御茶上 御雑煎上 御茶菓子上 御茶上
- 御配膳表御小姓御相伴、大乘院護摩所稻荷御参詣之節、大乘院御幣上ル、

- 一御書院椀飯御飾御家老中拝見、
- 一太平楽大亀之御酒於御家老座、土器御抑肴ニテ御家老・若御年寄頂戴、
- 一御休息所・御看經所へ御代参御膝着青銅百疋御進納、

御礼之事

- 一独礼之面々、松之間・芍薬之間ニ而御家老・若御年寄・大御目付出会、奏者番より披露、
- 一寺社奉行・御勘定奉行・與頭・御番頭以前、右御役相勉之人、御家老・若御年寄・大御目付之嫡子、一所持・一所持格・寄合之嫡子、御用人・町奉行其外諸御役人御礼所、
- 一寄合并同嫡子、一所持・同格・寄合・同並二男三男笛柱渡之方罷出、御家老・若御年寄・大御目付出会、奏者番披露、
- 一但連名相記候節ハ御側御用人・町奉行・御近習役、寄合並と記之、
- 一御側廻お揃之間御家老出会、御側奏者番披露、
- 一諸役人元日より七日迄<sup>当分三日迄</sup>、
- 一元日より七日迄十五日廿八日御門相開、
- 二日朝五ツ時御名代福昌寺江御参詣、
- 一侍衣小門迄罷出、住持東玄喚江出ル、御名代八尺之間江被為入、四首頭之御規式、
- 一御相伴川上嫡家并御家老住持<sup>川上家御家老のしめ半上下</sup>、
- 一湯之御礼、一茶之御礼、一御山上ル、一御茶上ル、
- 一住持進上之末広 侍衣持参披露、
- 一年頭御祝物青銅百疋住持へ被下、侍衣達之、



一 三番点心上ル、一御茶上ル、八尺之間御配膳出家、

憩月之間 一御盛塩上ル、一御前菓子上ル、一御茶上ル、

一御雑煮上ル、一酢のり上ル、一御吸物上ル、一御茶上ル、

御相伴川上嫡家・御家老・住持御配膳、表小姓四人<sup>二人半上下</sup>

一住持江一種一荷代青銅百疋・御目錄拝領、奏者番達之、上段敷居

下一枚目之末二而頂戴、

一福昌寺三役人御目見披露、奏者番、

一於釈迦堂大般若經相始ル、四庭より仏殿江御人、般若經御頂戴、

山門通被為掃、

一俗主へ銀一両拝領、

一福昌寺江詰人数、奏者番一人、御用人一人、御近習役一人、御納

戸奉行一人、御目付一人、表御小姓四人、御書院御茶道一人、御

包丁人一人、御料理役一人、御地物役一人、相詰ル、

三日

一御一門・一所持之内大身より一所持・同格并寄合之内大御目付以

上御役之江戸へ御太刀進上有之、其外諸地頭并家付而進上は納太

刀進上、

一組之諸土出仕、敷舞台菊之間・杉之間・山吹之間・柳之間まで

取払、組之士并居二而御家老・若年寄・大御目付、松之間・芍薬

之間二かけ列座月番御家老跡立罷出、中段高敷居涯江之着座節奏

者番より披露、御用人敷舞台御勝手之方江詰ル、與頭罷出差引、

一三町年寄年・行司進上物相納ル、

一三日暮御謡初、御能支配頭大御目付御対面所中段敷居下、敷舞台

之内一間程出、謡初申聞ル、

一玄蕃殿御家老・若御年寄・大御目付独礼之與頭・御番頭・寺社奉

行・御勘定奉行・與頭・御番頭・御側御用人・御用人・町奉行・

御近習役・御留守居・御納戸奉行其外 御出座之節之通詰ル、終

而御謡初首尾能相済候段、月番御家老挨拶、但玄蕃殿并御家老・

若年寄・大御目付独礼仕度の上め・長上下 御在府故御謡初迄有

之、

一四日得仏様江御代参、

一南泉院 大乘院 神徳院 山内寺 遠寿寺 般若院

本田大和 松之間御家老・若御年寄・大御目付列座、右銘々罷

出、奏者番披露、但銘々進上物、御在国同前差上候間、於雉之間

寺社方取次より奏者方筆者江渡ス、

一南泉院門中敷舞臺へ別座御家老・若御年寄・大御目付出合御奏者

番披露御役々御勝手方江被引入、

一大乘院門中、右同断、

一般若院門中、右同断、退去御役々居付井之上宮内罷出、

右進上物前条同断、

一五日靈龍院様江御代参、

一福昌寺 大龍寺 正興寺 広濟寺 正建寺 正国寺

右御礼并進上物之次第昨日同断、

一福昌寺門中、正興寺門中、広濟寺門中前件同断、退去御役々居付

妙頭方罷出、

一六日浄光明寺 不断光院 寿国寺 願成寺

右御礼進上也、前条同断、

一浄光明寺門中御礼右同断、退去御役々居付、月船寺・本誓寺一人

ツ、罷出御礼進上物前条同断、

一在番琉球人御礼退去付役、琉球人御礼進上物は於雉之間仮屋守よ

り奏者方筆者へ渡ス、

一金山町人早濶七左衛門、奥村庄右衛門、吉田五郎左衛門月番御用人へ相付扇子一箱ツ、進上仕御礼申上ル、

一八日厳有院様江御代参、白銀一枚御献納、御歩行人一人・足輕一人宰領、昆布一折、青銅百疋、南泉院へ拝領御代参、書院江着座、於二之間奏者番達之、

一九日朝五ツ半時護摩所江御名代 一御前菓子上御茶上 一束一本大乘院進上出家備之、大乘院罷出御礼披露奏者番、青銅百疋 大乘院へ被下之、奏者番達之、御吸物上 御菓子上 御相伴若御年寄并大乘院、

一大乘院門中五人独礼披露奏者番、  
一護摩所詰人数、奏者番・御用人・御納戸奉行・表御小姓三人、御書院・御茶道・御包下人御料理役御地物役一人ツ、相詰ル、

一十日常憲院様江御代参白銀一枚御献納  
一十一日大般若經大乘院執行、

一御頂二通御休息所へ差上、一通は御前へ一通ハ歳徳神へ上ル、御床江飾御近習所江下ル、

一諏訪別当安養院多賀社守鷲頭家へ御頂一通ツ、坂元家御使二而罷下也、

一餅汁ゆて穴魚吸物御酒於御家老座玄蕃殿・御家老・若御年寄へ被下也、於大御目付座大御目付へ右同断、寺社奉行・御勘定奉行・與頭・御番頭談合之人より被下也、御用人座御側表御用人・町奉行役・御近習役・留主居・御納戸奉行・物頭談合之御船奉行・御使番・御近習役并納殿役人へ被下也、

一餅汁穴酒於鷲之間諸御役人筆者・小役人・小番・大番江被下也、

一十三日花尾権現江御代参、青銅百疋御進納、

一十四日御年繩御側御小姓相下坂元家江渡ス、  
一文昭院様江御代参、白銀一枚御献納、

一清陽院様不断光院御代参、金子貳百疋御献納、  
一十五日一条院幸善寺御礼、両寺門中并遠方へ罷居候、大乘院・福昌寺門中御礼進上物迄先達而御礼同断、終而弥勒院・宝満寺・感応寺・本水寺執印丹下御礼被上物同断、弥勒院門中同断、

一十七日大雄山御宮へ御代参、御太刀、銀馬代一枚御献納、  
一於南泉院御祈祷御礼老杖以使僧差上、月番御用人虎之間二而受取御近習へ差上ル、

一十八日得仏様江御代参、  
一十九日大玄院様蘭宝院様江御代参、寛陽院様、泰清院様江同断、御四靈様江一人兼務、

一廿日 大猶院様江御代参、白金一枚御献納、  
一瑞仙院様江御代参加世田野間権現祭礼御代参、

一廿四日 台徳院様江御代参、白金一枚御献納、  
一廿八日大慈寺・飯隈山蓮光院御礼両門中同断、進上物等先達而御礼同断、

一廿九日有章院様江御代参、白銀一枚御献納、右寛保年間 太守継豊公東武御滞府御規式次第也、

一重年公御代年頭御礼之事、  
一正月元日御書院江御着座、

持参太刀一列着座、御盃頂戴、  
御 島津主殿 伊勢兵部 吉岡相馬 島津主鈴  
御家老  
新納内蔵 鎌田典膳 平田鞆負 市来左中

持参太刀一人ツ、御礼着座、御盃頂戴、  
御 諏訪勘ケ由 川田伊織 伊十院十蔵 高橋縫殿  
同日御座之間江 御出座、

披露太刀一列着座、御盃頂戴

御 島津備中殿 島津周防殿 島津因幡殿 島津善次郎殿

終而島津玄蕃殿独礼

右終而

持参太刀着座、御盃頂戴

島津図書殿

一三日御對面所江 御出座

持参太刀十人宛受取、御盃頂戴

御 島津出雲 島津大学 川上久馬

島津将監 島津李殿 新納四郎

島津小平太 樺山左京 島津筑後

喜入主膳 町田郷九郎 島津新八郎

北郷民部 島津矢柄 吉利奎右衛門

種子島藏人 島津主水 穎娃内膳

入来院石見殿 比志島隼人 肝付弾正

諏訪勘ケ由 川田彦七 菱刈孫兵衛

右終而

持参太刀一人ツ、御礼着座無之、御盃頂戴、

川上式部 新納次郎四郎 伊十院十蔵

右引次独礼

島津又八郎 島津丹後

諸地頭より中西迄二人ツ、持参太刀、御流頂戴

諸地頭 老岐吉藤次 田尻八兵衛 中西文右衛門  
御目見迄二而御太刀進上無之、  
山田九郎左衛門

一同日御書院江 御出座

持参太刀着座、御盃頂戴

御 島津大蔵 島津頼母 島津求馬 島津市太夫

島津十太右衛門 伊十院伊膳 島山教馬 鎌田隼人

伊勢一巨

右終而

持参太刀御礼受取無之、御盃頂戴

大島盛太夫 義岡相馬

一正月四日御礼

南院 着座内門中御目見

大院 右同断

大寺 右同断

広濟寺 大龍寺兼帶故大龍寺着座内広濟寺門内右同、

正興寺 門中御目見

神徳院 山内寺 不断光院

正寺 門中御目見

壽寺 右同断

遠壽寺 願成寺 正国寺

般若院 門中御目見

本田出 御礼引続 井上宮内御目見、

執印丹下

二見休右衛門 榎木平右衛門

外城衆中御目見并国分宮内與頭一社相中より一人御目見、水  
引新田宮権執印・千儀大檢校相中より一人、御目見、

上下西田町  
年寄・年行司 金山町人

正月五日御礼

門首 福昌寺 御礼着座内門中御目見

門首 浄光明寺 右同断

門首坊 十乘院 右同断

門首 弥勒院 右同断

門首志布志 宝満寺

門首志布志 大慈寺 御礼門中御目見

門首野田 感應寺

門首出水 幸善寺 御礼門中御目見

門首高岡 本永寺

門首大崎 蓮光坊 御礼門中御目見

在番 昨日相残候外城衆中、

藏役筆者身力 琉球人

琉球人

也 右日限等之儀、時々御記録奉行へ調被仰付相究事故、不同有之



解題

本巻「通昭録」卷之六十の翻刻を収録する。『鹿兒島県史料集』では、県立図書館本を底本とするとなっているが、今回翻刻のため史料は、東京大学史料編纂所本と都城島津邸本を与えられたので、東京大学史料編纂所本を底本とし、都城島津邸本を比較本とした。両史料ともに「右（大坎）広間」、「多（血坎）付」、「修理茂（義坎）」の箇所同じ訂正を入れ、また、文字不明一箇所も同じである。両史料はいずれを底本としても良いと思われるが、本文に「二・「ハ」・「ス」を多く都城島津邸本使う特徴がみられる。そのため東京大学史料編纂所本が読み易いのでないかとの思いから底本とした。二十四項目ごとに区分する形式がとられていないので、原文形式のままとした。

例言的には、○尊敬を表す闕字は原文通り一字分空白とした。○二而、二付は原文通りとした。○本文「者」は「は」とし、「ハ」はそのままとした。○変体仮名は仮名に変えたが、「江」は「え」とし、「へ」はそのままとし、えとへは本文での違いを明確にした。○「迨」は「迄」とした。

虫損等を□、判別できない文字を■で示した。

同巻には二十四項目に及ぶ内容であるが、紙幅の関係から各項目を要約することはない。

通昭録卷之六十

越氏随筆 十二

一板倉細川刃傷

一秀衡死骸不朽

一新納加賀大口

一詣華尾紀

一蘭苑会

一業平見小町鬪體

一平忠度墓

一曾根松

一伏見古城并黄檗山

一明律和解八条

一本朝刑

一為学国字説数十条

一上臈女髮粧

一女眉并女粧

一宗祇詠女能狂長歌

一采女院猿沢池

一貫之祭蟻通神歌

一姨棄山故事

一鹿島明神常陸帯祭

一車榻百夜書故事

一白柏子

一貞女棄子守節

一兼時競馬

一久米仙人

越氏隨筆卷之十二

板倉修理細川越中守刃傷

一細川越中守宗孝從四位侍從年三十二肥後国之内五十二万五千石豊後国鶴崎二万石の主宅地江府大名小路、

一板倉修理 御寄合衆年二十一、高六千石宅地江府三田魚藍、

一延享四年丁卯八月十五日江戸御城に於て刃傷、

一今朝五ツ時大広間ニ而手負之者有之由、御徒目付共御目付部屋えかけ付申聞候付、部屋ニ有合候者不殘早速見申候所、大広間四之間北之方御縁ニ手負之者罷在候へ共、血顔ニ而惣身血付誰共難見分候間、相尋申候処、細川越中守之旨挨拶仕候付、相手之者儀相尋申候得共見覚不申、上下着之男之由申聞候付、大広間小便所其外所々相尋させ候、早速御医師外科取懸越中守養生為仕候、且又相手尋申候内脇差拔身ニ而小便所廊下ニ捨有之、雪隠ニかくれ在候付、早速御徒目付御小人目付等御目付も差揃罷在、名承得申候へは板倉修理之由申聞、其以後何れも立合候て、修理え様子相尋申候処、誰共不知、小便所江罷越候得は脇差拔候様見得候故抜合切付候、其以後之儀は一向覚不申候、併人ニ疵付候間難相立儀ニ存、懷中ニ有之候はさみにて髪切、雪隠ニ罷在候、脇差も持候て如何存捨置申候由申候、依之修理義蘇鉄之間小部屋へ入置、御徒目付御小人目付付置申候、

八月十五日

大目付 石河土佐守

水野対馬守

疵容体

一 首筋際横七寸程一ヶ所

一 左之肩五寸計二ヶ所

一 右之肩五寸計一カ所

一 背中右之脇より左之脇腹迄筋違二一尺五寸計

一 左右之手ニ疵口五ヶ所

一 鼻之上、耳之脇一ヶ所

一 頭小疵二三ヶ所

一 右ニ付板倉修理・水野監物忠辰三州備前六万石に御預仰渡され、越州宗孝ハ無御構屋鋪え引取養生有之、

板倉修理

右板倉修理儀、水野監物江御預仰付候、私共立合監物方え引渡候。家来共受取仲之口平川通駕籠ニ而別条なく御門差通申候、

八月十五日

大御目付

御目付

一 八月十六日宗孝卒去、同二十七日品川東海寺へ葬る、

一 八月二十三日板倉修理、水野氏小川町屋敷に於て切腹被仰付、国法に由て家断絶、

一 寛永九年十月四日 家光公肥後国及び豊後国の内鶴崎二万石を細川越中守忠利に賜ふ、忠利ハ越中守忠興の男也、細川家天正十一年より丹後国田辺を領す、慶長五年関ヶ原役後豊前国小倉を忠興に賜ふ、是より今に到て不易の領国と成る、

一 荒木十左衛門といふ人御使に下り候時、光堂の仏の目にいれたる金を人の盗し事あり、僉議するると秀衡か棺をあはきたり、棺五

重はかり外の棺ハぬりたり、内の棺一重ハ桐の白木なり、秀衡か死骸いけるかことし、年のほと五十あまり、たけハ中人のすこしひきくなり、髪三寸計生たり、ひへからのやうなる物にて棺をつめたり、五百年はかりなるに形のそんせさるハいかなる故にや、かたはらに和泉三郎か棺有り、したたかなるしやれかうへひとつありけるとそ、秀衡か棺の内に枕一ツ太刀一ふり有之となり、枕ハ常のくゝり枕也、ふさ深紅なるかねにて、さわればてうのことく手につくとなん、太刀ハ二尺はかり鏢はもかうの形にて三枚つは也、柄は真紅の糸にて巻て中ひし也、さめににしきをませたり、柄かしらハひきとおし也、さひつきてぬけず、

一寛永十一年新納加賀大口え罷移り、御番勤へき由仰渡され、加増八百石下さる、詳国史

一甲戌の季春二三の友人と語て曰、日置郡満家院厚地邑源君頼朝公の廟ハ忝くも我

太祖侯の由て出る処を以て、建保中剣建し給ふ、靈廟にして今に五百余年巍々乎として一日の間断なし、吾儕参拜せずんはあるへからすと、然とも淋雨晴間なく日毎に晴を待けるに、後の三日黒雲四方に散し、紅日東に輝ければ、さらはとて思ひ立ける昭ハ仕官の身にしあれハ、巳の刻に府城に登り、官に告て一日の暇を免され、直に尾畦橋に至れハ、前期たる敷角徳善牧源否次爰に待居たり、相共に徒步行歌して水を渡り、岡を越て川田に至る、是昔時川田氏の采地なり、寺あり大川寺と号す、川田氏の立る処なり、寺を巡りて墳墓あり、其中小き廟あり、立寄り見るに川田駿河守義朗を祭る、義朗は 龍伯公維新公の朝に仕へ、雨に浴し風に梳り、戦功武名最高候、今ハ松吹く風のミ肅々として感慨いと

ふかし、

さしも名の高きむかしの跡とへハ おつる涙や手向ならましとありあへず吟詠して寺を出て橋を渡り行く事数町にして、弓手の方二十余町を過て小山田の滝見ゆるゝさなから瀑布をかけたることし、

あかす見る滝の白糸くりかえし いく世絶せぬなかならむ

二里計すくれば花尾山より十六丁の石碑あり、是より一町ことに石を立たり、又行く事九町にして二王門あり、是を入て一町余左に曼茶羅寺あり、右に普賢院本地院あり、一町を過て平等王院あり、昔ハ三十六坊有しといふ、漸廃壊して一寺も遺りなし、大玄廟の御時五院を立ん事を命あり、果さずして逝去し給ふ、宝永中 浄国廟平等王院を再興有り、後に三院を立て曼茶羅寺本地院普賢院と号すとなん、又一町にして門有り、半町を過ぎ鳥居あり、又半町にして随神門有り、花尾山の額有り、寛陽廟の親筆也、入る事半町余宮殿有り、殿廡尾梁金銀を鏤め玉を磨く、杉樹森々として宮を廻り、高山峨々として傍に聳ゆ、石燈數十左右にあり、所謂佐多豊前久達・島津大蔵久明・肝付主殿兼柄・島津内膳久兵・種子島蔵人久明・島津中務久輝・新納市正久珍・島津帯刀仲休等宝永三年寄進する処なり、左に鐘楼有り、登て是を見るに、大玄廟寄進し給ひ、大乘密院廿三世法印銘し丸田惣左衛門正房彫刻す、下りて十余間参籠舎あり、又廿余間右に下りて杉樹の老たる下に茶毘の跡あり、石浮図を立つ、銘曰丹後御局茶毘所と嘉禄三年丁亥十二月十二日、門を出る事数十間、左に御本地堂有り、抑此廟は 忠久公厳考頼朝公を祭り、右に丹後局左に永金



阿闍を并せて華尾権現と号す、数多の鏡に仏像を鑄て内陳に掛らる、丹後局逝して遺言に従ひ此所に火葬す、比企判官能員元局永金編の石塔有り、遺骨も納たりといふ、東俣村一ノ宮大明神ハ 忠久公を祭り奉るといへは是をも押し奉るへきなどいひけるに地理ハ知らず、日既に晡時に近くなりければ後日を期して帰路に趣く、

一夏もやうく過行き、いつとなく萩の上風身にしミ、煙霏々として雲歛る比、郡蘭苑の書堂に会して後漢史を讀ミける、黄昏を過ぎ巻を開らき二更に終ふ、是より治乱の理、人物の論辭賦文章の談に及ふ、月前盃を挙て風の清きを賞し、席上燈を挑て談の快を歛ふ、蘭苑諸客に対し戯て曰、客有れとも酒なし、酒あれとも肴なし、此良夜を如何ん一絶を賦して諸君ニ謝せんとて

由来非市遠長物遠貧家只有松林月交情意氣加

是書堂市井の街に近く門前松林のとこしなへなるあれば也、諸客酔に乘し、主人の風流珍しからすといへとも、月を賞し客を待す余情余り有りと感吟しける中に郡員長、

かくれ家の為とや松もしけるらん 文見る人の市のやとりハと

打吟しければ座中員長の和歌珍しとて称嘆しける、昭一絶を書しとて曰、

置酒高楼上簾前白露清与憐深本月意氣自從横

されは古人の糟粕を食ひ、漫に書史に耽るといへと風雅の道に疎く、詩歌は学すして年月を経たり、かく言て絶句の格に合へるも知らず、もとより高樓簾前など実には過ぎたれとも口に任かせて言ひ出し侍る諸君の教を乞て、他日詩学の基にせんと切にいひ出け

れハ、通昭の詩猶珍しとて人々伝覽しける、蘭苑押戴て疎に一喝人を驚かすなるへしとて、即韻を次て曰、

月上青松照詩吟白雪清合歛猶未熟斜漢西窓横榎本

座上に在しか、諸君の吟詠耳を歛ハしむ、我も亦黙すへきにあらすとして、

何事も皆能らんとおもふとちしはしの別れ涙そ、きそ

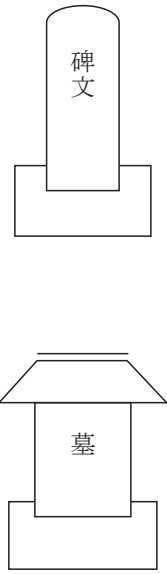
是ハ蘭苑西郡に行くの日近クみつからも亦東都に官遊するの志あれハ丈夫涙なきにあらず、離別の間に濺かすといへるを取てよみたるなるへし、小倉知直末席に在り、我は三子の具に異なる才ならねとも志をいわすんはあるへからすとして、

かしこしな松の林に宿しめて 浮世を余所に月や見るらん

座中又是を称し数盃の興をもよほし、銀河西に傾きければ諸客再会を期して帰る、

一無名抄云、業平奥州へ下向の時、みちの国やそしまといふ所にやとりたりけれハ、野中に歌の上の句を詠する声有り、秋風の吹くにつけてもあなめくと聞ゆ、其あたりたつね給ふに人なし、死人の頭ひとつあり、それより生たる薄の風にふかる音のかく聞へたるなり、扱あたりの人にとひ給へは小野小町のとくろ也とこたふ、其時歌の末の句をつき給ふ也、小野とはいわくすすき生たり、一薩摩守平忠度の墓ハ播州明石郡大蔵谷の東南往還海道の屏裏に在り、庚寅の春昭尋て到り拝す、土を封し上に小き墓を立つ、延宝中明石城主山城守松平忠国創立といへり、墓面に倭歌を彫刻す、今もたたのりのしるしに残る名のこけにきさめる名こそ朽せね、松平山城守忠国と誌せり羽忠国ハ合州山上田城主松平敦守忠嗣ハ鹿渡墓の周廻石垣あり、今の明石侯の先君左兵衛督直純寛保中修するといふ、墓後石

碑あり、明石の儒臣梁田邦美か撰する処なり、其後松四五株あり



一 曾根松ハ同国印南郡天神社地に在り、高さ数丈に過す、龍の蟠るかことし、枝条数十四方に繁茂して支るに大小木数百を以す、江州唐崎の松も同し年、昭親是を見るに同日の談にあらず、邑人曰是菅丞相筑紫に左遷の時手自植る木也と、其梢朽破る屋形を作て雨を防く、千年の樹といふへし、樹辺制札あり、

禁制 印南郡曾根天神社内

一 当社神木松枝折材事

一 伐採竹木事

一 猥放牛馬飼事

右条々堅被御停止訖、若於違犯の輩は速可被処敵科の旨所被仰出也、

仍執達如件、

元和五年己未十月廿二日

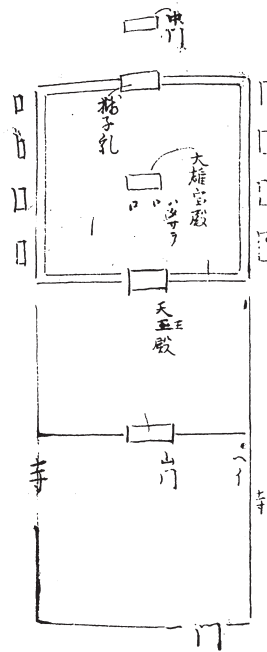
伊賀守源朝臣勝重

一 庚寅春三月伏見桃山に登り桃花を見る、畠中古昔太閤秀吉公在世の時諸侯屋敷迹あり、我 邦君の宅地といふも今畠也、城山ハ松樹森々たり、間々石垣の跡残り、制札あり、此古城山猥入事、木枝伐取苗木取事、他所の出入事、右三条を禁せらる、山を下り南に行は六地藏村あり、宇治に出て黄檗山に至る、山門棟札有り

曰、

本山第六代賜紫沙門千果安泰蒙当朝征夷大将軍特賜兼金修造諸堂暨山門元祿四龍飛辛巳季秋吉旦謹記

第一の門額あり、第一義とあり、第二ハ山門也、額二を掛たり、一ハ黄檗山、一ハ萬福寺と書せり、第三の堂に天王殿と額を掛く、中に布袋の像あり、左右四天王あり、第四の堂に大雄宝殿の額あり、第五の額を獅子乳と書けり、其次に中門あり、是より参詣人入る事をゆるさず、殿堂門廡善美を尽せり、



是より南方みむろの方を廻り恵心院奥聖寺を見、船にて川を渡し平等院に至る、平等院は宇治左大臣頼通の法名也、川涯堂あり釣殿といふ、頼通釣を垂たる所といふ、頼政自害の迹扇の芝あり、長六七尺三角に芝をうゆ、松一株あり、寺僧に因て頼政の絵像を見る、又頭巾（教院簿）甲冑（威墨）寺仏あり、宇治川渡り広からず、深き事いふへからず、流早ふして矢を射るかことし、川舟に乗て下れば忽伏見に到る、平等院ハ天台宗御堂関白頼通公の建立といへり、朝日山川向にあり、恵心院の後の山也、恵心院の山号を朝日山といふ、

一 囚刑に遭て親類なき者ハ役人より棺を給り京城七里の外に瘞シミ  
墳カウラにも甄アノウチに銘を書上にもしるしを立置て、其者一家のもの死骸  
を取て葬る事なるやうにせしむ、唐書

一 死罪に究たる囚にも常に扶持方をあたへ、病時ハ薬をあたへ、夏  
ハ牢の内に水をうち掃除し瘧病にあわぬやうにし、冬ハ常にあた  
たかにして寒氣にあわぬやうにす、律例義釈

一 牢の圜の内に別に病人部屋を一間立置、疫令を煩ふと早速に牢を  
出し病人部屋へ入置て、養生を加へて残の者にうつらぬやうにす  
へし、

一 婦人ハ死罪にすへきものにあらすんハ牢へ入へからす、婦人公  
儀へとらると大なる恥辱にあひ人にもなふられ、是によつて浮  
名も立、又は自分にも節義を失ふ事も有之也、人々妻もたぬ者も  
なし、独民間の婦人をのミ右の通の目にあわする事あるましき事  
也、且又死罪に究たる婦人は二度牢を出る事もなきゆへ、牢屋の  
番人のものにて誠になげかしき事とも多し、時々心をつけて吟味  
し、万一不義なる事あらはきひしくこらす事也、同上

一 上に教を設、下を化する事なければ義理法度を見聞事なし、たと  
へハ兄弟の妻を女房にし、弟か嫂を妻にし、雇工人か家長の妻  
に通する者は法に於ハ死罪に行ふ、然共愚民ハ其事を知らず、兄  
弟死て直に其家を収て妻とする事あり、父母其事を主りて婚礼を  
調へ親類ともまて祝儀をいふ者あり、是皆世道の明ならさるの致  
す所、独百姓の罪のミにあらす、同上

一 一旦立腹の余りに人を殺し後ニ悔れとも、是非なく罪にあふ事あ  
り、此等の罪人死罪すへきにハ究たれとも、其情ハ憐へし、一度  
牢に入と父母妻子二度見る事もならず、たとへ飯を持行たるとも

何者か受取て何者か食するやらしらす、昔人ハ囚に世嗣のなきを  
あわれミ罪人の妻をゆるして牢屋へ出入させて子の出生するやう  
にせし者もあり、尤常の法とハすへからすといふとも、家人の入  
て視る事をゆるす條もあり、それゆへに旧例にハ毎月一度ツ、囚  
を牢より出し妻子等に対面させ家内の物語などさせ、さて暇乞す  
ミて本の通牢へ入る事をす、婦人の死罪に行ふ者も平産百日過て  
後に刑に行ふ、此聖主の恩牢屋の内まで及ふことかくのことし、  
役人たる者も昔の人の罪人を殺すにころすへき罪故なく  
〳〵罪に行ふ心をいたき、あわれミ不便を加ふる政を行ひ、法も  
ゆるます、人も無失に逢ふ事なき仕形あるましき物にてもなし、  
只人々の心かそこまておもひいたらさるゆへなり、同上

一 五刑の条目代々おなしからす、明五刑は笞杖徒流死の五ツなり、  
笞ハ恥也、人を恥しめこらす為に設たる者也、笞は荆の節を削て  
作る長さ三尺五寸本の頭径し、二分七厘末の長さ径し一分七厘  
にこしらへて犯人の臀を撻て恥辱をかゝせこるゝやうにす、女ハ  
単のものをきせて其上よりうつ、姦婦ハきせず、罪の軽重により  
て撻数かわれり、杖ハ笞より大にして撻て痛むやうにしてこらす  
為にせり、杖の長さ三尺五寸本の長さ径し三分二厘末の長さ径り  
二分五厘、是も笞と同じく荆の節をけつりたるにて作る、撻やう  
笞と同じ、徒ハ奴なり、つかひものと同じく辱しめ辛苦さする事  
なり、作事方へやりて色々の事につかひ、又罪の重き者は銅鉄を  
ふかせ塩をやかせなとする也、平人にまきれす、且又辛苦する為  
に鎌といふ足かせをさせて働かする也、罪によりて徒の年数をさ  
ため、夫により杖の数かはりあり、ミな杖うつて後つかふ事也、  
流ハ水の流て再ひ本へかへらぬやうに罪ある者を遠方へ追ひやり

て二度故郷へかへる事のならぬやうにする事也、罪によつて遠近のかわり有り、いづれも杖一百して流す事也、死に二ツあり、絞斬也、絞はくひり殺すをいふ、其品輕し、斬ハきりころすをいふ、其品重し五刑の外に遷徒あり、流罪より軽く徒罪より重し、千里の外へつかハし一生かへる事をゆるさす、

一男子の勢をきりて内所にて心やすく仕ふ者、天子の傍に仕る者を内官とも内使とも云、親王府に仕る者を小火者と云、公主の家にあるを闇者と云、以上明律に出、

一本朝隋の五刑に従て笞杖徒流死を用ゆ、又輕罪推蟄閉門手梏籠獄追放等あり、

一周に絞と云、秦に磔と云、漢文帝改て棄市と云、隋に絞と云、

一人の危を助け人の急を救ふ固に善なり、もし是にほこらすんは弥善なり、

一いまた富すして先富るかことくする者は必富ます、いまた貧しからすして先貧かことくするものハ必貧しからず、

一足る事を求むれば終に足る事なし、足る事を知れば便ち足る、

一貧賤勤儉を生し、勤儉富貴を生し、富貴驕奢を生し、驕奢淫佚を生し、淫佚復貧賤を生す、然れとも貧賤にして勤儉せされは富貴を生ずる事なし、富貴にして驕奢せされは貧賤に至る事なし、

一貧富は勤儉の二字に關る、勤ハ孜々として利を為にあらす、唯力を竭して營ミ為すなり、儉ハ鄙吝にして財を凶るにあらす、只入るを量て出す事をなすをいふ、

一人我に負くを以て善を為すの心を随わすへからす、夫徳を施すは只我心に忍ひざる処を行ふのミ、

一奸詐の人、偽を以我に向ふとも彼是をはかるへからす、我一に誠

を以て待せは彼か術自窮まらん、

一不善人と慮らは色を和し心を平にすへし、禍を免るへし、

一志同しからされは強て交るへからす、凡強てなすハ久しからすして変し安し、

一人の悪を攻るに甚敵なれば怒を惹き禍を招く、只改さるのミにあらず、其人の好む所によりて諫むへし、

一自信する者は人を疑かわす、故に人も亦疑かわす、自疑ふものハ人を信せず、故に人も亦信せず、

一余あるを待て後人を救わんと欲する者は必人を救ふの日なし、暇有を待て書を読んと欲する者は必書を読の日なし、

一人を責る者は交を全せず、自怒者ハ過を改めず、

一心容忍なれば万事成る、然らされは万事敗る、能く人を怒る時は事に耐ふ、一事沸る事あれば勃然として怒り、一事違ふ事あれば憤然として発す、是涵養の力なくして薄福の人なり、故に大丈夫

ハ人を容れて度量ひろく喜ひ安からす、怒安からす、欲に制せられず、

一辱の一事最忍ひかたし、古より豪傑の士多くハ是に敗らる、是を忍ふに道あり、辱の来る時其人如何んと察すへし、彼小人なれば直我に在り、狂彼にあり、何の怒る事かあらん、若彼君子ならば直彼にあり、狂我にあり、自反して是を改むへし、世人此道に暗きか故に辱の由て来る処審にせず、偏に怒を以て是に応ず、故に仇をなし禍をまねく悲ひ哉、

一我礼儀を以て人を待す、人報るに無礼を以す、人無礼成るにあらず、我礼儀のいまた到らざる也、人の無礼不義ハ我より是を招く、彼何の罪あらん、我か礼義忠信既に足て猶如此ならば是妄人

なり、何の怒る事かあるへき、故に君子は天を怨ミず人を尤めず、一人の寵をねたミ、己か勢を恃ミ、己か妍を以て人の憐を取る、是賤妾の態なり、世の人貧賤なれば安んずる事あたわす、權勢の人にある夫人の貧富貴賤は天命也、人の得て易へき物にあらず、彼權勢も天命に逃るゝ事あたわす、我貧賤も亦通るゝに所なし、是を知らずして阿諛ふハ迷ひの甚しき也、但分を安んじ勤儉して可なり、

一貧賤患難に逢て天を怨ミ人を尤む、常人の通情なり、是人力の能する処にあらず、皆造物の態なり、造物も亦心有て我に与ふるにあらず、彼も知らず我も亦知らず、為る事無くして為のミ大丈夫の心ハ灑々落々として光風霽たる月のことし、一毫も心を動かす事なし、

一好んで人を譏るものハ心を伎ふの大なる物也、己に奔り人を妬む忌疾の心胸に蓄ふ、故に動れは人を譏て禍を招く、胸中天理を存すれば心平にして氣和す、此を以己に奔らず、人を妬ます人の過失を容れて尤むる事なし、如此なるか故に自人を譏らず、

一稱人広座にて口を極めて議論説話すへからず、己か長を説けは人疾ミ、人の短を言へは人怒る、清を語れん不清の者惡ミ、直を述べは不直の怨む、我意なくして説話すれとも彼逆へて聞く者あり、故に詞を寡くし色を和らげ人の問に従て節に對へは人の怨怒を招かず、惡嫉を免かれ己か德行も亦欠くへからず、一人の過惡を云へは人必怒る、人の過惡を掩へは人必喜ふ、己か短を揚られて憾さるものは千百に一二のミ、然れば人の短を揚るは禍を招くの種子を植るなるへし、

一好んで己か長を説くは長を身に蓄ふ事あたわさる也、己か長する

所を身にたくわへ養ふ事を知る者ハ口に長する所をいわす、故に能く其長を長く保て失わす、

一張九齡は功名忠義一時を掩ふ君子ともいふへし、然とも子なし或人は是を論して曰、九齡士大夫事ある者を処することにいつも窮絶の地に致す、是一念の不仁なり故に後嗣なし、人心の仁あらすんはあるへからざる事、如此夫好生惡死は人情の常なり、利に趨害を避るは世の常態也、一物とても然るを必窮の地に置くハ欲せざる処也、九齡盛徳猶一念の善嗣なきに至る、況や九齡に及ざるものをや、

一苦樂は実体なきもの也、馴て常々なれば苦も苦ならず、樂も樂ならず、富貴にして玉樓金殿に居るも常となりぬれば、さのミ樂にもなるへらず、海底に漁する水郎、山岳に登る樵夫も業となればさのミ苦共おもふへらず、然れば貴賤ハ躰に在て苦樂は心にあるへし、

一人の不善を怒るへからず、其足らざるを憐れめは我心を養ふの助となりて怒ヲ自らやむ、

一善人は不善人の師、不善人ハ善人の師なり、

一人不善をなし一旦福ある者あり、人ハ害せされとも天必是を誅す、凡瓜を種てハ瓜を得、豆を種てハ豆を得、疑ふへからず、

一不善人を遠くるに甚しければ害を得、一ツの路を開ひて彼に与ふへし、若彼をして身を容るゝの地なく遁るゝに路なからしむる時ハ、必我か過害を招くに至る、

一不善人の心を以て人を度るへからず、善人の心を以て人をたのむへからず、

一人の私心ハ我身を我ものと思ふふより起る、私心を破らんと欲せ

は孝の一字にあり、

一物に心迹の別有り、常人ハ只其迹を見て心を知らず、故に容易に人を褒貶す、

一文武ハ二ツにあらず、相因て離るへからざるもの也、孝弟忠信を正しく行ふハ文なり、孝弟忠信の障をなすものを退治するハ武也、文ハ仁道の異名、武ハ義道の異名と知るへし、

一人に君たらんものハ山立海受なるへし、事に遇ふて動かさる事ハ山のこどく、人を捨てざるは海のこどくなるへし、

一国を治るに徳治法治の別あり、徳を以て治るは徳治、法を以て治るは法治也、法治ハ稠敷ほと治りかたきもの也、濁水をすますかこどくすへし、動かせはますく濁る、動かさくれば自すむ也、

一私あれば必恣也、恣なれば人の諫を用ひす、世の譏を用ひす、遂に身を喪ひ家を滅す、勤て私を去るへし、

一釈氏五戒を以て五常に配して異ならずとするは非なり、仁者の人を殺す事を嗜さるを見て不殺を仁の本躰とおほえ殺生戒を以仁也といふ、命に方ひ逆をなし、生理傷ふ者をは殺すも亦仁の道なるをしらす、義は介節あるを見て偷盜戒を以義也といふ、義ハ天徳の利にして果断の理、天下の故に感通して天下の動をなす、本

なるを知らず、礼の恭敬品節あるを見て邪淫戒を礼也といふ、恭敬擲節の理人倫日用の儀則を蹈み行ふ、主宰なる事を知らず、信の一毫違わざるを見て妄語戒を以信也といふ、天理の至誠眞実無妄の根本なるを知らず、飲酒戒の配し処なきをもつて智也といふハ、常人の酔狂を見ていふなるへし、智は分別是非の実理にして応事接物の本躰なるを知らず、所謂九牛か一毛なるへし、

一人情は好悪の二ツに過ぎず、苦楽の外に洩るゝ事なし、苦楽は

実躰なきか故に己か心一ツにあるへし、丈夫と生れ大平の世に居

し農工商の上に在り、道を学んで義理を知り、書を蔵め、歌を誦し、春ハ軒端の鶯、夏ハ端居の涼風、秋は窓にさし入明月、冬ハ

朝戸出の雪、いつれか己か心の楽ならざるはあらず、是を知らずして外楽を求め終身營々として奔走するハ何の心そや、

一常に孝を思へは苟も人の短を揚げす、己か長に矜らず、人の怨を受けてハ直を以て是に報し、人の過大なるハ蜜に責るに理を以し、

小なるハ聊も言わす、愛和を専にし人の悪を隠し、善を揚げ色に淫せず、酒に溺れず、博奕を好まず、悪友に因まず、法にあらざれば言わす、道にあらざれば行わす、

一止む事を得ずして人の長短を論せは、先づ己か長短如何んと顧よ、一恩を人に施して報ひを求めは勢必仇を做に至る、善を為して知られん事をもとむれば却て誇るを得、

一利を貪るの人は縦ひ千金を得るといふとも心猶足らずとす、一年高して猶徳なきの人、貧極て儉約を知らざるの人、好て交を親くすへからず、

一小事を見て大事のこどく、公事を家事のこどく、人の為に謀る事己か事のこどくするハ人の道也、

一子弟の教導ハ嚴毅にすへし、専厳なれば怠心生して事済る事なし、一子弟書を読む事なくとも苟も小人にハ交らしむへからず、

一学ハ剛毅果決なるへし、然らざれば成らず、

一閑暇にハ心を専にし形を嚴整にし己か放心を求めよ、書を読まは心を虚にし理を窮て聖賢の本意を求めよ、

一学問の道自是とするを悪む、自是とすれば心虚ならず、人に問わす大に長進の道を塞く、

一学ハ博学反求を尚ふ、博学ならされは理を窮る事明ならず、反求せされは得る事なし、

一一言一動皆是学なり、言に教あり動に法あり、昼為す事有り夜得る事あり、息に養あり瞬に存あり、

一今人利害に遇へは趨避計較の心を生ず、古人刀鋸前に在り、鼎鑊後に在り、是を視て物なきかことくする者ハ道理を觀る事分明にして他に心を動かさゞればなり、

一仁を求るの要ハ仁を害するものを去るのミ、

一凡天下の事、理に従ひ法を守り心を平にして、是を処すれば当らずといふ事なし、

一或曰、政を為は必寛を以て本とし嚴を以て是を濟すへし、某嘗て謂く嚴を以て本とし寛を以て是を濟すへし、

一衆人の知を集る者は力を為し易し、己か知を專にするものは功を為しかたし、天下の勢ひ合一なれば彊く分るれば弱し、

一屈伸往来ハ是二氣自然に斯のことし、故に曰鬼神二氣の良能、

一性ハ全く善情は則善悪あり、未発の前は氣事を用ることなし、故に善有て悪なし、方ハ氣に出つ、氣清めは方も亦清氣濁れは方も亦濁る、

一学者の工夫只敬に居り、理を究るの二事に有り、能く理を究れば居敬の工夫曰々に進む、能く敬に居れば究理の工夫曰々に密なり、

一知行常に相待つ目と足とのことし、目見る事無ければ足行く事あたわす、目見る事有とも足なければ行かさるかことし、先後を論れば知を先とす、軽重を論すれば行を重とす、

一学は卑近を厭わされ、卑近なれハ工夫弥実にして得る所高遠也、故に同道ハ近在り、

一外容貌を端し、内思慮を整れば自然に敬を生ず、程子人に持敬を教ゆ、衣冠を整へ容貌を齋るを以第一とす、

一持敬古人説多し、但整齐嚴肅し威儀儼恪し容貌を動かし思慮を整へ衣冠を正し胆視を尊し、一を主として適く事なく、常に心を惺々し戦々兢兢として鬼るれば所謂内を直くする也、自然に按排を費さずして身心肅然表裏一なるかことし、

一座するに尸のごとく立に齊するかことく、頭の形ハ直く目の容ハ端しく、足の容ハ重く手の容ハ恭しく、口の容は止まり氣の容は肅しむハ敬の目なり、

一事なきにあたつて中に存しておこたらざるハ敬なり、物に応して酬酢錯さるものも亦敬也、故曰、母不敬倣如思事にハ敬を思ふ事を執る時は必敬す、

一理を究る事ハ心を虚にし慮を静する事を本とす、

一性を云わく如何なる歟、是性心を云わく如何なるか是心と如斯推す、只是格物也、

一今人書を読むに広を務て精を求めず、刻苦するものは迫切にして従容の楽なく、平易なるものは泛濫にして精約の功なし、二ツのもの病とするハ一なり、

一書を読まは誦を成して精熟すへし、

一心粗に性急なれハ終に事を濟さず、

一讀書いまた義理を曉されは則思慮す、思慮して猶曉されは則読む、然れば読む所思ふ処悉曉る、

一一句の書を読まは一句我に将来て何れの処にか用ひ得ん事を体察すへし、

一書を読まは句々皆我心に果して能く如斯なる歟と、睠て未到らさ

れは則猛勇奮発して止まず、如此なれば必長進の功あり、書を読  
て如斯の書ハ自書、我ハ自我と思わは何の益かあるへき、

一学ハ只善悪を分別し善に就き悪を去るのミ、

一学ハ義と利とを弁せん事を要とす、義利の弁は只己か為にし人の  
為にするの分なり、

一凡人心平ならん事を要す、心平なれば気おのつから和す、气和す  
る者ハ応事接物大なる過失あるへからす、

一天下の理は是と非との両端に過ぎず、故に学者の工夫ハ只一箇の  
是を求るのミ、是に従へハ善人となり、非に徇へハ悪人となる、

一読書尽く、其理を知る事あたはさるハ心粗にして意広レは也、

一夫学を為るや先要領に眼をつくへし、汎として心を用るに所な  
く、終身得る所なかるへし、要領ハ敬に如す、敬とハ放心を求め  
常に惺々して間断なきの工夫なり、一念の発する処敬肅省察の守  
を固し、十たひ顧ミ九たひ察して是を發するや節に当り度の中  
る、爰に省察を加へされは□か悪桀討か行も亦難しとせず、故  
に周子幾をとく、幾ハ動靜の間にありて外にあらわれざるものな  
り、動より靜に入り靜よりして動く、されは敬は動靜をつらぬく  
工夫にして、又先後あるへし、靜ハ先にして動は次く、幾は敬の  
要也、人心の妙測るへからす、其動く時は天理發見し人欲も亦き  
さす、学者省察を爰に用ひて善を長し悪を押しゆへし、是則為学の  
要領なるへし、されとも幾のミを工夫して本躰の無為を棄へから  
す、張横渠も予の字をとけはいまた幾に渡らざる時、義理を以我  
心を涵泳し、義理と心とへたてなからしめ、幾の本つく所を涵し  
養ひ、既に幾に渡りて是を審察して義理如何んと見るへし、譬へ  
は火の微なる水を濺き灰を覆ふて消すへし、燐火炭心に徹る、既

に盛なるに及んで江河の水も用ひかたし、太公か両葉を絶されは  
斧を用るのいましめ宜なる哉、

一人心聳然として此に在れば惰慢の気なし、故に心をして常に惺々  
たらしむる時は羈束を待すして四体規矩に入る心、惺々又規矩を  
以て繩檢するハ内外交養なり、

一本心明ならざるハ睡人のことし、喚醒して方に知る睡人の醒たる  
かことし、朱子曰、学者工夫只在喚醒上と常に喚醒して惺々なる  
時は日の昇かことし、群邪おのつから息む、衆欲本心を味ます  
事あたわす、太祖月の詩曰、未離海底千山黑、方到天中一万国  
明亦此意なり、

一五倫の間、都て下たるものは上に従て背かすと定めたるハ、かた  
おちのやうにて左にあらす、天地自然の理也、天上に在て令し、  
地下に在て背く事あたわさるかことし、朋友の一倫上下なし故に  
争ひやすし、君臣も亦義合して父子兄弟の肉親夫婦の親睦のこと  
くならず、故を以忠信の二字を以疎き君臣にあつ、尤意味ある事  
なるへし、

一昔禅僧毎に自喚んで曰、主人翁惺々著せよ、謝上蔡も曰、常惺々  
或朱子に其同不同を問ふ、对て曰、謝氏の諸地歩濶し身心事物上  
に於て皆工夫あり、禅者の見る所は只一個の主人翁を看得便に  
すと、是主人翁の三字にて大に不同あり、或曰、是宋儒の風流凡  
情をぬくにハ可なり、聖人の旨にハ叶わず、如何となれば孔子  
顔子の死を哭して働す、其働を覺らす、韶を聞て三月肉の味をし  
らす、周公管蔡の不肖をしらぬの類皆不惺々なり、昭謂く常惺々  
ハ一点私欲の做なく天理昭々たるをいふ、聖人の働哭味を忘れ、  
兄の不肖を知らざるを私欲の做と云て可ならん欵、天理の不明と



いふへきや、常人の心を以て聖人の心を論ず、笑ふに堪へたり、孔子道の為に顔を哭す、其働を覚らざるか惶々也、韶を聞て味を忘る、先王の徳を悦て、心それに一なるか惶々也、周公兄を敬して其反心を知らざるか惶々なり、或の管見臆説書に筆して市に鬻く、予適見る故に弁して兒童の惑なからしむ、

一学者常に心を收斂して放蕩ならしむへからず、心を收斂せば外貌を整ふへし、座作進退動静云、為一に整齊なる時は心おのつから収まる、所謂以礼制心也、林丈軒臨安に在り、一僧を見て與に説話す、此僧出入常に一笠を頂く、眼視ル事曾て笠影の外に出さず、我儒と心術大に異也といへとも外を以内を収るにハ似たる所あり、

一旦道の僧行脚して日暮れ野に臥す、咽頻に渴し水を求めて小流に至り、手をむすひて吞て腹に満ち快く臥しぬ、夜明け昨夜の流を見るに乞食体の者水中に倒れ臥し、死して既に日を経たりと見えて五体腐たゝれたり、僧忽胸あしく黄水を吐く、於是僧心に思ふ様、此水毒あらは昨夜吞て則胸悪しかるへし、死人を見ざるか故に吞て快く寐たり、今朝其穢たるを見て忽かくのごとし、水に毒あるにあらずして我心に毒有り、是則意識のまよひなり、世間の万事皆かくのごとし、忽悟道發明して帰る、

一禅僧夜る厠にゆく、忽物を踏む、僧おもへらく昼此所蟾の臥たるを見る、今踏て殺せるなりと臥室に入り後悔してやまず、熟おもひけるハ我誠に過てり、然共生物を殺し殺生戒を破る因果の理のかるゝに所なし、深更漸く睡に就く、忽夢ミらく彼蟾冥官に告て僧の罪を訴ふ、閻王大に怒り牛頭馬頭の罪等を遣して僧を責む、僧夢覺て弥信を取り疑ふ所もなく、因縁の理疑ふへからずと大に

恐懼し、夜明け昨夜踏める物を見るに蟾にハあらて瓜なり、於是僧忽悔悟して以為是意識の迷なりと、於是悟道して禅学の奥義を得たり、

一仏氏中国に入り、幻妄寂滅の論齋戒変して義学となり、遠法師支道林皆義学也、肇論ハ肇法師に出るといふ、是齋戒の学一変して遂に一般の道理を説出し来る、達磨入来るに及んで翻にして禅を説出し来る、又義学より高妙なり、其始ハ福福報応の説愚僧を鉗制し、衣食を資足するの計を為すに足るのミ、

一上臈女の髪、むかしハ二ツびんとて真中よりわけ両方へなておろす、今見る官女の絵様皆かくのごとし、中ころ三ツくしにわけ、今は丸ひんにしてわけめなし、常のごとくすへらかして長かもしを入れ、帯の少しうへにて多もとゆひを掛け、其下をハ白水引にてゆふ也、

一女の眉ハ古来よりほそまゆ柳まゆなとさま／＼有り、ほそきハこくふときハうすくひく也、遠山眉ハ遠山に霞のかゝりたるやうに、ほの／＼とひくを云、蛾眉ハ蛾むしの眉のほそくうつくしきをいふなり、

一きわすみハ霞の山の端にかゝりたるごとくに、ひたひよりうへの方へうすくひくへし、くろ／＼とこきは甚いやし、

一今やうの女ハ身せはき小袖を多りもとを背の見ゆるほとしさらし、髪ハミ、をあらハし、大きなるくしかうかいをこのミたる、見るもいやし、しつめかせはきたもといひ、市の女か多りも合せぬともいひ、しつめかきミ、あらハなとむかしの人もいやしめおきけるなり、櫛をさす事ハ下さまの事也、然とも延喜式に上郎以上象牙の櫛を不許といへハ一概に云かたし、

宗祇法師狂長歌

よきおんなのさま

さいはいをそなへたる身ハよれ、つねにこゝろしつかにおたしく  
てはらあしからず、さてハまた人をもさのミへつらはす、まこと  
の心ふかくして、かたこゝろにハしひありて、よそなけきをあわ  
れミて、少もはけしき色見せず、ものこのミせすひるねせず、は  
しちかなれとこゑたてす、まれ人おゝくいて、いれとさしきを立  
てそゝるかす、しやうしやれ戸のひまあれと人をものそくことな  
かれ、人のよしあしさはくらす、とは手ハ語る事もなし、とふに  
つれなきいろもなし、ちこやほうしにちかつかす、つまにそりく  
のけしきなく、いミしき事もうらやます、なにゝかせむとおもひ  
すて、なげくこともなし、あるにしたかふすまひして、あかしく  
らせるみちなるへし、こゝろゆたかにけたかくて、人にしられぬ  
のうありて、うき世中のはかなさを朝夕心にさしはさみ、色にい  
たしてはらたてす、心のうちにうちすてゝ、みるもよしなく、き  
くも又かなしかるへきことあらは、見聞んかたにたちさりてしつ  
けき所にすまひつく、心にまかせぬ世にあれと、さなから人にし  
たかひて、すこしもさかふ事なかれ、おやあとゝひにもしたかひ  
て、はしめ後もおなしふり、心ゆるまでとしをへて、つかふ人  
にもなさけあれ、なきあとまでもしのはれて、それそまことのみ  
ちなるへし、

あしきおんなのさま

わかきよりうせぬくせにはこのねたミ、ちやうもんこのミあ  
りき、すきものミといへは、かゝさしとあわてさわまいてゝゆ

く、人ましハリかすきなれは見くるしきこそとうりなれ、しる人  
見てのこてまねき、こうしあるきの物かたり、人そひへたるたか  
わらひ、たま／＼いへに帰りにハ心にすかぬことあれば、こは人  
をわろく入たけり、人もこちひぬ本ノマそらうたかひ、かなはぬ事をい  
ふなれば、聞こと／＼にはらそたつ、いよ／＼せめてのなくさみ  
に、人たにくればものゝそき、しやうしのきハのさゝめこと、物  
しりかほの歌なかくし、末もとをらぬそら道心ミすやすたれのわ  
きにゐて、ミよかしかほの身ありさま、わるきけしやうのくせと  
して、きハめて後はあさまにて、あるへき時はことをかき、人の  
とあそとふつめといはくにて、さそまさりけるに、くミてほむ  
れはうれしかり、おもひてしかれははらをたて、われあるよしの  
ものミこしハ、をんなきワさとおもほゆる、なにゝつけてもつた  
なかりける、

一 大和物語云、昔奈良の御門につかふまつる宋女有りけり、貌いみ  
しうきよけにて、人のよはひけれともあわさりけり、あわぬ心ハ  
御門を限りなくめてたきものになん思ひ奉りけり、御門召てさて  
後又召さりければ、かきりなく心うしと思ひけり、夜昼心にかゝ  
りて覚ければ、御門はさしも覚し召さす、さすかに常に見奉れば  
猶世にあかふへき心ちもなかりければ、ひそかに出て猿沢の池に  
身をなけてけり、御門はかくとも知し召さるるを、事のついでに  
人の奏しけれハ、聞召ていといたう哀れかり給ひて、池のほとり  
におふミゆきし給て、人々に歌よませ給ひける時、人丸かよめる、  
わきもこかねくたれかミをさる沢の 池の玉もと見るそ悲し  
き

御門も同じくよませ給へる也、

一貫之集云、紀伊国に罷下りて罷上るに、馬のわつらいて死ぬへきあつかひをする、みち行人とまりミていふやう、例こゝに神のし給ふとて、かく社もなくしるしも見らぬと心いとうたてゝおおする神也、さきくもいのりを申てなんやむといふに、幣くらはなけれハ何わさをすへきにあらず、いかかわせんと手はかりあらひ、ひさまつきて、扱いつれの神と申さん、するといへはありとおしの明神となん申すといへは、かくよミて奉る、

かきくもりあやめもしらぬ大空に ありとおくをは思ふへし  
やハ

一大和物語云、信濃国更科と云所に男住けり、若き時に親は死ければ、おはなん親のことくに若くよりあひそひてあるに、其女の心いと心うき事多くて、此しうとめの老かゝまりて居たるを常に悪ミつゝ、男にも此おはの御心のさかなくあしき事をきかすれば、むかしのことくにもあらず、おろそかなる事多く、此おはの為に成りゆきけり、此おはのいといたう老てふたへにて居たり、是を猶此よめ処せかりて今まで死なぬ事と思ひてよからぬ事をいひて、此おはをもていきてふかき山に捨給ひてよとのミせめければ、せめられてさしてんと思ひなりぬ、月のいとあかき夜、おはごいさ給へ、寺にたふときわさすなり、ミせ奉らんといひければ、かきりなくよろこんでおわしにけり、高き山のふもとに住けれハ、その山にはるく入て高き山の峯のおりぬへくもあらぬにおきてにげてきぬ、やゝさけへといらへもせて、にけて家にきておもひおるにいひはらたてゝけるおり、はゝをたちてかくしつれとも、年比おやのことやしなひつゝあひそひけれハ、いとかなしくおほへけり、此山のうへより月もかきりなくあかく出たるを詠

めて、よひと夜いもねられず、かなしく覚へけれハ、我心なくさめかねつ、更科やおはすて山にてる月を見て、又いそきてむかへもて来にけり、それよりおはすて山といふなり、

此歌古今集に載て題しらす、讀人しらすとあり、

一俊頼抄云、常陸國に鹿島の明神と申す神の祭の日、女のけそう人あまたある時に、其名ともを布の帯にかきあつめて神の御前におく也、おふかる中にすへき男の名かきたる帯をハ、おのつからうらかへる也、それを取て禰宜か得させたるを女見て、さもおもふ男の名ある帯なれハ、やかて御前にてそれを聞て男かこちかりて親しく成りぬ、

按に鹿島明神ハ武甕槌神タケミカヅを祭る、社領二千石年中七十五度の祭

あり、其中常陸帯のあり、其日男女の名を布の帯に書し、神前に置社人取て授く、相見て以て婚姻を定むといふ、

一歌林良材云、男よくよはひける女有けるか、百夜彼しちのうへにふしたらはあふへきといひける故、夜毎に来てしちのうへに丸寝をして九十九夜までは数を取て榻のはしに書たり、按深草少将故事此に基する歟、

一白拍子 鳥羽院の御時、島の千歳若ノ前二人の遊女舞始めり、直垂に立烏帽子腰刀をさして舞ふ、是を男舞といふ、後に事あらしとて烏帽子刀を止て水干に袴計を着て舞ふ、水干ハ絹直垂のことくにして袖括の露劔なり、

一今昔物語云、ある山を若き女子を負て通りけるに乞食二人行きあひたり、一人の乞食走寄て女をとらへぬ、女ははいかにするそといへは、乞食かしこへゆき給へ、いふへき事ありとて山中へ引入るに、女せんかたなくて申けるハ、かくはしたなくしたまはんよ

りハ、いはむ事をハきくへしといふ、乞食よし／＼しからはいさといふとき女かいはく、山中といふとも何条かゝるところにて、人に物をはいふへき柴などをたてゝめぐりをかくせといひければ、乞食けにもと思ひて木の枝をきりおろすに、今一人の男ハ女かにくるやと思ひて向ふにたちたり、女かいはく今朝より腹を術なく病てあり、かしこにまかりて帰りこん、しはらくゆるされよといふに、乞食さらにゆるさねハ、さあらは、此子を質に置へしといへは、乞食うちうなつきて子をすてゝハよもふけしとおもひて、子をいたきたとるに女廁にゆく躰にもてなして、急にはしりにけて道に出にけり、其時に調度負て馬に乗りたる者四五人にあひたり、女かいきまきて走るを見てあやしみて問に、女しか／＼の事侍りにくる也と答ふるに、武士ともそれハにくき事なり、いづくに有そといひて、女かおしへける所に馬をはせて打入見けるに、柴をたてゝかこひたるわきに其子を二ツ三ツに引ききて置けり、此女子をうしなひしハかなしかりけめとも、彼等かためにおかされさりしハ恥を知りたるもの也と、此武者共ほめ感しけるとなむ語り伝へたるとなり、

一今はむかし、右近馬場にて競馬あり、一番に尾張兼時・下野敦行乗りたりける、兼時競馬に乘事きハめて上手なれとも、悪馬に乘る事少し心もとなかりける、敦行ハ悪馬をも嫌ふ事なき上手なり、其日の競馬に敦行ハ進退にかしこき馬に乗りたりける、兼時ハ官城といふ高名の上り馬に乘たりける、官城は走りハきハめてはやかかりけれとも、上りけるを兼時いかゝおもひけん、其日左の一番にてゑらひてこれそのりにけり、すてに三地おはり、拵合て乗組て打追ふ時、官城常の事なれハ玉を取やうに上りけるに、兼

時競馬の手ともをれ乗得ず、只落しとのミせし程に、兼時つゝに負にけり、競馬にハ置組程より勝てゆくまでハおほくの手あり、但し負馬ワたす事ハ露知たる人もなかりけるに、兼時負て渡しけるを万人是をほめにけり、兼時負馬乗たる作法を万人にしらしめむとおもひて、わざと官城に乗て負たるにやとそうたかひける、是よりして皆人負馬わたす作法ハかくなん有けりと知ける、兼時カ悪馬上り馬をゑらハすして乗けんハけに心得ざる事也、好みて負たる事まことなるへしとなん語伝へたると也、

一何れのとときにや、帝大和国高市郡に造営し給ふに、国の内の夫を催して其役とす、然るに夫共の中仙人／＼とよふ者あり、行事官の輩あやしみて、汝等何によつてかれを仙人とよふそと問ふ、夫の者こたへていはく、此者は久米とまうす、先の年当国吉野郡龍門寺に籠り法を行て仙となり、空に飛行けるか、吉野河の辺にて若き女の美なるか裾をかゝけて衣を洗へるを見るに、脛の白かりけるを見て、心まよひつゝ女か前に落ぬ、則其女を妻として今に侍り、それよりして仙人とは呼也とまうす、行事官等是を聞て扱ハやんことなき人にこそ、其時の行法定て覚たるらん、かく多き材木をみつからもちこはんよりハ祈て飛しめよかしとたはふる、久米聞て思ひけるハ我たま／＼仙法を行ひしかとも、愛欲にふれて墮落しぬ、然といへとも年比頼奉りし本尊いかてたすけたまふ事なからんやとおもひ、七日断食して材木を飛はせたりと云々、

昭按に久米仙人を記する小説往々少からず、大意同し右記する所今昔物語に出、又元亨釈書云、逢婦人以足踏浣衣見脛白染心即時墜落、喫煙火而於高市郡當精舍久米寺是也、又修仙飛去予

古人の説に由て仙人を論ず、往年著述する閑棲夜話に載す、久米仙人虚空飛行ハ付会墮談弁論を待す、顧に彼レ世を避け山林に隠れ、浮図氏の法を修するの徒也、一旦女色に淫し法を棄て俗に還り、公に役す、今昔抄載する処のことし、所謂実録なるへし、空を飛行し女か前に落ると書けるハ文の用也、後に材木ヲ飛ハしむといへるハ付会の妄談弁するに暇あらず、適読むに随ひ筆記して臆見を後に付す、

# 鹿児島県史料集刊行一覧

集	史料名	執筆者	集	史料名	執筆者
1	薩藩政要録	桃園恵真・五味克夫	30	桂久武書翰	村野守次
2	丁丑日誌(上)	村野守次	31	本藩地理拾遺集(上)(薩摩国)	桐野利彦
	丁丑日誌(下)	芳 即正	32	本藩地理拾遺集(下)(大隅国・諸縣国)	宮下満郎
3	薩摩国新田神社文書	五味克夫	33	江夏十郎関係文書	山田尚二
4	一向宗禁制関係資料	桃園恵真	34	示現流関係史料	宮下満郎
5	薩摩国山田文書	五味克夫・郡山良光	35	樺山玄佐自記並雜 <small>戦末</small> ・樺山紹劍自記	晋 哲哉
6	諸家大概・別本諸家大概・職掌紀原・御家譜	桃園恵真	36	島津世禄記	山田尚二
7	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記	五味克夫・郡山良光	37	島津世家	畠中 彬
8	御登御道中日帳御下向・列朝制度	原口虎雄	38	譯司冥加録・漂流民関係史料	宮下満郎
9	明治元年戊辰戦役関係資料	村野守次	39	薩摩藩天保改革関係史料一	尾口義男
10	伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説	増村 宏	40	薩藩学事一・鹿児島師範学校史料	宮下満郎
11	管窺愚考・雲遊雜記傳	五味克夫	41	薩藩学事二・薩藩学事三	畠中 彬
12	川上忠塞一流家譜	五味克夫・桑波田興	42	薩藩名勝志(その一)	吉元正幸
13	本藩人物誌	桃園恵真	43	薩藩名勝志(その二)	吉元正幸
14	薩陽過去帳	宮下満郎	44	薩藩名勝志(その三)	吉元正幸・塩満郁夫
15	備忘抄・家久公御養子御願一見	五味克夫	45	鹿児島県布達(上)	宮下満郎
16	鹿児島縣地誌(上)	桐野利彦	46	鹿児島県布達(下)	宮下満郎
17	鹿児島縣地誌(下)	桐野利彦	47	伊地知権左衛門日記・先君掖官遺抄	堂満幸子・林 匡
18	薩藩舊土文章	五味克夫・桑波田興	48	加治木克老物語・薩藩雜事録・雜事奇談集・舊薩藩諺日記集(上下)	安藤 保・徳永和喜
19	薩藩先公貴翰(乾)	五味克夫・桑波田興	49	西藩烈士千城録(一)	徳永和喜
20	薩藩先公貴翰(坤)	五味克夫・桑波田興	50	西藩烈士千城録(二)	徳永和喜
21	小松帯刀傳・薩藩小松帯刀履歴・小松公之記事	芳 即正	51	西藩烈士千城録(三)	徳永和喜
22	小松帯刀日記	芳 即正	52	通昭録(一)	安藤 保・清水 勝
23	新修舊鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)	原口虎雄	53	通昭録(二)	塩満郁夫・尾口義男
24	新修舊鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(下)	原口虎雄	54	通昭録(三)	丹羽謙治
25	三州御治世要覽	宮下満郎・桑波田興	55	通昭録(四)	中山右尚
26	桂久武日記	村野守次	56	通昭録(五)	中野 翠・尾口義男
27	明赫記	宮下満郎	57	通昭録(六)	丹羽謙治
28	要用集(上)	芳 即正	58	通昭録(七)	塩満郁夫・丹羽謙治・堂満幸子
29	要用集(下)	芳 即正	59	通昭録(八)	日隈正守・徳永和喜・中野 翠

鹿児島県史料集刊行委員会委員

五十首順

安藤 保	九州大学名誉教授
尾口 義男	前始良市歴史民俗資料館長
金井 静香	鹿児島大学教授
五味 克夫	鹿児島大学名誉教授
崎山 建文	鹿児島県歴史資料センター黎明館
佐藤 宏之	鹿児島大学准教授
塩満 郁夫	鹿児島県歴史資料センター黎明館 史料編纂委員
堂満 幸子	鹿児島県歴史資料センター黎明館 史料編纂委員
徳永 和喜	西郷南洲顕彰館長
中野 翠	元指宿高等学校長
丹羽 謙治	鹿児島大学教授
林 匡	鹿屋女子高等学校長
日限 正守	鹿児島大学教授
三木 靖	鹿児島国際大学短期大学部名誉教授

「通昭録」(八)

(鹿児島県史料集 第五十九集)

令和二年三月

発行

印刷

鹿児島市城山町七一  
鹿児島県立図書館  
電話 〇九九―三四―九五一一  
FAX 〇九九―三四―五八二四  
鹿児島市南栄三丁目三〇―七  
株式会社イースト朝日  
電話 〇九九―二六六―五五二二